

教育・歴史文化の輝く健康長寿村



沖縄県大宜味村

Ogimi Village Okinawa

大宜味村第5次総合計画

【後期基本計画】

大宜味村まち・ひと・しごと創生総合戦略

【第2期】

令和3年3月



# 目次

## 基本構想

---

### 第1章 大宜味村の概要

1 位置と地勢-----	2
2 村の沿革-----	3
3 これまでの総合計画-----	7

### 第2章 総合計画の目的・意義と構成

1 総合計画の目的-----	8
2 総合計画の意義-----	8
3 総合計画の構成-----	9

### 第3章 大宜味村の特性と課題

1 大宜味村の活かすべき特性-----	10
2 大宜味村の発展への課題-----	11

### 第4章 大宜味村の将来像

1 施策の基本目標・理念-----	12
2 目標年度・将来人口目標-----	13
3 重点施策-----	14
4 基本構想・施策の大綱-----	17

## 後期基本計画

---

### 序章 後期基本計画・総合戦略の目標

1 基本計画のアウトライン-----	28
2 村の将来像と施策の基本目標-----	30
3 人口目標（人口ビジョンの検証）-----	31
4 人口目標達成戦略（第2期総合戦略の基本目標）-----	39
5 施策体系図-----	40

### 第1章 豊かな自然が生み出す活力ある村づくり

1 農林水産業の振興-----	44
2 商工業の振興-----	56

3 観光の振興 -----	61
---------------	----

## 第2章 健康長寿と子育て・弱者を支える「結」の村づくり

1 健康福祉の村づくりの推進 -----	65
2 子育て環境の充実 -----	68
3 障がい者（児）福祉の充実 -----	73
4 高齢者福祉の充実 -----	76
5 保健医療施策の充実 -----	80
6 国民健康保険の充実 -----	83

## 第3章 歴史に学び人を育む文化の村づくり

1 学校教育の振興 -----	86
2 生涯学習の振興 -----	92
3 スポーツ・レクリエーションの振興 -----	94
4 地域文化の振興 -----	97

## 第4章 安全、安心な住みよい村づくり

1 道路の整備 -----	101
2 港湾の整備 -----	104
3 河川の整備 -----	106
4 水道の整備 -----	108
5 下水道の整備 -----	110
6 集落排水路の整備 -----	112
7 し尿・ごみ処理の推進 -----	113
8 火葬場の整備 -----	115
9 消防・防災の推進 -----	116
10 住宅地の整備・確保 -----	122
11 情報通信の整備 -----	124

## 第5章 総合計画の実現に向けて

1 行財政運営の拡充 -----	126
2 広域行政の推進 -----	133
3 村民参加による村政の推進 -----	134

## 第6章 第2期総合戦略の要点

1 総合戦略の位置づけ -----	136
2 総合戦略の基本目標 -----	137
3 各目標の基本施策と重要業績評価指標（KPI） -----	139

## 資料編 策定関係資料

1 策定の経緯 -----	142
2 大宜味村総合計画策定条例 -----	143
3 大宜味村総合計画審議会条例 -----	144
4 大宜味村総合計画審議会委員名簿 -----	145
5 諮問書・答申書 -----	146
6 村民アンケート結果概要 -----	149
7 前計画の評価 -----	156
8 S D G s 一覧 -----	158



# 基本構想



# 第1章 大宜味村の概要

## ①位置と地勢

本村は沖縄本島北西部に位置し、西は東シナ海に面し、東は東村、北は国頭村、南は名護市にそれぞれ隣接している。

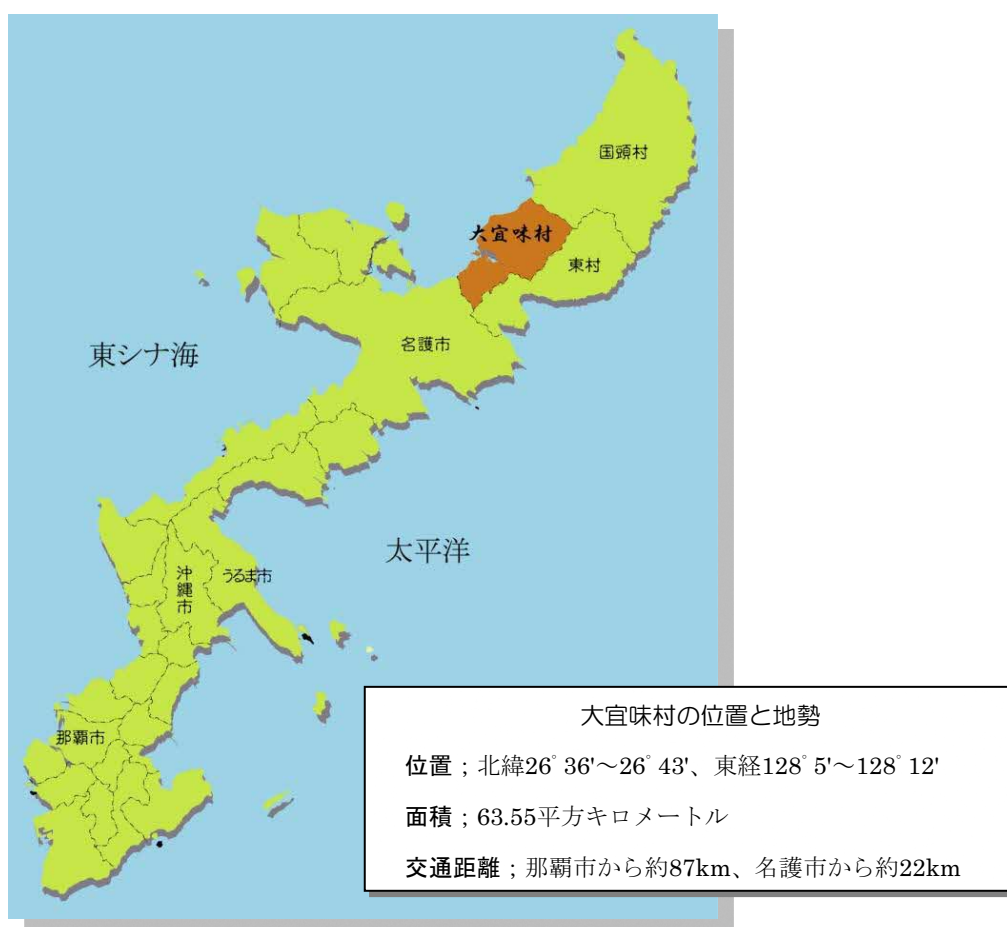
県都那覇市から北に約 87km、北部圏の拠点都市である名護市からは約 22km の距離にある。

村域は東西 8km、南北 13.3km、総面積 63.55 km<sup>2</sup>で県内第 9 番目の広さとなっている。

本村の総面積の約 77%は森林で、ほぼ中央に標高 300m 内外の山々が連なっている。

その山々を源として大保川（延長 12km）をはじめ大小 17 の河川が東シナ海にそそいでいる。平地は極めて少ないものの、集落は海岸沿いの僅かな平地に立地し、海岸に接する形でそり立つ急傾斜地の奥には標高 150～200m の広い段丘面が発達しており、古来本地域に住む人々はここに開墾地を求めてきた。地形が複雑で平地に乏しい厳しい環境下で、農林業は大きな制約を受けてきた。海岸はさんご礁が発達し砂浜を形成している。

土壌は、古期石炭岩からなるネクマチヂ岳周辺を除いて PH4 前後の強酸性土壌であり、農作物の種類を限定する要因となっている。





## 2 村の沿革

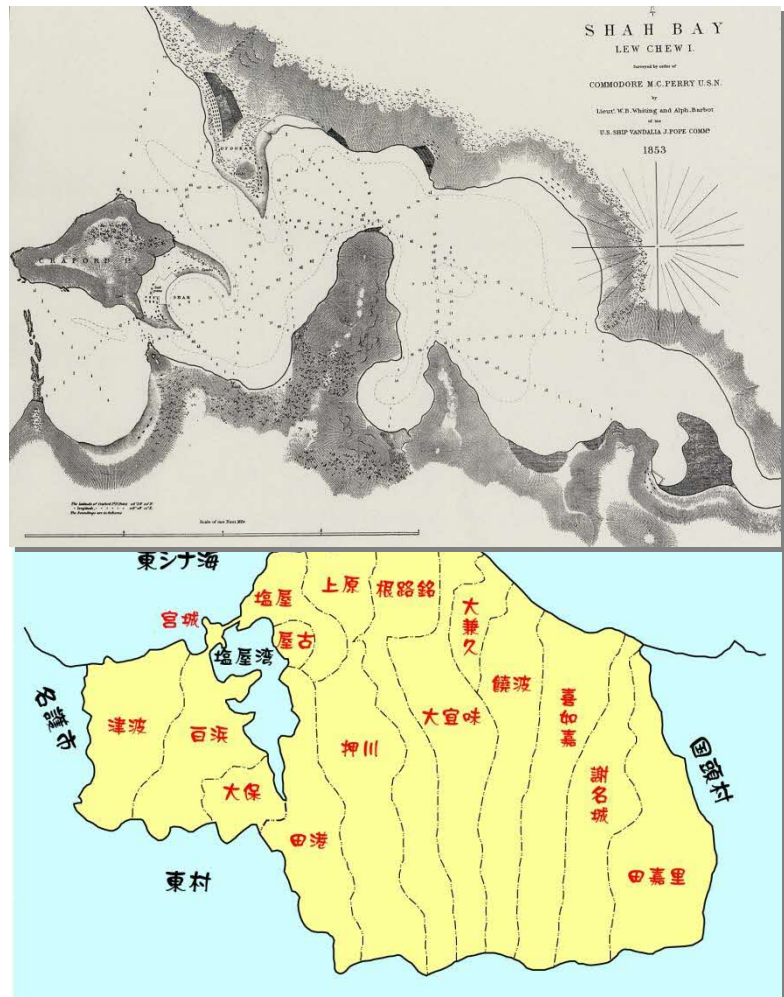
### 1 琉球王朝時代

本村の歴史は琉球王朝時代の1673（尚貞5）年に、羽地間切から平南、津波の2村と、国頭間切から屋嘉比、城、根謝銘など11村を分割して、合計13村により田港間切が創設されたことにはじまる。

その後、1682（尚貞14）年に田港間切は大宜味間切と改称され、1695（尚貞27）年には久志間切から川田、平良の2村を分割・編入すると同時に、親田、見里、一名代、大宜味の4村を新設、屋古・前田を合併して合計18村からなる範囲となった。

さらに、1719（尚敬7）年には川田、平良の2村が分割されて現在の東村の範囲である久志間切に戻され、これにより現在の大宜味村の範囲ができあがった。

この琉球王朝時代の末期、最後の国王尚泰の時代（1853年）には、日本と通商条約を締結することを目的として琉球へ寄港したペリー提督ひきいるアメリカ艦隊のプリマス号が本村の塩屋湾を訪れ地形調査等を行ったという記録が残されている。



### 2 明治・大正時代

1872（明治5）年に琉球王府は琉球藩となり、さらに1879（明治12）年の廃藩置県により沖縄県となった。その後1908（明治41）年には沖縄県及び島嶼町村制の施行により、従来の間切は村に、村は字に改称されたが、このとき大宜味間切も大宜味村となり、初代村長は県知事が、収入役と書記は国頭郡長が任命した。

その後12年が経過した1920（大正9）年に沖縄県ではじめて普通選挙制が実施され、それまでの官選村長から民選村長へ、助役、収入役は村長の推薦と村会の承認により決定されるようになった。

なお、同年本村では大宜味村と国頭村を結ぶ  
 大國トンネルが完成し、さらにそれより5年後の  
 1925（大正14）年には、現在国指定文化財とな  
 っている旧大宜味村役場が竣工した。



### 3 沖縄戦から本土復帰

1941（昭和16）年太平洋戦争が勃発、昭和20  
 年には米軍が沖縄へ上陸、同年沖縄戦は終結し  
 したが、このとき大宜味村では中南部からの避難  
 民が押し寄せた。これらの避難民は翌昭和21年  
 には米軍から郷里への帰還が許可されたため次  
 第に減少したが、その一方外地から引き上げが  
 はじまったことから村人口は一時約9,208人に  
 までふくれ上がった。このため、琉球政府の前  
 進である沖縄諮詢会では戦後復興対策として八  
 重山開拓移民を計画した。これに応じて大宜味  
 村からも多くの人々が八重山へ移民した。



また、戦後復興の中で当時は「大宜味大工」  
 の名で有名だった本村の大工職人が多数中南部  
 へ職を求め流出したことにより、本村の人口は  
 減少に転じた。



その後昭和40年頃からは本村の農業にも変  
 化が現れ、かつての米、サツマイモ主体からサ  
 トウキビ、パイナップル、ミカン、イグサなど  
 が栽培されるようになった。



## 4 復帰後から平成の時代

1972（昭和47）年に、沖縄は本土復帰を実現し、それまでの琉球政府は沖縄県となった。この年、本村では現在の役場庁舎が完成し、新たな村制のスタートをきった。その後、昭和49年には村立診療所の設置、昭和53年には村商工会の設立、昭和56年には農村環境改善センターの完成、昭和57年には村営住宅が供用開始するなど様々な公共事業が実施され、本村も大きく発展してきた。

こうした中で、昭和49年に喜如嘉の芭蕉布が国の重要無形文化財に指定されたことは村民の大きな励みになったと言えよう。また、水需要の増大等により、必要十分な良質な水の供給に対応できなくなったため、昭和56年から水道施設の整備を行い、昭和58年から村営簡易水道が給水開始された。

1988年より平成の時代に入り、平成9年には旧役場庁舎が県指定文化財に、塩屋湾のウンガミが国の重要無形民俗文化財に指定され、さらに平成12年には芭蕉布の平良敏子さんが人間国宝に認定されるなど明るい話題が続いた。

その後、昭和62年から計画が進められていた大保ダム建設事業が平成2年から着手され、平成10年には特別養護老人ホームやんばるの家が完成し、平成11年にはダムの仮排水路の工事が開始された。

さらに、平成13年に大保ダム建設の残土による公有水面の埋め立て事業計画が策定され、平成19年に竣工、「結の浜」の愛称が付けられた。

本村の特産品であるシークワサーについては、平成17年に特産品加工施設が完成し、平成19年にはシークワサーの里宣言碑が建立された。

平成20年には村政100周年を迎え、平成24年には旧役場庁舎の米寿祝（築88年）が開かれた。

一方、結の浜においては、浄化センター、公営住宅、診療所、企業支援施設、結の浜公園などが整備された。

平成28年4月には村内4小学校を統合し新生大宜味小学校が誕生した。また、大宜味中学校についても、統合後36年を経て津波の海染の地から移転・新築し小学校と併設して結の浜の地で開校した。



## 大宜味村の沿革

西暦	和暦	内 容	西暦	和暦	内 容
10世紀頃		喜如嘉貝塚形成される	1987	昭和62	塩屋漁港改修工事完了
1673	延宝 1	羽地間切から2村、国頭間切から11村を分割統合して田港間切設置される			塩屋湾、第42回国民体育大会海邦国体漕艇競技会場となる。
1682	天和 2	田港間切を大宜味間切と改称する	1996	平成 8	学校給食センター落成式(饒波)
1695	元禄 8	屋嘉比村国頭間切へ移され、久志間切の平良・川田村大宜味間切に編入される	1997	平成 9	旧大宜味村役場庁舎、県有形文化財に指定(建築物)
1719	享保 4	平良・川田村久志間切に移し替えられ、国頭間切より屋嘉比、見里、親田が大宜味間切に編入される	1998	平成10	塩屋湾のウングミ、国重要無形民俗文化財に指定
1853	嘉永 6	ペリー艦隊所属プリマス号が塩屋湾一帯を調査する			村制施行90周年記念式典。「ぶながや」の里宣言
1879	明治12	廃藩置県により琉球藩は沖縄県となる			老人ホームやんばるの家落成
1882	明治15	大宜味間切塩屋番所内に大宜味小学校を創設			村営火葬場落成
1888	明治21	喜如嘉尋常小学校を創設	1999	平成11	新塩屋大橋開通式
1890	明治23	津波簡易小学校を設置(1893年に廃止)	2000	平成12	人間国宝に「芭蕉布」の保持者平良敏子さん認定
1903	明治36	間切内村の統合及び名称変更実施(謝名城、田嘉里、大宜味、田港の誕生)	2001	平成13	大保ダム建設に係る条件覚書調印
1908	明治41	沖縄県及び島嶼町村制の施行(大宜味間切が村になり、各村が字に改称)	2002	平成14	大宜味小学校創立120周年記念式典
1920	大正 9	大國トンネル完成	2003	平成15	塩屋湾外海公有水面埋立事業の許可
1925	大正14	役場庁舎落成			塩屋湾外海公有水面埋立工事着工
1945	昭和20	沖縄戦終結	2004	平成16	塩屋小学校創立100周年記念式典
		国頭村・大宜味村に市政が布かれ辺土名市となる	2005	平成17	大宜味村特産品(シークワサー)加工施設完成
1946	昭和21	辺土名高等学校、字饒波に落成			大保本ダム定礎式
1960	昭和35	チリ津波により宮城橋流失する	2006	平成18	大保脇ダム盛立完了式
1962	昭和37	開拓地である江洲が行政区として独立。村内17ヶ字となる	2007	平成19	シークワサーの里宣言碑除幕式
1963	昭和38	塩屋橋開通。消防署落成			塩屋湾外海公有水面埋立竣工式 愛称「結の浜」と命名
1968	昭和43	村給食センター落成(大宜味校内)	2008	平成20	喜如嘉小学校創立120周年記念式典
1971	昭和46	村営火葬場落成			大宜味村制100周年記念式典・祝賀会
1972	昭和47	祖国復帰し新生沖縄県発足。役場新庁舎落成	2009	平成21	ぶながやの里宣言石碑建立
1974	昭和49	村立診療所落成	2010	平成22	2010美ら島沖縄総体ボート競技大会
		喜如嘉の芭蕉布、国重要無形文化財に指定			津波小学校創立100周年記念式典
1978	昭和53	村商工会設立	2011	平成23	大宜味村浄化センター通水記念式典
1981	昭和56	農村環境改善センター完成			大保ダム供用開始
1982	昭和57	村営住宅供用開始			村立診療所(結の浜)へ移転
1983	昭和58	村営簡易水道給水開始	2012	平成24	旧大宜味村役場庁舎米寿祝
1986	昭和61	村立芭蕉布会館落成	2013	平成25	大宜味村企業支援賃貸工場落成式
			2014	平成26	結の浜公園オープン
			2015	平成27	辺土名高校創立70周年記念式典
					村内各小学校最後の大会運動会
			2016	平成28	村内各小学校閉校式典
					新生大宜味小学校開校
					大宜味中学校新築移転

### ③ これまでの総合計画

	計画期間 (年度)	将来像・基本目標	人口目標	計画期間内に実施 した主な事業
第1次	S54(1979) ～S61(1986)	○豊かで住みよく明るく健康で、 文化的な村づくり	なし	○大宜味中学校（統合）整備 ○村営簡易水道整備 ○農村環境改善センター整備 ○村立芭蕉布会館整備 ○塩屋漁港改修工事
第2次	S63(1988) ～H7(1995)	○豊かで住みよく明るく健康で、 文化的な村づくり	4,200人	○農村総合整備モデル事業 ○高齢者等活性化センター整備 ○村立歯科診療所整備（塩屋漁 港） ○学校給食センター整備（饒波）
第3次	H8(1996) ～H17(2005)	○豊かで住みよい村づくり ○明るく健康な村づくり ○文化的な村づくり	4,200人	○塩屋湾外海公有水面埋立事業 ○特産品加工施設整備 ○畑地かんがい整備 ○江洲定住分譲地整備 ○公営住宅整備（大宜味・田嘉里 等） ○地域情報基盤整備事業 ○小学校・中学校改築 ○水源基金事業（公民館・共同売 店・農村公園・集落排水・集落道 等整備）
第4次	H18(2006) ～H27 (2015)	○健康長寿のいきいき輝く文化の 村 ・豊かで住みよい村づくり ・健康ユイマールの村づくり ・心豊かな文化の薫り高い村づく り ・安心、安全な村づくり	4,200人	○公営住宅整備（田嘉里第2・喜 如嘉・マーランガー・結の浜） ○道路の整備（押川線・海染江洲 原線・結の浜線等） ○北部広域ネットワーク整備（イ ンターネット環境の整備） ○村立診療所整備（結の浜） ○浄化センター整備 ○結の浜分譲地整備 ○企業支援施設整備 ○結の浜公園整備 ○ター滝駐車場整備 ○小学校統合・中学校移転整備
第5次	H28(2016) ～H37 (2025)	○教育・歴史文化の輝く健康長寿 村 ・豊かな自然が生み出す活力ある 村づくり ・健康長寿と子育て・弱者を支え る「結」の村づくり ・歴史に学び人を育む文化の村づ くり ・安全・安心な住みよい村づくり	3,200人	

第2章  
総合計画の目的・意義と構成

## ① 総合計画の目的

総合計画は、村民と行政にとって、村づくりを進める指針となるもので、今後10年間の目指すべき将来像を描き、その実現に向けた目標や必要な施策を定めたものであり、各種計画の最上位計画として村づくりを支える総合的な行政運営の基本方針を示したものである。

平成23年に「地方自治法」が改正され、市町村における基本構想策定の義務付けはなくなったが、本村は長期的視点かつ計画的に行政運営を行うため、計画を策定する根拠として、平成27年に「大宜味村総合計画策定条例」を一部改正し、議決事項としている。

## ② 総合計画の意義

本村では、平成18（2006）年度に「大宜味村第4次総合計画（基本構想・前期基本計画）」を策定し、平成27年度を目標期間として総合的、計画的な行政運営を実施してきた。

その「第4次総合計画」から10年が経過し、今日、わが国及び本県の社会状況及び本村をとりまく環境は大きく変化している。このため、今後新たな10年間をめざし「大宜味村第5次総合計画」を策定する必要がある。

この「大宜味村第5次総合計画」は、『健康長寿のいきいき輝く文化の村』を基本理念として策定された第4次総合計画の理念と実績を踏まえ、その中で積み残された課題や新しい時代に対応した新たな課題等の解決にむけ、本村の行政指針を示すことに意義がある。

本総合計画の策定に当たっては、第4次総合計画の基本計画を基に実績を踏まえ、役場各課の事業実績に関する資料収集及びヒアリングを通して、第4次総合計画において実施された事業と積み残された事業について検証してきた。

また、村民アンケート調査と各区、各種団体等のヒアリングを通して現状を把握し、本村の課題を整理するとともに、村民の意向を計画に反映できるよう今後の方向性について検討した。

これらの検討結果をもとに、今後10年間の「将来像」を想定し、「人口目標」、「重点施策」及び「施策の大綱」を以下に示した。

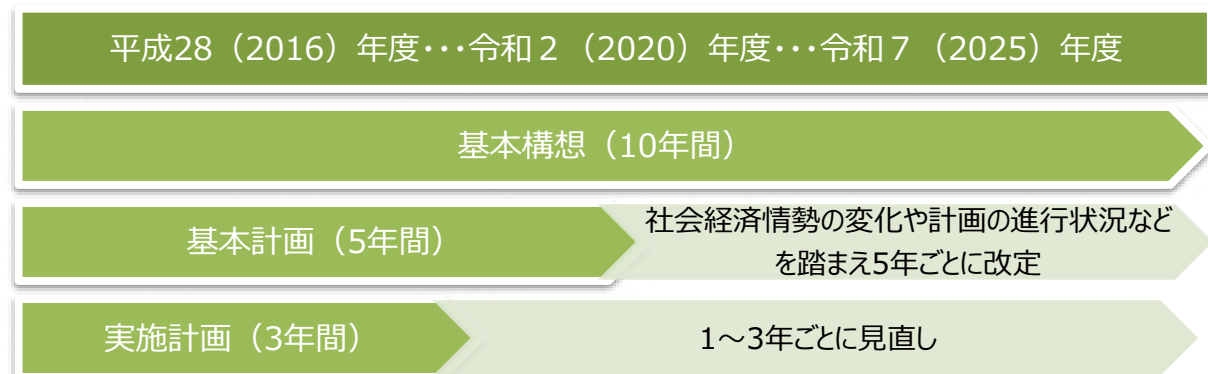
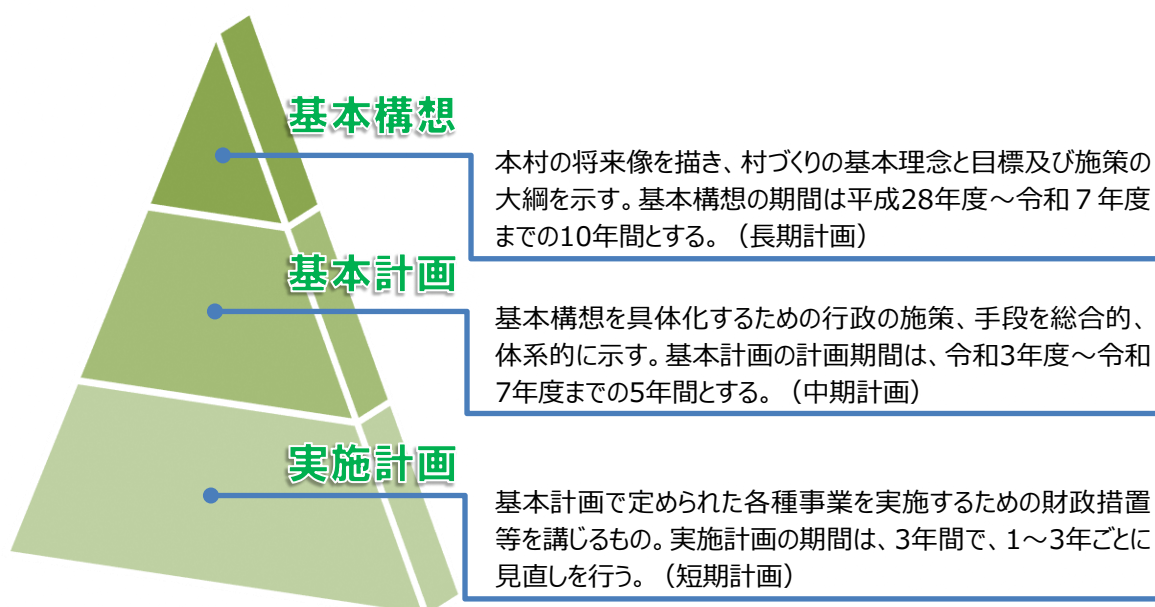
### 3 総合計画の構成

総合計画は、「基本構想」と「基本計画」及び「実施計画」から構成される。このうち、「基本構想」は本村の将来像を描き出し、地域づくりの基本理念と目標を定め、それを実現するための「施策の大綱」を明らかにするものであり、おおむね10年を目標期間としている。

また「基本計画」は、基本構想に示された将来像及び目標を具体化するための基本的施策、手段等を総合的かつ体系的に組み立てるもので、おおむね5年を目標期間とし、前期と後期に分けて計画する。

さらに「実施計画」は現実の行財政の中で、基本計画に定められた施策を数量化し具体的に実施していくものであり、別途策定し、おおむね3か年のローリング方式により毎年改定していくものである。

#### 総合計画の構成と期間



# 第3章 大宜味村の特性と課題

## ① 大宜味村の活かすべき特性

村民アンケートにおいて、質問「村内で大切にしたい、残していきたい、誇り・自慢できるもの」に対する主な回答を整理すると下記の通りである。特に自然環境については、本村に住み続けたい理由の第一位となっている。

### ● 自然環境に恵まれ、美しい景観がある

自然そのもの／塩屋湾の風景／喜如嘉の古民家を含む屋敷林、周辺の田園風景／大工又の高台から望むやんばるの森／水のきれいな田嘉里川／田港御願の植物群落／饒波サザマ石の風景／羽地内海の風景／夕陽の眺め／山と海の風景／農村風景／オクラレルカ…

### ● 元気な高齢者が多く、長寿である

おじーおばーが元気に地域の行事を頑張っていることを誇りに思う／元気なおじーおばーたち／自慢できるのは大宜味村の長寿のおじーおばーの元気／多数の90歳以上の老人の存在／長寿の村／老人がとつても元気／老人力がまだ他の市町村よりもある…

### ● 伝統行事や新しいイベント、史跡など文化資源がある

塩屋湾のウンガミ／ハーリー／喜如嘉区のウスデーク・エイサー／塩屋湾のキャンドルナイトinサーベイ／大宜味村まつり／夏まつりの花火／各字の豊年祭／史跡・拝所など／豊年踊り／旧役場庁舎…

### ● 地域の産業、物産がある

シークッカーサー／喜如嘉の芭蕉布／ミカン／和蕎麦／郷土料理／自家菜園…

### ● 住民同士のつながり、支え合いがある

お年寄りから子どもまで仲のいい雰囲気／子どもが大切にされる環境／住民同士の繋がり／世代を超えた人の関わり・地域のコミュニケーション／村内の人々／対人関係が良い／助け合いの雰囲気／地域の人との繋がり／地域を大切にす住民の心／長寿の里と言われていること／人情／人（温かい心で子どもを見てくれるから）／ブナガヤの住むくらい安全・安心な場所／集落の人たちの親しみやすい雰囲気／ユイマール／老人が夕方集まってユンタクしている様子…

### ● その他

軍事基地の無い平和な村／結の浜公園／福祉環境（老人ホームその他の施設が多い）…



## ②大宜味村の発展への課題

先に見た本村の活かすべき特性や、村民アンケートにおける望ましい将来の姿、村の現状について行政各分野（社会福祉・保健・医療／基盤整備・生活環境／教育・文化／産業、防犯・防災／その他）の満足度及び充実度、自由意見などから本村の課題を整理すると次のようになる。

### ●豊かな自然環境の保全と新たな産業の振興

「ぶながや」が棲む森林や河川は本村の貴重な資源であり、美しい海とともに村土への愛着を育んでいる。また、これらの豊かな自然資源は本村のイメージにもなっており、癒しを求める観光客を惹きつけていることから、今後も保全を継続していく必要がある。

また、農業においては気候風土を活かした特産物の生産が順調に伸びているが、新たな作物の生産を含め、産業の振興に取り組み、雇用の確保・創出につなげることが必要である。

### ●子育て環境や児童福祉の充実

少子化・人口減少が進行する昨今、幼児保育や子育て支援、児童福祉の充実を求める声が強まっている。核家族化の進行や親の就労形態の多様化に伴い保育需要が増大しており、子育て世代が安心して子育てができるよう、地域全体で子育てを支援していくことが必要である。

### ●健康長寿の維持

本村は長寿の村として全国的に知られているが、近年壮年以下の平均寿命の伸び率が停滞していることなどから、長寿地域としての地位が危ぶまれつつある。このことは特に近年の県民及び村民のライフスタイルの変化に起因することが大きいと内外から指摘されている。このため、今後とも「長寿と癒しの村」として本村の地域振興を進めていくためには、医療・保健・福祉環境の充実を図るとともに、現在の長寿のイメージを支えている高齢者達のライフスタイルに学び、現代社会に対応した形で生活の中に取り入れ、住民の健康を増進していくことが重要な課題である。

### ●過疎対策

上記の各項目と関連するが、本村は若者の村外への移住が多いことから、児童生徒数の減少のみならず人口減少に伴う、過疎化・少子化が大きな問題となっている。そのことが、地域の活力の低下、活気を喪失させており、村全体の活性化を図りたくてもできない状況にある。

このため、交流人口を増大させることにより大宜味村ファンを増やすとともに、村外に出た若者を呼び戻すための住環境及び企業誘致や新産業創出による雇用環境等の整備を積極的に推進していくことが本村の最大の課題である。

# 第4章 大宜味村の将来像

## ① 施策の基本目標・理念

大宜味村第4次総合計画では、村の将来像を「健康長寿のいきいき輝く文化の村」とし、これを目指す施策の大綱を「豊かで住みよい村づくり」「健康ユイマールの村づくり」「心豊かな文化の薫り高い村づくり」「安心、安全な村づくり」としていた。

その後10年経過した今日、わが国の抱える人口急減・超高齢化問題が本格的にクローズアップされ、全国の各地域・地方において、それぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会（まち・ひと・しごと）の形成、子や孫の世代まで、若者からお年寄りまで皆が住み続けたいと思えるような魅力あふれる地域づくりが一層求められている。

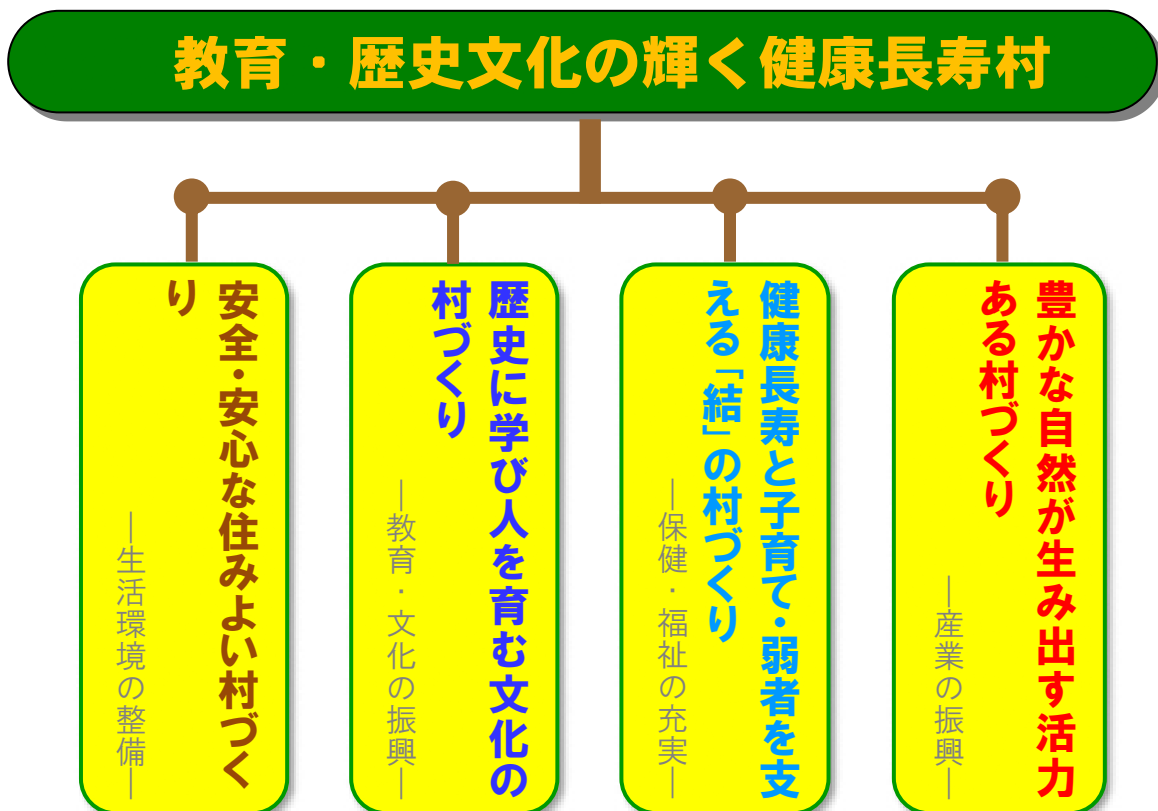
本村のキーワードの筆頭である「長寿の里」については、内外に広く知られており本村のイメージとしてすっかり定着している。しかしながら、人口減少や過疎化は自治体の存立に関わる重大な課題であり、将来の長寿を支える次世代の人口の維持を図る必要がある。

また、現代的な生活を求め人口の転出傾向がある実態に対し、必要最低限の生活利便性の水準は確保しつつ、物質的豊かさではない“心豊かに暮らせる村”を目指すべきである。その拠り所となるのは、都市には無い自然資源と、先人たちがこの地で創り上げてきた歴史文化である。

そして、この歴史文化を受け継ぎ発展させていく将来の世代を育てることも重要である。

以上から、先に見た今日の本村の現状と課題を踏まえ、第4次総合計画の基本理念を踏襲しつつ、将来像を「教育・歴史文化の輝く健康長寿村」とする。

この将来像を目指し、施策の基本目標を以下の通り設定する。



## 2 目標年度・将来人口目標

### 1 目標年度

大宜味村第5次総合計画・基本構想は、平成28（2016）年度を初年度とし、令和7（2025）年度までの10年間を計画の目標年度とする。

### 2 将来人口目標

大宜味村第5次総合計画・基本構想の令和7（2025）年度を目途とする将来人口目標は、「大宜味村まち・ひと・しごと総合戦略」における人口推計の令和7（2025）年度時点を参考に、3,200人と設定する。

### 3 重点施策

本村の将来像「教育・歴史文化の輝く健康長寿村」を実現していくため、今後10年間において重点的に推進する事業として、下記の3つを設定する。

- ①未来を担う人財の育成「人材を以て資源と為す」
- ②公有財産の活用による産業の活性化
- ③地域資源を活かした滞在型観光の推進

#### 1 未来を担う人財の育成「人材を以て資源と為す」

本村には、「人材を以て資源と為す」という村是があり、昔から村民の多くが、自分の能力を引き出す可能性への挑戦をいとわない、チャレンジ精神が旺盛な進取の気性に富む村民気質があり、各分野で活躍する人材を輩出してきた。

少子・高齢化が進む現在においても、将来を担う子ども達の人材育成は本村の重要課題である。子ども一人ひとりの、意欲を育て、個性を尊重し、健康増進に努めるとともに、時代変化へ柔軟に対応でき、先見性に富み、生涯を通じて学び続ける資質や能力の育成が求められている。

そこで、本村においては、幼児児童生徒における人材育成はもとより、生涯学習、歴史・文化における人材育成、伝統工芸における後継者の育成など、産業・経済等各分野においても活躍し、村民一人ひとりが大宜味村を支える人材育成に取り組む。





### 3 地域資源を活かした滞在型観光の推進

本村の自然は76%が山岳地帯の山林に囲まれ、隣接する国頭村、東村とともにやんばる地域一体の豊かな自然環境を形成し、天然記念物に指定されているノグチゲラ等、動植物の貴重な固有種が数多く生息する野生生物の宝庫とも言われている。

現在、本村の自然を含む「奄美・琉球」が自然遺産として我が国の世界遺産暫定リストへ記載されることが決定しており、今後、さらなる村の山々とこれらを囲む地域の自然の保全・活用が期待されている。今後は世界自然遺産登録に向け、貴重な自然を保全・継承していくための取組を実施していくとともに、長寿と癒しの森整備計画を踏襲しつつ、豊かな自然環境を活かした観光拠点の整備を推進していく。



また、本村には国の重要無形文化財であり、沖縄を代表する伝統工芸品である「喜如嘉の芭蕉布」があり、観光振興にも寄与できる資源であることから、芭蕉布を生産できる人材の養成と、関連団体との連携・協力のもと、「芭蕉布の里」としての認知度向上と受入体制の強化を図り、観光産業としての取組を推進していく。

さらに、文化資源である根謝銘グスクは、グスク時代には大宜味按司や国頭按司の居城であったという説があり、また、古琉球時代には国頭間切を支配した国頭按司の拠点であったと考えられている。その後、近世琉球時代には信仰の対象として年中行事で拜まれるようになった。このように、根謝銘グスクはやんばるの歴史文化を象徴する貴重な文化資源であることから、調査により価値を追究し後世へ継承していくため保存・活用を図る。

今後はこれらの貴重な地域資源を活用し、「大宜味型体験滞在観光」の振興を図る。

## 4 基本構想・施策の大綱

### 1 豊かな自然が生み出す活力ある村づくり

#### (1) 農林水産業の振興

本村の農林業就業人口は22.1%（平成22年）と大きな割合を占めているが、就業者数の減少が続いており、これまでも担い手育成等の対策を講じてきたにも関わらず、依然として就農者・後継者の人材育成・確保は大きな課題である。

本村はシークワサーの生産量が県内60%以上を誇り、沖縄一の産地となっている。また、近年では缶入りチューハイの市場規模拡大が続いており、中でも柑橘系フレーバー商品の人気を受けてシークワサー需要が拡大している。また、本村の山林地域の一部が世界自然遺産へ登録される見込があることから、自然遺産地域において生産されたシークワサーのブランド価値を高める取組を行い、さらなる需要拡大を図りつつ、生産安定及び拡大を目指す。

近年では、結の浜地区の賃貸工場において、豆苗や島野菜、ハーブ等の生産・販売を行う植物工場が入居しており、新たな形態の農業生産も展開している。



また、和蕎麦に続く新たな農作物生産の取組として、紅茶の生産を目指し村内の農家が生産組合を立ち上げており、2017年の初出荷を目指している。沖縄は紅茶を始めお茶づくりに適した気候とされており、観光資源としての活用も検討していく。

本村、国頭村及び東村に広がるやんばるの森林は、水源の涵養、林産物の供給、野生生物の生息域などとして、重要かつ多くの役割を果たしており、今後はこれらの多面的機能の高度発揮や維持・増進のための適切な管理、地域産業としての林業の活性化、就労・雇用の確保としての新たな森林利用と、生物多様性に富んだ優れた自然環境の保全が求められている。

本村には塩屋漁港があり、漁業従事者は旧羽地村地域とともに羽地漁業協同組合を構成している。本村の水産業は、沿岸漁業を主体とする採取業と、養殖漁業となっている。このうち養殖業は、主にクビレヅタ（海ぶどう）、モズクの生産が行われている。



現在、漁業者の減少や高齢化が進んでおり、このままでは村の漁業は一層衰退するため、担い手の育成・確保を行い、漁場の合理的な利用や新技術・漁法の導入等に取り組める環境を整えるとともに、漁場環境の保全活動を継続的に実施する。

## (2) 商工業の振興

本村の商工業を事業所数及び従業者数で見ると、卸売・小売業、建設業などが多く、次いで製造業や工房、福祉医療サービス業などが多くを占めている。その中でも共同店などの卸売・小売業は経営難が課題となっているが、移動手段を持たない高齢者の買い物やコミュニティの場、憩いの場として機能存続が求められていることから、住民の理解・協力のもとに経営の安定化に努める。また、商工会などと連携しプレミアム商品券の発行など諸制度の活用による経営基盤の強化を促進する。



一方、共同店で取り扱いの無い商品については、村外で購入せざるを得ない状況であり、人口維持のための生活利便性向上の観点から、主要施設の集約がなされる結の浜地区へのスーパー等の誘致を検討していく。

## (3) 観光の振興

観光振興については、本村の特性である健康長寿と緑豊かな自然環境を活かした「大宜味型体験滞在・交流プログラムの構築」を掲げ、平成21年度に「大宜味村観光振興基本計画」を策定し、農家民泊体験やエコツアープログラムの実施など地域と連携した観光振興を形成してきた。また、村PRキャラクターの誕生をはじめ、観光パンフレット、村のポスターの作成、観光案内サインや観光ホームページの整備などを行い、観光振興を図ってきた。今後においては、世界自然遺産登録を目指すことから、観光における実働的な人材育成をはじめ、観光受入れ体制拡充や既存施設を活用した取組を行い、引き続き観光振興を推進する。



## 2 健康長寿と子育て・弱者を支える「結」の村づくり

### (1) 健康福祉の村づくりの推進

本村は、長寿の村として国内外から注目されてきたが、近年のライフスタイル・食生活の変化に伴い、若年層の生活習慣病が増加傾向にあり、長寿村の維持が危惧されている。また、長寿は、本村の魅力的イメージにも寄与していることから、長寿復活を目指す必要がある。



また、高齢者や障害者等の日常の安否確認や災害時における避難について、各区単位での見守りが必要であることから、村内の全ての区において自主防災組織の立ち上げが望まれる。その為にも、日頃から地域の支え合いを構築していく必要がある。「ユイマール精神」を再び子どもからお年寄りまで一緒になって地域を創ってい



くために住民主体のネットワークができるように支援をする。

## (2)子育て環境の充実

子どもを安心して生み育てられ、健やかに育つ環境を構築するために、多様なニーズに対応した子育て支援体制の充実を図るとともに、家庭と地域が連携した子育てネットワークの形成が必要である。

子育て環境の充実は、人口減少問題への対応として優先的に進められるべき施策である。

平成27年4月より、子ども・子育て支援新制度がスタートし、文部科学省・厚生労働省にまたがっている財政支援が内閣府の子ども・子育て本部において一本化された。

本村では、複式学級の解消を目的に4小学校の統廃合を行った。一方、旧大宜味小学校に隣接していた大宜味幼稚園、喜如嘉・塩屋の2保育所についても、建物の老朽化や子どもの年齢が重複（3歳、4歳、5歳）し、教育、保育をそれぞれの施設で受けている現状があることから、乳幼児期の一貫した教育、保育環境を整備するため、幼保連携型認定こども園への移行を検討し、一時預かりや病児保育などの要望に応じていく為に環境を整備し子育て支援の強化を図る。

平成27年4月1日より生活困窮者自立支援法が制定された。沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター北部と連携を取りながら母子・父子家庭や福祉ニーズに対応した各種支援の充実に努める。

## (3)障がい者(児)福祉の充実

すべての住民が、障害の有無にかかわらず、等しく安心して快適な生活を送ることができる自立と共生の社会を実現することが求められる。

そのためには、障害の状態やその特性に応じた多様なニーズに対応した、きめ細かな障害福祉サービスの提供が必要である。

また、社会との関わりを持ち、生きがいを感じながら生活を送ることができるよう、就労や地域活動など社会参加の促進を図る。



#### (4)高齢者福祉の充実

本村については、老年人口が32.5%（平成27年）を超過している状況であり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、令和7（2025）年には44%になると予想されている。

近年、独居老人世帯や孤独死は増加しつつあり、今後は地域社会全体での見守りをはじめとする「支え合い」が大変重要になっている。そのため、各字における日常的な支え合い体制の構築が必要となっている。

これらの状況を踏まえ、行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、学校、警察、消防、医療機関、介護・福祉サービス事業者などが協働し、見守り活動チーム等の立ち上げ、世代間交流の場の整備などを推進する。

また、社会福祉協議会と包括支援センターと行政の3つの協力体制の強化を図っていく。効果的な事業展開・連携を行うため、総合福祉センターの整備を検討し福祉の充実を図る。これに加え、介護保険の改正により平成30年までに市町村が地域の実情に応じた総合事業へ移行することに伴い、多様なサービスを提供し利用料の設定について検討していく。



#### (5)保健医療施策の充実

老年人口の増加に伴い療養施設の不足が予想される中、約60%以上の国民が終末期の療養場所について自宅での療養を希望しており、要介護状態になっても自宅や子ども・親族の家での介護を希望する人は4割を超えている。そのため、今後は在宅医療の充実を図っていく。

村立診療所並びに村立歯科診療所の運営を安定して続けていくためには、医師の確保が重要課題となっている。また、両診療所の備品は老朽化しているのも多く更新が必要であり、へき地診療所設備整備事業を活用し充実を図る。



#### (6)国民健康保険の充実

本村の国民健康保険の特徴は県内でも前期高齢者の割合が高く、年齢構成が高いため一人当たりの医療費が高くなっている。今後、被保険者の高齢化がさらに進行することが予測される。

そのため、将来にわたり財政運営を維持できるよう、医療費の適正化を行い、健康づくり運動の推進や特定健診・特定保健指導などによる生活習慣病の予防対策及び周知徹底に努め、医療費の抑制を図る。また、保険税の確保に向け収納対策に取り組む。

### 3 歴史に学び人を育む文化の村づくり

#### (1) 学校教育の振興

##### <幼児教育・保育の振興>

幼稚園教育は遊び等を通して、幼児の興味・関心・欲求に応じて、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度（基本的な生活習慣、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力）を身につけさせることが基本であることから、幼児一人ひとりの発達の特성에応じ個性を大切にす幼児教育を推進する。

また、家庭や地域との綿密な連携やコミュニケーションを図るとともに「預かり保育」の継続・推進等、多様な教育ニーズへ対応し、国の「幼保一元化」の動向を踏まえ、幼保連携型認定こども園を視野に入れた検討を行う。



##### <義務教育の振興>

義務教育段階は、人間の人格形成において重要な時期にあり、社会の変化に主体的に対応できる能力の育成や創造性を培うとともに、自ら学ぶ意欲を持つ、心豊かでたくましい児童生徒の育成が求められている。学習指導要領では、子ども達の現状を踏まえ、「生きる力」を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力の育成を重視している。本村においても、地域の特性を生かした教育環境（地域教育資源：歴史文化・伝統・自然、人・地域とのつながり）の中で、児童生徒一人ひとりに「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランス良く育成することを通して、将来の社会・経済・環境など様々な激しい変化に対応しながら、たくましく生きる力を育むことを目指し、学校が創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成・実施できるよう、学校及び地域の実情に応じた適切な支援に努めている。



学習指導要領等をみると、豊かな心の育成のため、伝統や文化、道徳教育の充実、また、健康や安全・安心面については、地域社会との連携強化の必要性が述べられているなど、今後の義務教育は、今まで以上に学校・家庭・地域との関わりが重要となってくると考えられており、本村の実情に応じ、外部人材の参画及び関係機関との連携促進など、各種方策を講じていく必要がある。さらに、ICT等を活用した効果的・効率的な指導の充実やネットワーク形成を図るなど、学校内外の様々な知恵・資源を取り入れていくことにより、これまでの学校の在り方も、多様な人が集まり協働し創造する学びの拠点として進化させていく取組を行う。

## (2)生涯学習の振興

情報化、価値観の多様化など社会情勢が変化する中で、常に新しい知識や技術の習得のみならず心の豊かさや生きがいを求め続け、一生涯学び成長していくことで、達成感や喜びを得ることが重要になっている。年齢や性別にとらわれず、いつでも自由に学び遊べる機会として生涯学習に対するニーズは高まってきている。

生涯学習の振興にあたっては、村民の自発的な意思により、自らに適した手段・方法で生涯の各時期における学習要求に応えられるよう、学習情報や学習機会の提供の拡充・支援を図り、一人ひとりが村を知り、誇りに思う心を育み、生きる力、生き抜く力などの総合的な力を身に付けられるよう事業を推進する。



## (3)スポーツ・レクリエーションの振興

村民が健康の維持増進や心身のリフレッシュに向けて、スポーツやレクリエーションを楽しむことができるよう、講習会やイベントなどの充実を図っていく。また、スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援を図るとともに、スポーツ・レクリエーションを通じた村民相互の交流を推進する。



## (4)地域文化の振興

地域文化は、地域で生まれ育まれ継承されていくものであり、郷土の愛着や誇りを培いコミュニティを形成する力がある。また、子どもへの教育的効果があり、高齢者の生きがいづくりや健康づくりにも役立っており、少子高齢化社会を迎える地域社会にとって重要である。

本村には国指定重要無形文化財（喜如嘉の芭蕉布）をはじめ、国、県指定の記念物等の重要な文化財が多く、これらを正しく後世に継承していくことが求められる。

また、地域文化の担い手は地域住民であるから、住民と行政の連携・協力の仕組みを作りながら振興を図っていく。



## 4 安全、安心な住みよい村づくり

### (1)道路の整備

国道や県道との一体性を持った村道整備により、円滑な自動車移動と歩行者の安全確保を図る。また、道路や橋梁について村内全域で総合点検を行った診断結果を基に、きめ細やかな補修・修繕・架け替え整備等を計画的に実施し、市町村道路網整備計画に謳われている安全な道づくり、人に優しい道づくり、自然に優しい道づくり、地域の活性化を支援する道づくり等を達成するため、ゆとりある道路整備を推進する。



### (2)港湾の整備

新沖縄八景の一つである本村の塩屋湾は、県の地方港湾に指定されており、これまで一部の護岸整備が進められてきたが、港湾としての整備は未だ不十分である。また、一部には満潮時に浸水が発生する地区もあるのが実状である。

このため、今後は塩屋湾の優れた景観を活かし、港湾緑地、広場、船揚場等の総合的整備を図るとともに、親水性の高い小船溜まりやミニマリーナの整備について検討し、その実現を要請する。

また、港湾区域における港湾海岸整備事業や高潮対策事業についても引き続き事業導入を要請する。



### (3)河川の整備

河川は地域住民にとって憩いや潤いをあたえる水辺空間であり身近な自然である。しかし、生活環境の変化により、生活雑排水、赤土流出等の問題が生まれ、かつての風景が失われつつある。そのため、河川の浄化対策を推進するとともに、自然景観や生態系に配慮した安全で良好な河川環境の整備に努める。



### (4)水道の整備

水道施設の整備については、老朽化した施設について更新する必要がある、ライフラインとして耐震化計画を策定する。

また、事業の健全運営のため、有収率の向上のための漏水箇所調査事業を実施するとともに、事務の効率化を図り、ランニングコストの削減に努める。

### (5) 下水道の整備

本村では、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を目的として、結の浜地区を下水道処理区域に指定し、特定環境保全公共下水道が整備され、大宜味浄化センターが完成し、平成23年2月から供用開始されている。

しかしながら、現在の処理能力が（日最大）150m<sup>3</sup>であり、今後の土地利用の拡大に対応するため浄化センターの処理能力の増設が必要である。

一方、その他の地域では浄化槽による下水処理となるが、し尿のみを処理する単独浄化槽も未だ残っており、生活雑排水が河川や海に放流される状況が続いていることから、合併浄化槽への移行を促進していく。



### (6) 集落排水路の整備

集落排水については、昭和51年から排水施設の整備が進められ、幹線的な排水施設の整備は済んでいるが、支線の施設は未整備の箇所が残っている。そのため、引き続き支線排水の整備推進を図る。

### (7) し尿・ごみ処理の推進

生活水準の向上や村民生活の多様化に伴い、ごみの排出量は増加の一途をたどり、大きな社会問題となっている。本村のごみ処理は、国頭地区行政事務組合により処理業務を行っており、平成18年度からやんばる美化センターが稼働し、平成28年7月より、新たな焼却施設の供用開始が予定されている。家庭系廃棄物については、廃棄物容量の大きな割合を占める容器包装廃棄物について、ライフスタイルの見直し等による発生抑制を進めるとともに、分別廃棄の徹底を周知し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進に努める。事業所系廃棄物についても同様に、容器包装廃棄物及び生ごみの発生・排出抑制及び再生利用の推進を図る。



### (8) 火葬場の整備

村営の大宜味村火葬場については、設備の機能低下が目立ち始めている。また、来場者の増加に対し、駐車場が手狭になりつつあることや、ホールが狭いため雨天時に屋外に並ぶことになるなど不便をきたしているため、整備拡充を図っていく。

### (9) 消防・防災の推進

本村の消防・救急業務は国頭村、東村との3村で構成する国頭地区行政事務組合により実施しており、今後ともその機能の充実に努める。



また、本村では、災害対策基本法の規定により、平成25年度に地域防災計画を策定しており、これに基づき災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧等を総合的かつ計画的に実施していく。

防災体制の充実に向けては、自助、共助、そして行政施策としての公助が、それぞれに適切な役割分担を行うことが重要であり、住民・地域・行政が一体となって総合的な防災体制を推進するため、それぞれの役割を明確にし、協働による防災社会の形成をめざしていく。

### (10)住宅地の整備・確保

本村では、これまで過疎対策の一環として定住促進を図るため、公営住宅の整備や江洲定住促進団地、結の浜分譲地等の住宅用地の分譲販売が進められているところである。しかしながら、全国的な核家族化の進行により、住宅需要は増加しており、空き地・空き家対策も必要となってきた。

村営住宅宮城団地・屋古団地・渡海団地については建設から30年以上経過し、老朽化が進行しており景観的にも相応しくないことから、改修や建て替えの検討を行う。

また、民間賃貸住宅の誘致を含めた、定住促進を図る住宅の整備・確保に努める。



### (11)情報通信の整備

過疎地域の定住条件向上の一つとして情報通信環境の整備は重要であり、中でもインターネット利用環境の確保は欠かせないものである。

本村には学習塾や家庭教師が少ないため、都市部との教育格差が生じる可能性があるが、インターネット環境があればEラーニングの機会提供が可能となる。また、老夫婦世帯や高齢者の一人暮らしが増加する中では、近い将来、日々の健康チェックや相談を各家庭と診療所・病院をネットワークで結び、テレビ電話や各種計測機器との通信によりケアすることも可能となると予想される。

その他、防災行政無線の電波が入らない地域や戸別受信機が未設置の世帯があるため、それらの整備を進めていく。

## 5 総合計画の実現に向けて

### (1)行財政運営の拡充

国の財政状況が税収の減少や歳出増加により財政赤字の補填のため公債の発行も年々増えている中、地方自治体への影響も避けられない状態となっている。本村の財政運営についても、今後も財政状況の厳しさが増していくことが予測される中で、自主財源の確保及び増収に取り組み、事務・事業の統廃合や予算の重点的・効率的な配分などによる財政の健全化に努める。また、多様化する住民ニーズに対応できる行政組織の構築を進めるために、徹底的な行財政改革を進めながら計画的な行財政運営に努める。

### (2)広域行政の推進

本村ではこれまで消防・救急、ゴミ処理について近隣市町村と連携し、介護保険事業や後期

高齢者医療事業については、県内全域で連携して取り組んできた。また、北部広域圏においても、北部振興事業等を通して、各市町村の連携が必要とされてきている。このような広域行政の需要は今後ますます多様化するものと予想される。

このため、今後も近隣市町村との連携を密にしながら広域的な行政課題の解決に努める。

### (3) 村民参加による村政の推進

村民の満足度を高めるためには、村民のニーズや意見を的確に把握し、常に良質な行政サービスを提供することが重要となっている。そのため、村広報紙や村勢要覧等の発行、村ホームページ、防災無線での情報発信を通じて、村民に必要な行政情報等を積極的に公開し、協働参加の行政を推進する。さらに各種団体等のボランティア活動等を支援し、村づくりの気運と意識の高揚を図っていく。

また、村民と行政のさらなる協働関係を築き、村民の声を積極的に村政に反映させるため、行政懇談会の開催や主要プロジェクトの計画策定においては、ワークショップ等の手法を活用して、役割分担をしながら村民と一体となって課題を解決していく村づくりを進める。





# 後期基本計画



序章

# 後期基本計画・総合戦略の目標

## ① 基本計画のアウトライン

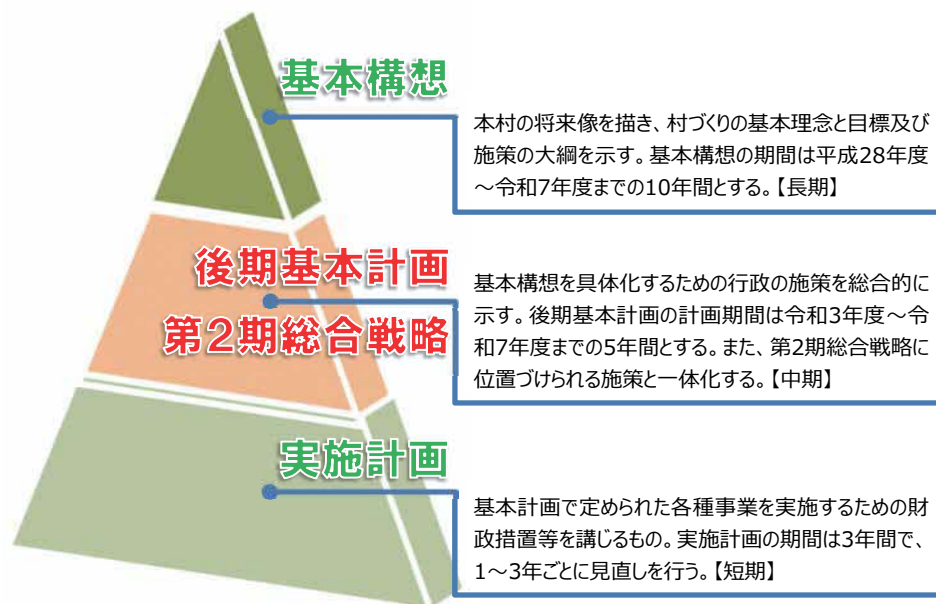
### 1 計画の意義

大宜味村第5次総合計画の基本構想においては「教育・歴史文化の輝く健康長寿村」を目指し、今後10年間を見越した本村の将来像を展望している。この基本構想に立脚して10年後の将来像の実現を図るため、本村の各分野における現況と課題を明らかにし、その解決のための諸施策を検討し体系的に明らかにしたのが本基本計画である。

### 2 計画の役割

この基本計画は、大宜味村第5次総合計画の基本構想を実施するための具体的な計画であり、基本構想の内容を行政の施策として明らかにし、体系化したものである。また、本村の行政運営の基本として村民と行政が心を一つにし、ともに「教育・歴史文化の輝く健康長寿村」を実現していくための具体的な方向性を示す役割を担っている。

### 3 計画の構成



この基本計画の期間は第5次総合計画の期間（10か年）のうち後期5か年で、初年度は令和3（2021）年度、目標年度は令和7（2025）年度である。

## 4 基本構想と総合戦略の関係

本村では、国の総合戦略の基本的な考え方や政策5原則等を踏まえ、「人口減少と地域経済縮小の克服」「まち・ひと・しごと創生と好循環の確立」を目指し、平成28年2月に「大宜味村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、各種施策を推進してきた。

令和元年6月21日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」においては、国の第2期総合戦略の策定に向けた基本的な考え方が示され、地方においても国の総合戦略を勘案して現行の地方版総合戦略を検証し、次期地方版総合戦略の策定を進めることとしている。

第1期総合戦略の計画期間が平成27年度から令和2年度までであり、見直し時期が後期基本計画の策定期と重なったこと、さらに、人口減少に対処し元気な村づくりを進める総合計画と総合戦略の目指す方向性が同一のものであることから、両計画を「大宜味村第5次総合計画後期基本計画・第2期大宜味村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として一体的に策定することとした。

国の第2期総合戦略では、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組を推進するにあたって、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（平成27年9月に国連で採択）」に掲げられた、SDGs（Sustainable Development Goals）を原動力とした地方創生を推進することが位置づけられた。本村では、第5次総合計画後期計画・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の各施策分野にSDGsの目指す17の目標を関連付けることで、総合計画、地方創生、SDGsを一体的に推進していく。

## 5 根拠法令

総合計画は、平成23年に「地方自治法」が改正され、市町村における基本構想策定の義務付けはなくなったが、本村は長期的視点かつ計画的に行政運営を行うため、計画を策定する根拠として、平成27年に「大宜味村総合計画策定条例」を一部改正し、議決事項としている。

総合戦略は、平成26年に公布された「まち・ひと・しごと創生法」において、第四条で地方公共団体のまち・ひと・しごと創生に関する施策の策定・実施の責務が位置付けられ、第十条でまち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるよう努めなければならないことが示された。

## 2 村の将来像と施策の基本目標

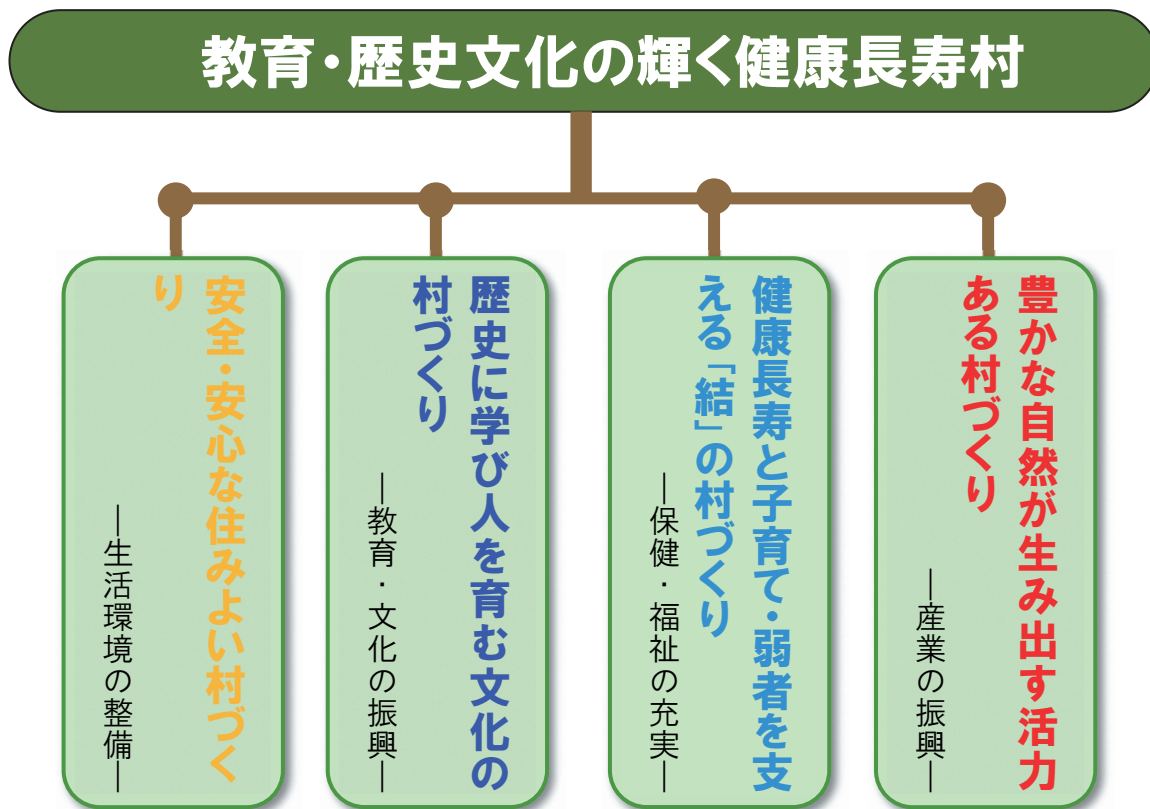
### 1 村の将来像と施策の基本目標

本村のキーワードの筆頭である「長寿の里」については、内外に広く知られており本村のイメージとしてすっかり定着している。しかしながら、人口減少や過疎化は自治体の存立に関わる重大な課題であり、将来の長寿を支える次世代の人口の維持を図る必要がある。

人口の転出傾向がある実態に対し、必要最低限の生活利便性の水準は確保しつつ、物質的豊かさではない“心豊かに暮らせる村”を目指すべきである。その拠り所となるのは、都市にはない自然資源と、先人たちがこの地で創り上げてきた歴史文化である。そして、この歴史文化を受け継ぎ発展させていく将来の世代を育てることも重要である。

以上から、先に見た今日の本村の現状と課題を踏まえ、第4次総合計画の基本理念を踏襲しつつ、将来像を「教育・歴史文化の輝く健康長寿村」とする。

この将来像を目指し、施策の基本目標を以下の通り設定する。



### 2 目標年度

大宜味村第5次総合計画・基本構想は、平成28(2016)年度を初年度とし、令和7(2025)年度までの10年間で計画の目標年度とする。

# ③人口目標(人口ビジョンの検証)

## 1 人口目標の設定

大宜味村第5次総合計画・基本構想の令和7(2025)年度を目途とする将来人口目標は、「大宜味村 まち・ひと・しごと総合戦略」における人口推計の同年度時点を参考に、3,200人と設定する。

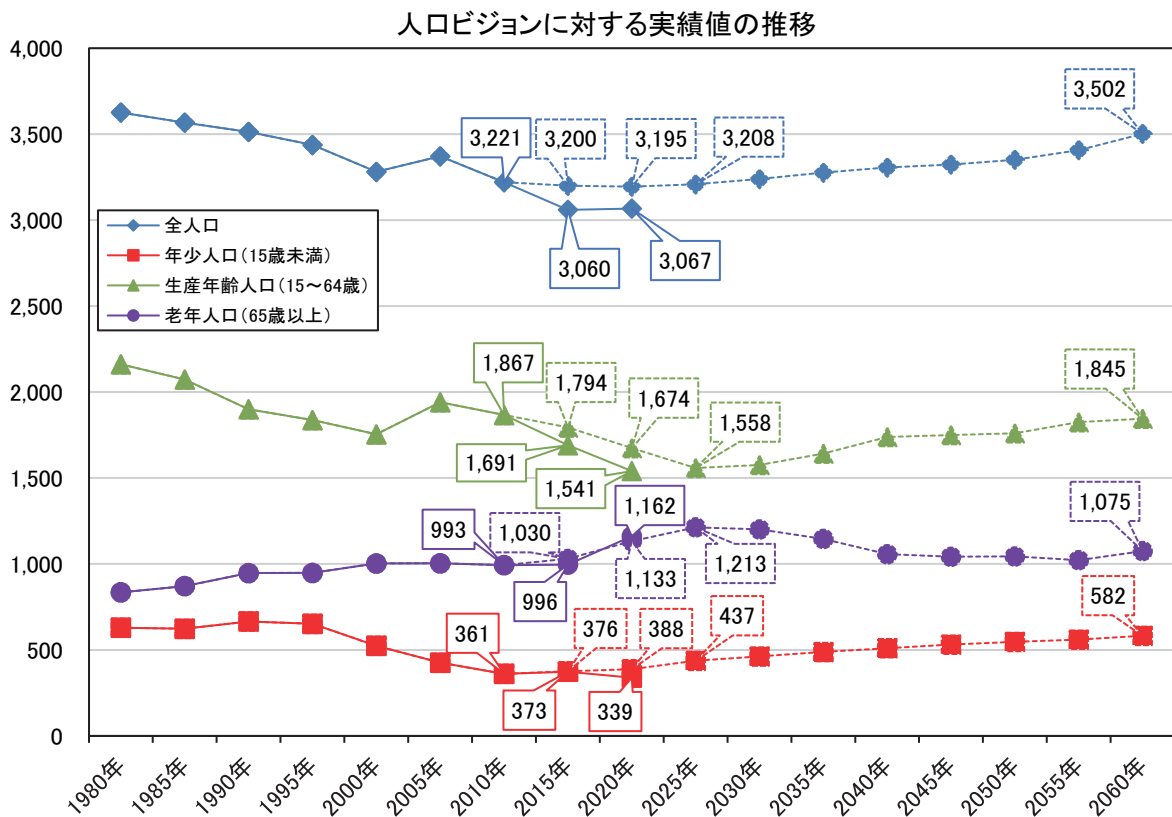
将来人口目標の維持

令和7(2025)年度人口目標 **3,200人** ※人口ビジョン推計値

## 2 過去5年間の人口動態の検証

### (1)人口ビジョンに対する実績の推移

「大宜味村人口ビジョン」(以下、人口ビジョン)では、人口の将来展望として、2060年に3,500人の人口確保を目指している。また、「大宜味村第5次総合計画基本構想」では、人口ビジョンを基に、2025年度時点の人口目標を3,200人と設定している。これに対し、2020年時点の実績値は3,067人となっており、人口ビジョンの目標の水準には届いていない。



資料: 国勢調査(1980年~2015年)、住民基本台帳(2020年)  
 ※実線は実績値、破線は人口ビジョン  
 ※2020年の全人口には年齢が「不詳」を含むため、合計は一致しない

目標達成状況

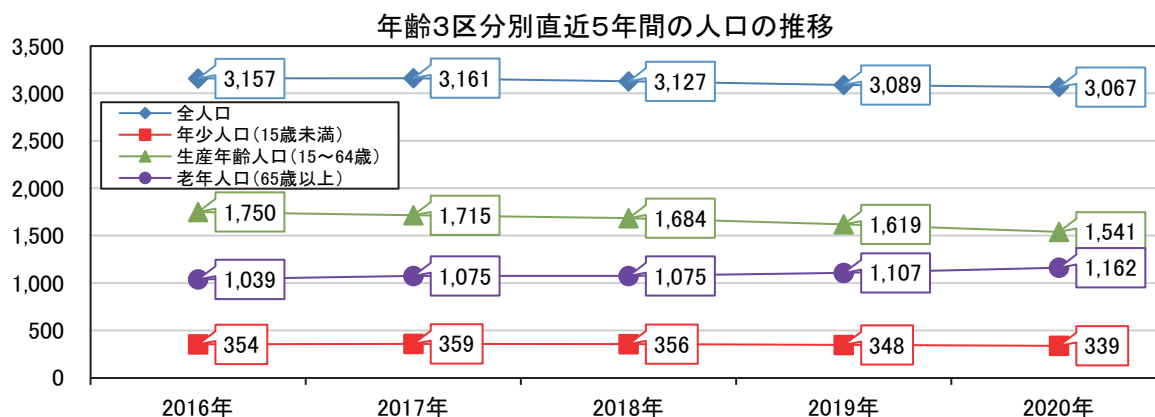
	2020年 実績値	2025年		2060年			
		人口ビジョン	対2020年		人口ビジョン	対2020年	
全人口	3,067	3,208	+141	+4.6%	3,502	+435	+14.2%
年少人口(15歳未満)	339	437	+98	+28.9%	582	+243	+71.7%
生産年齢人口(15~64歳)	1,541	1,558	+17	+1.1%	1,845	+304	+19.7%
老年人口(65歳以上)	1,162	1,213	+51	+4.4%	1,075	▲87	▲7.5%

資料:住民基本台帳

※2020年の全人口には年齢が「不詳」を含むため、合計は一致しない

(2)直近5年間の人口の推移

2016年～2020年の人口の推移をみると、全人口は3,157人から3,067人に、90人(2.9%)減少している。年齢3区分別では、年少人口が15人(4.2%)、生産年齢人口が209人(11.9%)減少しているのに対し、老年人口は123人(11.8%)増加している。生産年齢人口の減少が特に深刻な状況である。

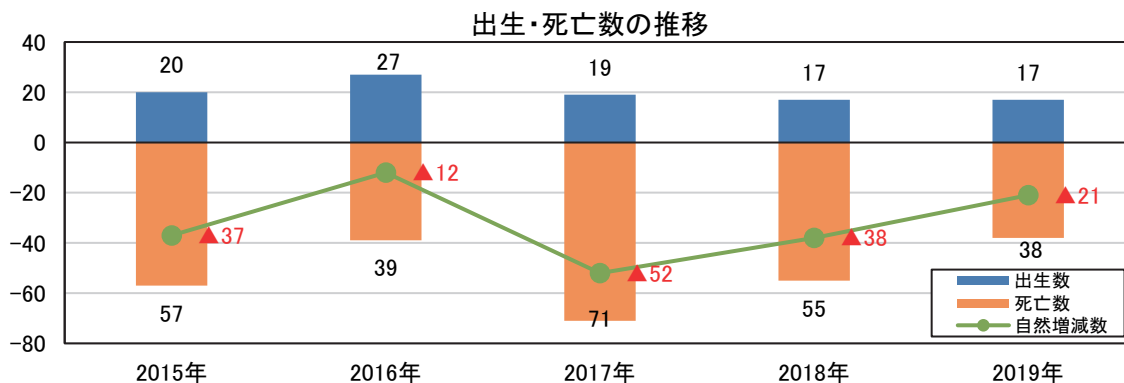


資料:住民基本台帳(各年1月1日時点)

※全人口には年齢が「不詳」を含むため、合計は一致しない

(3)出生・死亡数の推移

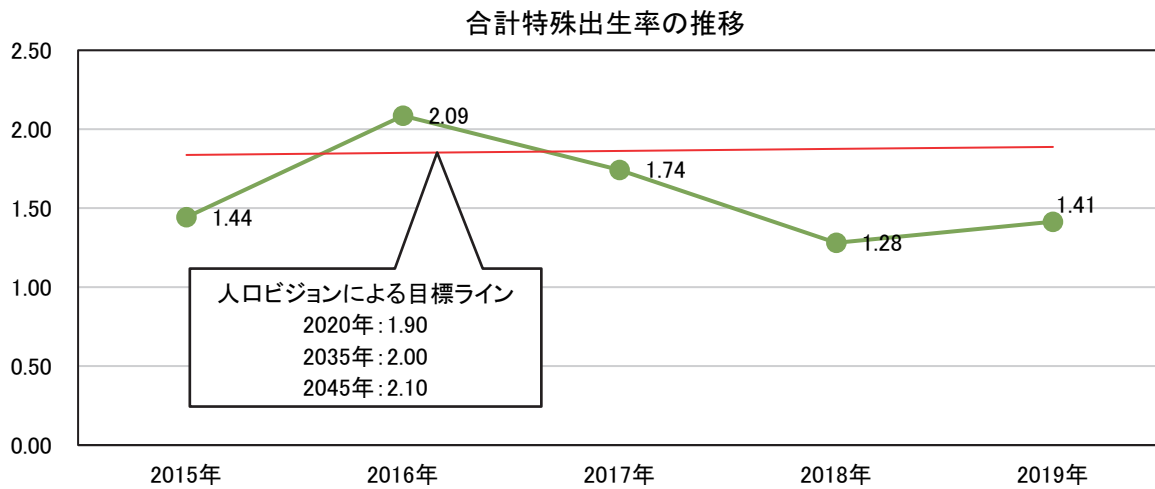
2015年～2019年の出生・死亡数の推移をみると、出生数は年間およそ20人程度の推移で、人口ビジョン策定時点(2016年)から横ばいで推移している。死亡数は年によるばらつきがあるが、各年出生数を上回っており、自然減の状態が続いている。



資料:住民基本台帳に基づく人口動態

### (4)合計特殊出生率の推移

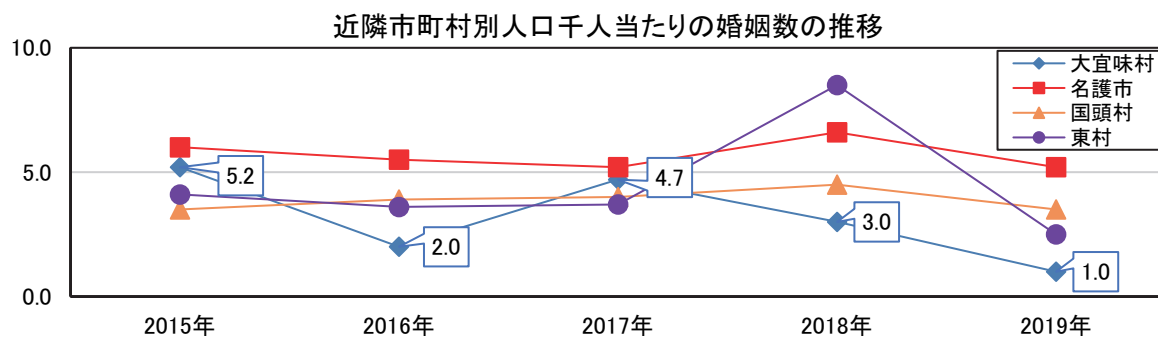
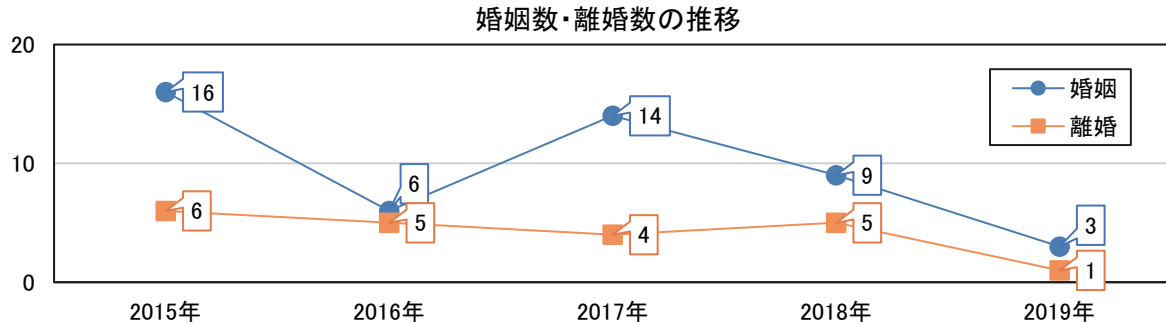
2015年～2019年の合計特殊出生率の推移をみると、年によるばらつきはあるが、人口ビジョンによる目標値を概ね下回る推移となっている。



資料: 人口動態調査、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査より算出

### (5)婚姻数・離婚数の推移

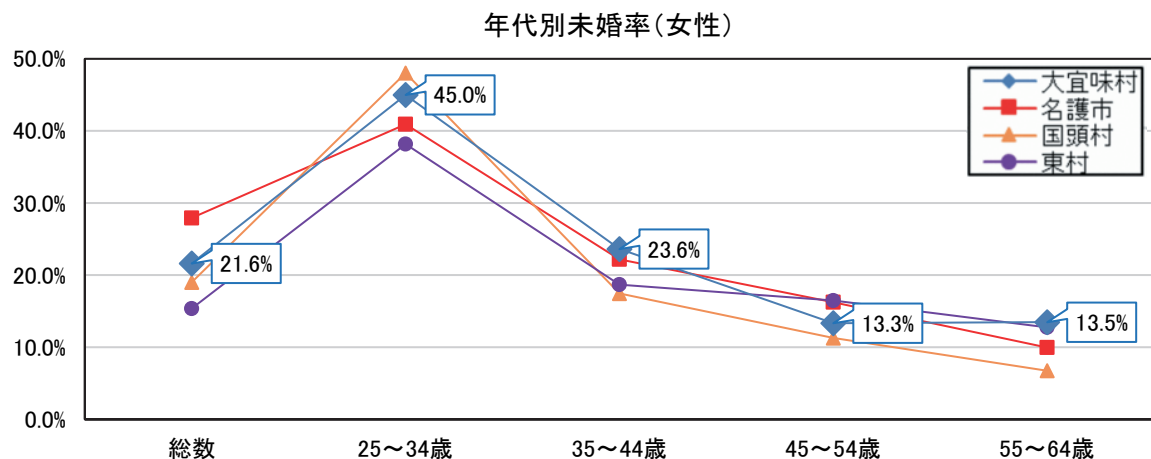
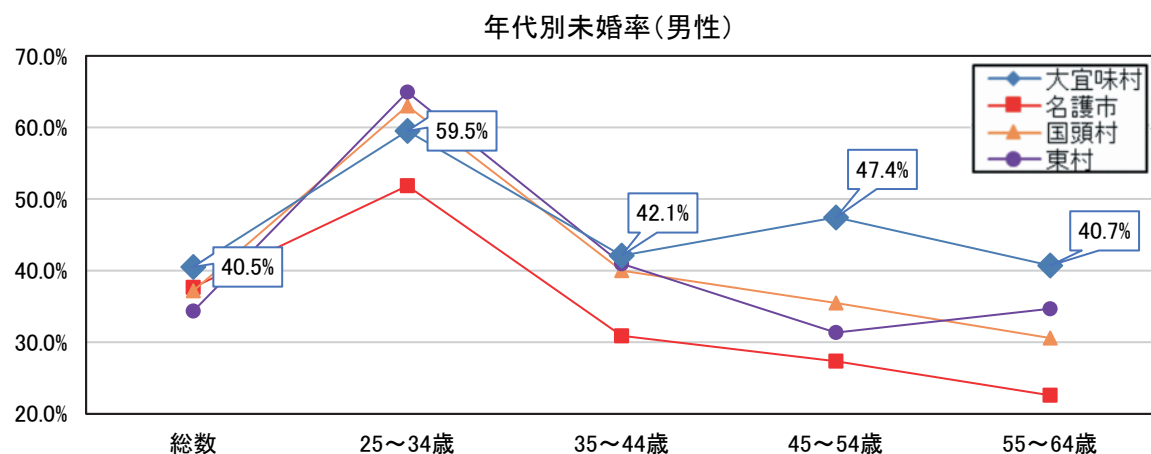
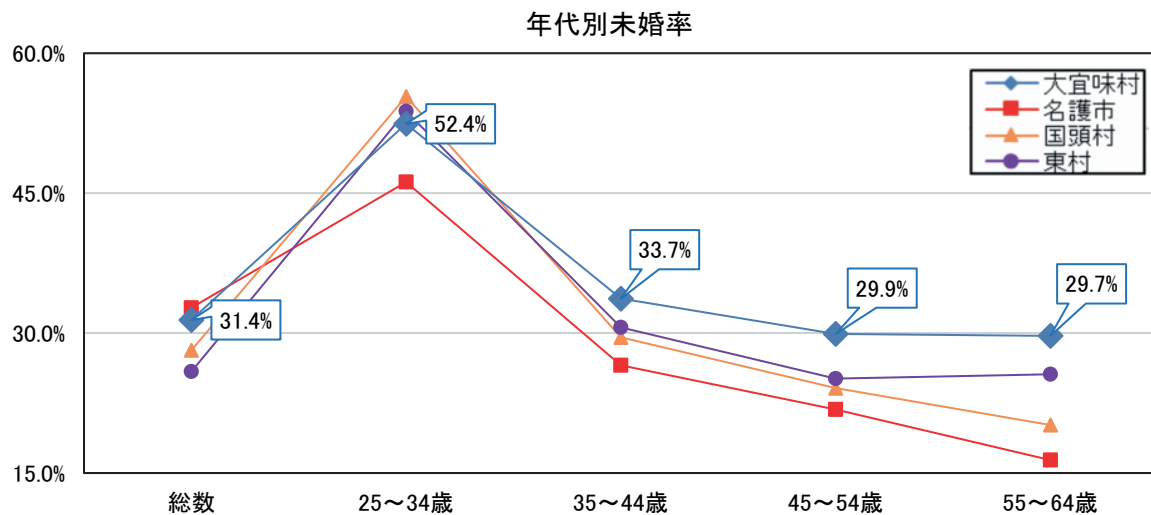
年によるばらつきはあるが、婚姻数については概ね減少傾向が続いている。また、人口千人当たりの婚姻数を近隣市町村と比較すると、大宜味村はやや少ない値で推移している。



資料: 沖縄県統計課資料

## (6)未婚率の推移

2015年の未婚率を年代別にみると、近隣市町村と比較して、大宜味村は35歳以上の未婚率がやや高いことがわかる。また、男女別にみると女性未婚率では近隣市町村で大きな差は見られないが、男性は大宜味村で45歳以上の未婚率が非常に高くなっている。前項の婚姻数とあわせて、自然増減に影響を与える要因のひとつとして考えられる。



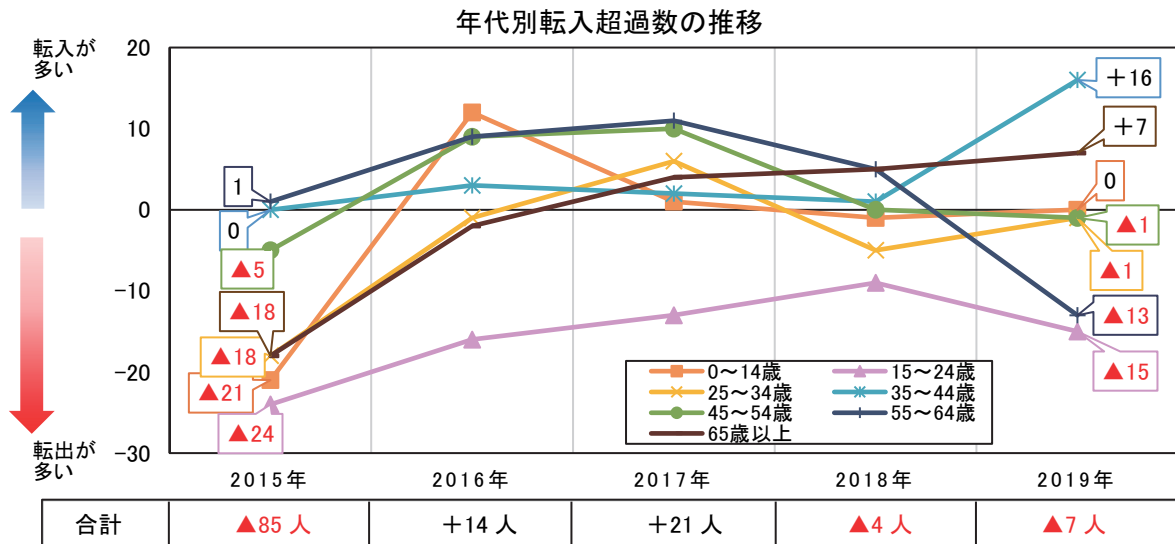
資料:いずれも国勢調査(2015年)

※いずれも総数には「15～24歳」、「65歳以上」を含む



### (7) 転入超過数の推移

2015年～2019年の転入超過数をみると、2015年に特に大きく転出超過となっているが、2016年に急激に転入超過に転じ、直近2年間はやや転出超過で推移している。年代別にみると、2016年に大きく転入超過に転じた際は年少人口と35～64歳の転入が増加し、直近では35～44歳の転入が増えている。また、15～24歳の進学・就職年代は転出が常に超過している。



資料: 住民基本台帳人口移動報告書

### (8) 転出入先の推移

転出入先の推移をみると、2015年の転出超過85人のうち、73人が県内で、うち32人が名護への転出であることがわかる。また、2016、17年に県外からの転入が増加し、2018、19年に県外への転出が増加している。転入者が村内に定着せずに、転出している可能性がある。

**転出入先の推移**

		2015	2016	2017	2018	2019
転入	総数	96	131	143	129	114
	沖縄県	75	98	101	104	85
	うち那覇市	15	15	11	20	17
	うち名護市	18		33	—	—
	うち国頭村	—	14	—	10	13
	県内その他	42	58	44	74	55
その他の県	21	33	42	25	29	
転出	総数	181	117	122	133	121
	沖縄県	148	95	101	99	85
	うち那覇市	—	17	14	—	12
	うち名護市	50	—	41	36	—
	うち国頭村	—	—	—	10	—
その他の県	33	22	21	34	36	
転出入	総数	▲85	+14	+21	▲4	▲7
	沖縄県	▲73	+3	+0	+5	+0
	その他の県	▲12	+11	+21	▲9	▲7

資料: 住民基本台帳人口移動報告書

## (9)大宜味村常住者の従業先・通学先

大宜味村に住む就業者・通学者のうち、他市町村で従業・通学する割合はおよそ3割であり、その従業先・通学先の多くを名護市と国頭村が占めている。名護市、国頭村など近隣市町村の産業が、本村の人口動態に大きく影響している可能性がある。

大宜味村常住者の従業先・通学先

	2010年		就業者		通学者		2015年		就業者		通学者	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
大宜味村に常住する就業者・通学者	1440	100%	1271	100%	169	100%	1521	100%	1384	100%	137	100%
大宜味村で従業・通学	1034	71.8%	930	73.2%	104	61.5%	1056	69.4%	980	70.8%	76	55.5%
自宅	322	22.4%	322	25.3%	0	0.0%	243	16.0%	243	17.6%	0	0.0%
自宅外	712	49.4%	608	47.8%	104	61.5%	813	53.5%	737	53.3%	76	55.5%
他市町村で従業・通学	406	28.2%	341	26.8%	65	38.5%	463	30.4%	402	29.0%	61	44.5%
県内	386	26.8%	323	25.4%	63	37.3%	457	30.0%	399	28.8%	58	42.3%
名護市	229	15.9%	173	13.6%	56	33.1%	257	16.9%	207	15.0%	50	36.5%
国頭村	79	5.5%	79	6.2%	0	0.0%	104	6.8%	104	7.5%	0	0.0%
東村	23	1.6%	23	1.8%	0	0.0%	26	1.7%	26	1.9%	0	0.0%
今帰仁村	9	0.6%	9	0.7%	0	0.0%	18	1.2%	18	1.3%	0	0.0%
本部町	12	0.8%	11	0.9%	1	0.6%	17	1.1%	16	1.2%	1	0.7%
県内その他	34	2.4%	28	2.2%	6	3.6%	35	2.3%	28	2.0%	7	5.1%
他県	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	0.3%	2	0.1%	3	2.2%
市区町村「不詳・外国」	20	1.4%	18	1.4%	2	1.2%	1	0.1%	1	0.1%	0	0.0%
従業地・通学地「不詳」	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.1%	2	0.1%	0	0.0%

資料:国勢調査

### 3 人口目標達成の課題

#### (1)自然増減に関する課題

- 子ども・子育て支援策や不妊治療助成制度等の整備は順調に進捗しているが、出産祝金制度は2016年開始、不妊治療助成制度は2019年開始など、スタートから間もない制度も多いため、取組の継続による村民への浸透が課題である。
- 本村にはこれまで、若い夫婦や子育て世帯向けの住宅が少なく、結婚や出産をきっかけとした村外への転出などが課題となっていた。結婚しやすい・子育てしやすい住環境や生活環境を村内に整備し、子育て世帯にとって魅力ある村づくりの推進が課題となっている。

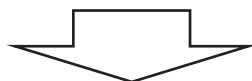
#### (2)社会増減に関する課題

- 生産年齢人口の減少が深刻な状態であるため、減少を食い止め、増加に転じさせるための施策立案が課題である。
- 本村では、村内及び近隣市町村における産業の需要動向が社会増減に大きく影響を与えている可能性があるため、村内産業の振興を人口増加策のひとつととらえる必要がある。
- 結の浜に賃貸住宅が整備された2017年と2019年に転入超過が起こっている（2019年は35～44歳の年代）。住宅の整備状況が社会増減に影響を与えていると考えられるため、質の高い住宅や住環境の供給・整備が今後の課題である。

### 4 人口目標達成の方向性

現行の基本構想及び人口ビジョンでは、2025年度の3,200人、2060年の3,500人の確保を目指し、それに向けた人口の積み上げを設定しているが、2020年の実績値は目標水準に届いていない。喫緊の課題を2025年度の人口目標3,200人の達成ととらえて人口増加につながる対策に取り組む必要がある。

自然増減に影響を与える要素	社会増減に影響を与える要素
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子育て世帯向け住宅の有無</li> <li>• 子育て支援策の充実度</li> <li>• 村民の婚姻数の増減 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 村内・近隣市町村における産業の需要動向</li> <li>• 家族構成やニーズに応じた住宅供給の有無</li> <li>• 進学・就職における若者の転出 等</li> </ul>



#### ①村内で仕事して暮らせるように、働く場を創出していく必要がある。

近隣市町村の産業需要の動向による人口の増減は、ある程度は許容しなくてはならないが、生産年齢人口を中心に着実に人口を増加させるためには、産業の活性化により村内の産業需要を拡大し、働く場を創出することで、大宜味村で働き・暮らせる環境づくりをする必要がある。

**②北部圏域を生活圏とする若い家族(夫婦共働き世帯・子育て世帯)、出身者の里帰り等を想定した住宅・住環境を整備していく必要がある。**

質の高い住宅・住環境の整備により、村内のみならず近隣市町村に就業するなど北部圏域を生活圏とする若い家族や進学や就職などで村を離れた出身者から、居住地として選ばれるような村を目指す必要がある。そのためには、就業、結婚、出産、子育てなど、各ライフステージに合わせた多様な住宅の供給と、大宜味村ならではの特色があり、質の高い住環境を、若年層世帯や子育て世帯のニーズに合わせて整備する必要がある。

**③村民の婚姻数を増やすとともに、子育て支援策を継続・定着させ、「子育てしやすい村」という評判を村内外へ周知していく必要がある。**

働く場の創出や住宅・住環境整備に加え、子育て支援策には継続して取り組み、村民へのさらなる浸透を図る。また、それらの取り組みや生活環境などを人口増加につなげるためには、村内外への周知が欠かせないため、積極的な発信を行い、「子育てしやすい村」という印象を醸成する必要がある。

## ④人口目標達成戦略(第2期総合戦略の基本目標)

「第1期大宜味村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標は、国の基本目標にならない、次のような構成としていた。

- 基本目標① 産業振興による「活力あるむら」づくり
- 基本目標② 地域資源を活かした「魅力あるむら」づくり
- 基本目標③ 子育て世代が「いきいき輝くむら」づくり
- 基本目標④ 地域と地域を連携し「豊かで住みよいむら」づくり

これらの基本目標に紐づいた各施策は相当の効果を上げたが、人口目標の達成にはより一層の対策が必要とされる。本村では、人口減少、特に生産年齢人口の減少は地域から人材を奪い、活気を失わせ、村経済を停滞させ、さらなる負の連鎖に巻き込む最大の要因ととらえており、この改善に全力を注ぎたい所存である。

このことから、今期の総合戦略では、設定した人口目標を確実に達成し、目指す村の将来像を実現するための取組を「選択と集中」により明らかにした戦略的な計画とする必要がある。したがって、「総合戦略＝人口目標達成戦略」と位置づけ、人口対策につながる次のような重点戦略を位置づける。これらが相互に関連して相乗的に効果を発揮するよう、庁内各課はアウトプットイメージを共有し政策調整していく。

人口目標達成戦略 <b>①</b>	<b>大宜味村らしいワークライフバランスに優れた産業の育成</b>
人口目標達成戦略 <b>②</b>	<b>人口増加に寄与する層(ターゲット)が満足する住環境整備</b>
人口目標達成戦略 <b>③</b>	<b>村民総意による子育てしやすい環境(ハード・ソフト)整備の推進</b>

## ⑤施策体系図

次ページに後期基本計画・第2期総合戦略の施策体系図を掲載する。行政施策を施策の大綱に基づいて各分野別に体系化し、各施策について方向性を記載したものであり、総合戦略＝人口目標達成戦略との重複、SDGs との対応がわかるような構成としている。

大宜味村  
第5次総合計画  
後期基本計画  
施策体系図

将来像

教育・歴史  
文化の輝く  
健康長寿村

目標人口

3,200人  
(2025年度)

重点施策

1 未来を担う  
人財の育成  
「人材を以って  
資源と為す」

2 公有財産の  
活用による  
産業の活性化

3 地域資源  
を活かした  
滞在型観光  
の推進

施策大綱	施策	
豊かな自然が生み出す活力ある村づくり	農業の振興	生産基盤の整備
		時代に対応可能な農業の展開
		遊休農地や人的資源の活用
	畜産業の振興	経営の安定化促進
		時代に対応した畜産の振興
	林業の振興	公益機能の充実
		森林レクリエーション需要への対応
	水産業の振興	生産活動の充実
		採取漁業の近代化
		養殖漁業の拡充
		体験型観光の推進
	商業の振興	水産業の振興、漁業環境の保全のための組織強化
		経営基盤の強化
		商業拠点施設の整備
工業・新規産業の振興	既存製造業の育成・強化	
	工芸村づくりの推進	
	新規産業の立地促進	
観光の振興	観光推進体制の構築	
	観光基盤施設の整備	
	観光資源の開発	
	環境保全型観光の推進	
健康長寿と子育て・弱者を支える「結」の村づくり	健康福祉の村づくりの推進	健康づくりの推進
		ユイマールコミュニティの形成
	子育て支援の充実	子育てしやすい環境整備の推進
		各種制度の活用促進
	ひとり親家庭の支援の充実	経済的自立の支援
		相談・指導体制の充実
	障がい者（児）福祉の充実	継続性のある支援体制の構築
		障がい者（児）の自立と社会参加の支援
高齢者福祉の充実	介護予防の推進と生きがいづくり	
	地域包括ケアシステムの構築	
保健医療施策の充実	医療機関の充実	
	予防医療の充実	
国民健康保険の充実	保険税収納率の向上	
	医療費の適正化推進	
	保健事業の推進	

人口目標達成戦略 A:大宜味村らしいワークライフバランスに優れた産業の育成 B:人口増加に寄与する層(ターゲット)が満足する住環境整備  
C:村民総意による子育てしやすい環境(ハード・ソフト)整備の推進

	人口目標達成戦略			SDGs
	A	B	C	
①優良農地の保全 ②農道の整備 ③農地の整備 ④灌漑施設等の整備				
①トラクターの生産安定 ②園芸作物の生産拡大 ③工芸作物の計画的生産 ④グリーンツーリズムの推進 ⑤近代化施設等の整備	①②③⑤			
①中核農家の育成 ②遊休農地の活用促進 ③担い手農家の育成 ④6次産業化の推進	①③④			
①畜舎環境の整備促進 ②飼育管理体制の拡充				
①畜産振興の手法検討 ②グリーンツーリズムの振興	①			
①森林保育の推進 ②育成天然林の整備に向けた検討				
①散策道の整備 ②保健保安林指定の促進 ③学習林の整備 ④森林ツーリズム関連産業の育成				
①特用林産物生産者への支援 ②有用樹の造林 ③計画的な森林整備	①			
①漁港環境の整備 ②陸上機能施設の整備	①			
①種苗供給施設の拡充 ②藻類、貝類等の漁場整備 ③加工場用地の整備拡充	①②③			
①レクリエーション活動の推進 ②漁業や食育体験の推進				
①情報交換・交流の促進 ②後継者の育成 ③協議会による赤土流出防止活動	①②			
①地域内消費の奨励 ②資金融資制度の活用促進 ③商工会組織の強化 ④新規起業者の支援	①③④			
①新商業施設の立地促進 ②商業施設の充実強化	①②	①		
①加工特産品の開発促進 ②製造販売体制の確立 ③融資制度の活用促進	①②			
①展示販売施設等の整備 ②工房巡り観光の推進 ③人材の確保・育成 ④新商品開発の促進	①③④			
①企業誘致政策の検討 ②企業用地の確保	①			
①観光関連団体の連携強化 ②人材の育成・確保 ③受入れ窓口の活用・充実 ④景観美化向上の推進	①②③			
①森林公園等レクリエーション施設の整備促進 ②宿泊・商業施設等民間施設の立地促進 ③特産品展示販売施設等の公的施設の整備 ④外国人観光客受入れのための施設整備の推進	②③			
①エコ・グリーン・ブルーツーリズムの観光資源の開発 ②新規ツーリズムイベントの開発と観光PR事業の推進 ③近隣市町村との連携による観光の推進	①②			
①自然環境の調査・記録 ②ガイドラインの作成・運用 ③自然環境保全活動の推進 ④自然環境教育の推進 ⑤広域観光ルートの定着促進				
①健康づくり機運の醸成 ②健康づくり事業の充実 ③「心の相談窓口」開設				
①みんなで支える地域福祉の推進 ②地域福祉の人材と組織の育成 ③相談体制の充実 ④交通弱者への支援		④	①②③	
①多様な保育サービスの実施 ②子育て支援の充実強化 ③児童虐待防止対策の充実 ④子どもの貧困緊急対策の推進			①②③④	
①子ども医療費助成の実施 ②各種福祉資金制度の活用促進 ③不妊治療費助成の実施			①②③	
①就業の場の優先確保 ②福祉資金制度の有効活用 ③医療費の助成				
①生活相談等の充実強化 ②関係機関との連携強化				
①相談支援体制等の充実 ②障害福祉サービス・地域生活支援事業等の充実 ③障がい者(児)等の地域復帰の促進 ④誰にでも優しい環境づくり				
①障がい者(児)に対する理解を深める広報啓発活動の推進 ②雇用・就労、経済的自立の支援 ③社会参加の支援				
①介護予防の推進 ②在宅福祉サービスの充実 ③社会参加、生きがいの充実				
①地域包括ケアシステムの構築推進 ②高齢者を支える相談窓口の充実 ③認知症高齢者を支える環境整備				
①診療所の充実 ②広域医療機関との連携				
①各種がん検診及び生活習慣病対策 ②感染症対策				
①滞納者の実態把握 ②差押え等の実施 ③相談体制の充実				
①レポート点検体制の強化 ②村民の理解、意識の高揚				
①各種健康保健事業の推進				

大宜味村  
第5次総合計画  
後期基本計画  
施策体系図

将来像

教育・歴史  
文化の輝く  
健康長寿村

目標人口

3,200人  
(2025年度)

重点施策

1 未来を担う  
人財の育成  
「人材を以って  
資源と為す」

2 公有財産の  
活用による  
産業の活性化

3 地域資源  
を活かした  
滞在型観光  
の推進

施策大綱	施策	
歴史に学び人を育む 文化の村づくり	幼児教育・保育の振興	教育・保育環境の整備 質の高い教育内容・保育内容の充実
	義務教育の振興	学校教育の充実 学習環境の整備 学校給食の充実
	生涯学習の振興	生涯学習内容の充実 生涯学習環境の整備 社会教育施設の整備
	スポーツ・レクリエーションの振興	スポーツ・レクリエーション施設の整備 スポーツ・レクリエーション活動の充実 スポーツ・レクリエーション活動の推進
	文化財の保全・活用	文化財の保全 文化財の活用及び普及 資料館の整備推進
	地域文化の継承	地域文化の継承 文化継承・記録・編纂
安全・安心な住みよい村づくり	道路の整備	広域ネットワークの整備 村内ネットワークの充実 道路環境の整備
	港湾の整備	基盤整備の充実 村内ネットワークの充実
	河川の整備	河川浄化対策 河川環境整備
	水道の整備	水道施設の整備 水道事業の健全運営
	下水道の整備	下水道施設の整備 公共水域の水質保全の啓発
	集落排水路の整備	集落内雨水排水施設の整備
	し尿・ごみ処理の推進	し尿処理の推進 ごみ処理の推進
	火葬場の整備	火葬場の整備
	消防・救急の推進	火災予防の充実 国頭地区行政事務組合の機能強化 救急・救助体制の充実
	防災・交通安全・防犯対策の推進	災害対策 交通安全対策 防犯対策
住宅地の整備・確保	村営住宅の整備 住宅地の整備促進	
情報通信の整備	通信基盤の拡充 防災情報の拡充	
総合計画の 実現に向けて	行政運営の確立	行政組織の整備拡充 行政事務のデジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進 行政改革の推進
	財政運営の確立	財政運営の効率化 自主財源の確保 公共施設等総合管理計画の推進
	広域行政の推進	広域的連携の推進
	村民参加による村政の推進	村民参加の促進 各種団体の活動支援



人口目標達成戦略 A:大宜味村らしいワークライフバランスに優れた産業の育成 B:人口増加に寄与する層(ターゲット)が満足する住環境整備  
C:村民総意による子育てしやすい環境(ハード・ソフト)整備の推進

	人口目標達成戦略			SDGs
	A	B	C	
①施設の長寿命化 ②教材、教具、遊具等の充実				
①生きる力の基礎育成 ②保育教諭の資質能力の向上 ③個性を大切にする幼児教育の推進 ④家庭・地域・学校との連携強化 ⑤待機児童解消			①⑤	
①特色ある教育、特色ある学校づくり ②生きる力の育成 ③確かな学力の向上 ④個性を大切に する教育の推進 ⑤国際化、情報化に対応できる学校教育の推進 ⑥開かれた学校づくりの推 進 ⑦教職員の資質向上促進 ⑧特別支援教育の充実 ⑨キャリア教育の推進 ⑩保・幼・小・ 中・高連携の推進 ⑪安全教育の取組の強化 ⑫ICT教育の推進			③⑤⑥⑧ ⑩⑫	
①教育行政の充実 ②学校施設、教材、備品の整備拡充 ③周辺環境等の充実			①	
①衛生管理の徹底 ②食育指導の充実 ③給食センターの移転整備				
①講座、研修会、催物等の継続実施 ②新分野の開拓				
①新たな地域活動グループの支援 ②人材の育成				
①既存施設の活用				
①学校跡施設の活用検討 ②運動公園の整備検討		②		
①各種スポーツクラブとの協力・連携 ②リーダーの養成 ③広域的連携強化				
①体力づくりの推進 ②ニュースポーツの導入促進 ③村民の意識高揚				
①文化財の調査実施 ②文化財の保全推進				
①資料整理、公開手法の検討 ②文化財愛護精神の啓発				
①資料館の整備推進 ②展示資料の収集、整理				
①芸術文化に触れる機会の充実 ②伝統文化継承への支援				
①村史編纂事業 ②民話、地域文化の調査研究、編纂				
①広域幹線ネットワークの形成 ②幹線村道等の整備促進				
①既存村道の改良推進 ②段丘面内道路の利便性向上推進				
①道路緑化、ハリアフ化推進 ②歩道設置の推進 ③沿道景観の向上促進 ④橋梁の計画的な整 備		①②		
①親水性の高い港湾整備の促進 ②浸水被害の解消				
①遊歩道の整備促進 ②体験型観光の振興				
①赤土流出防止対策の推進 ②村民の意識の啓発促進				
①多自然型河川の整備				
①老朽管の定期更新推進 ②浄水・送配水施設の整備 ③漏水防止対策の強化				
①有収率の向上 ②水資源の有効利用と節水意識の高揚				
①水質保全を重視した施設の整備促進 ②面的整備との一体化(埋立)				
①合併処理浄化槽への移行 ②汚水の抑制意識の高揚				
①幹線排水施設の維持管理 ②支線排水施設の整備推進				
①合併処理浄化槽導入促進 ②浄化槽の管理指導の強化				
①ごみの減量化の推進 ②分別収集の徹底 ③ごみのリサイクル化の推進				
①施設の定期的な改修や補修などの促進 ②駐車場や周辺の環境整備の推進				
①消火訓練・避難訓練実施 ②地域防火施設の充実強化				
①消防車両等の充実強化				
①フレホスピタルケアの技能向上 ②応急手当知識の普及促進		①		
①大宜味村地域防災計画等の見直し ②自然災害想定地域の対策強化 ③防災マップの作成、配 布				
①交通安全施設の整備促進 ②交通安全思想の普及・啓発		②		
①地域防犯体制の拡充 ②子ども110番の家設置促進、周知徹底				
①既存村営住宅の改修検討		①		
①結の浜の有効活用 ②新たな住宅地の整備検討 ③既存住宅地の情報発信・分譲促進 ④空き 家対策の推進			①②③④	
①通信基盤施設の整備促進		①		
①新たな防災システムの構築検討 ②中継局及び子局の増設・機能拡充				
①効率的な組織への改革推進 ②人事管理の適正化推進 ③職員の資質向上推進 ④庁内連携の 強化拡充				
①デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進 ②文書管理及び公共料金の決済方法の 見直し③庁内公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備				
①事務事業の見直しと評価システムの構築 ②公共施設の効率的な運営推進 ③職員提案制度の 創設				
①中長期財政計画の策定 ②諸経費の節減・合理化の推進 ③補助金、負担金の見直し ④財源 の効果的運用の推進 ⑤歳入歳出決算の適正執行				
①課税客体の的確な把握 ②使用料、手数料の見直し ③むらづくり応援寄付の運用充実	③			
①公共施設等総合管理計画の推進				
①村民意識の高揚推進 ②構成市町村等との連携強化、役割分担の明確化				
①村民意識の高揚促進 ②行政情報等の積極的な公開 ③村民参加機会の拡充 ④地域コミュニ ティの醸成促進				
①NPO法人等への支援推進 ②地域リーダーの育成、確保				

## 1 農林水産業の振興

### 1 農業の振興



#### 〈現況と課題〉

##### 【現況】

本村は、平地が少なく山間地域が多いため、まとまった農地の確保が難しく、耕地面積は横ばいである。一方で遊休農地（≒耕作放棄地、所有者不明農地）は全体傾向として増加している。また、人口減少に伴い農家数・農家人口が減少している。

農地耕作状況としては、台風の強風被害や塩害などの二次被害による影響を受けており、また鳥獣被害も、侵入防止柵等の対策を行なっているものなかなか減らない現状がある。傾斜のある圃場では、降水による耕土の流出がひどく、追加する肥料代等が農家への負担となっている。加えて、その流出した耕土が河川を通じて海へと流出しており、その対策も考慮しなければならない。

花卉・果樹等の分野において生産量の増加がみられるが、他の分野では価格低迷や生産者の減少など厳しい状況下にある。シークワサーの生産量は順調に増えてきたが、近年、立ち枯れ被害が目立つようになり、令和2年には新聞紙上でも大きく取り上げられた。パインアップルについては、生産者の減少により年々収穫量が減っているため、今後担い手を含めた対策を考慮する必要がある。

新たな動向として、結の浜に企業支援賃貸工場を整備し、平成25年から水耕栽培で豆苗等が生産されるようになった。

##### 【課題】

農用地については、前期に引き続き土地改良完了地域における排水不良による冠水と農道の未整備等の課題がある。特産物であるシークワサーの生産農家の多くは加工用果実中心の出荷であり、加工用の供給量は増加傾向にあるが、需要は伸び悩んでいる。

農業経営については、後継者の育成が課題となっており、農地流動化による経営規模の拡大、農業施設や機械の導入、スマート農業を通じた組織化・団地化等を促進する必要がある。

農業後継者については、村全体として担い手不足の課題はあるが、近年は青年農業者が増加傾向であるため、定着するまでの継続的な支援が必要である。また、耕作放棄地の活用も後継者育成や規模拡大と絡めて取り組むことで、前進させる可能性が広がることが予想される。

耕地面積の推移(単位:ha)

	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
合計	300	305	304	308	295	296	295	291	292	292
田	10	13	12	12	12	11	11	10	10	10
畑	290	292	292	296	283	285	284	281	282	282

資料:「農業関連統計」沖縄県農林水産部農林水産企画課 HP より

土地改良事業地区内における耕作放棄地の推移(単位:ha、%)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
受益面積	117.2	117.2	117.2	117.2	117.2
耕作放棄地	16.7	10.7	17.4	11.3	19.0
耕作放棄率	14.2%	9.1%	14.8%	9.6%	16.2%

資料:産業振興課

農家数、農家人口の推移(単位:戸、人、%)

	平成 16年	平成 21年	平成 26年	比率
農家数	255	252	214	100%
自給的農家	92	85	44	20.6%
販売農家	163	167	170	79.4%
専業農家	76	84	107	50.0%
兼業農家	87	83	63	29.4%
農家人口	465	455	391	100%
男	255	252	228	58.3%
女	210	203	163	41.7%
0～59歳	254	240	171	43.7%
60歳以上	211	215	220	56.3%

資料:農林業センサス(2015年)

### 《計画の方針》

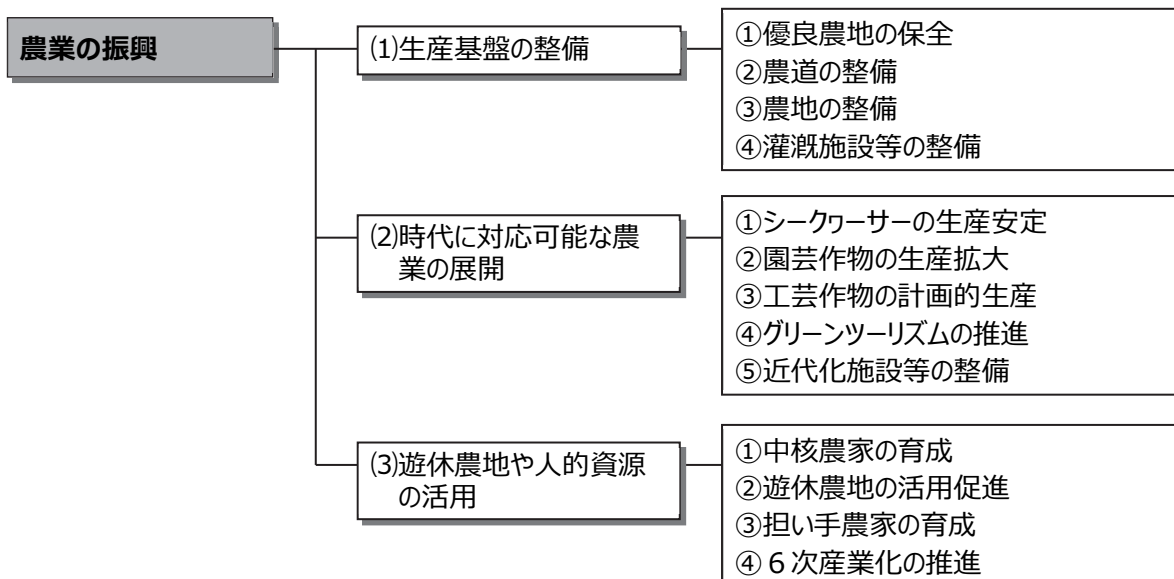
1. 農業は将来においても本村の基幹産業の一つとして位置づけ、生産基盤の充実強化を推進する。
2. 時代に即応できる多様な農業の振興を推進する。
3. 耕作放棄地の解消を図り、中核的担い手農家の育成及び農地集積を推進する。

### 《重要目標達成指標 KGI》

数値目標	基準値	目標値	備考
農業村内総生産	1,434 百万円 (2017年度)	1,443 百万円 (2025年度)	最終値

資料:平成29年度沖縄県市町村所得 経済活動別市町村内総生産

＜施策の体系＞



＜基本施策＞

**(1)生産基盤の整備**

引き続き赤土等流出防止対策を行いながら、既存優良農地の維持・増進、農道や排水路・灌漑施設等の追加整備、既存の農業基盤や沈砂地・砂防ダム等の関連基盤の適正管理等を推進する。

**①優良農地の保全**

今後とも優良農地施設の整備保全、耕種と畜産の複合化を促進した地力の維持・向上を図る。また、耕作放棄地の解消について赤土等流出防止対策を図りながら推進する。農家との調整及び事業主体との連携によりこれらの事業を推進する。

**②農道の整備**

未整備や改良が必要な地区において、継続して農道の整備や路面改良を図る。

**③農地の整備**

今後とも担い手への集積と併せて各地区の課題に応じた農業基盤整備を図る。

**④灌漑施設等の整備**

畑地灌漑事業、農業用排水施設の整備を引き続き推進する。

**(2)時代に対応可能な農業の展開**

基幹作物であるシークワサー・さとうきび・パインアップルの品質の向上、安定生産に取り組んでいくとともに、近代化農業へ対応した機械化やスマート農業の導入による、経営型農業の確立を図る。

**①シークワサーの生産安定【総合戦略】**

シークワサーについては、村シークワサー産地振興協議会によるPR活動や栽培講習会等により、農家の技術や意識向上、県内外への認知度向上を目指す。また、シークワサーの立ち枯れ被害については全県的な課題であり、県を始め関係各所と連携して対策を図る。

**②園芸作物の生産拡大【総合戦略】**

換金性・付加価値の高い園芸作物の振興を図る。当面は行政主導を維持しつつも、段階的

に農家自身が増殖技術の工夫や普及に取り組めるように支援する。

**③工芸作物の計画的生産【総合戦略】**

換金性・付加価値の高い工芸作物の振興を図る。さとうきびでは野鼠対策を行い、さとうきび以外の工芸作物（キャッサバ、ウコン等）も計画的に生産ができる環境づくりを支援する。

**④グリーンツーリズムの推進**

村観光協会や村外の旅行エージェント等との連携により、事業の拡大を目指すとともに、農業以外の副収入となるように農家の経営安定化にもつなげ、就農者確保を図る。

**⑤近代化施設等の整備【総合戦略】**

従来の流通体制を堅持しつつも直販、契約栽培等も推進し、さらに品目によっては生産組織の育成・強化を図る。また、水耕栽培施設の整備、災害に強い施設の整備、鳥獣被害防止対策、スマート農業化等も必要に応じて進める。

**(3)遊休農地や人的資源の活用**

意欲ある農業担い手の育成に努め、安定的な農業経営の確立、面的な農地集積、経営型農業の確立を図る。

**①中核農家の育成【総合戦略】**

中核農家の定義づけをして新規就農者の育成との仕分けを行い、認定農業者の育成、認定農業者ではないが中核的な農家の育成それぞれの方法を検討し、最適な支援策を導入する。

**②遊休農地の活用促進**

耕作放棄地対策事業等による遊休農地解消を図る。また、耕作放棄地の事業要件を遵守するよう指導や事業適用を改善する。

**③担い手農家の育成【総合戦略】**

沖縄県農業振興公社等と連携しながら、新規就農者の育成や担い手農家の育成、他産業従事者の農業部門への参入の推進、兼業農家の育成等を積極的に図る。また、新規就農者の簿記講座など、農家の税務や事務作業の効率化を支援する。

**④6次産業化の推進【総合戦略】**

生産者主体の6次産業化へ向けた生産法人の設立を支援するとともに、戦略作物としてカラキの商品開発・ブランド向上・普及等について検討し、最適な支援策を導入する。

## 2 畜産業の振興



### ＜現況と課題＞

**【現況】**

本村の畜産業は、養豚を中心に肉用牛、鶏卵、ブロイラー、乳牛等が飼育されており、北部

地域でも上位の飼養頭羽数である。養豚については、近年では預託が主で、経営的には安定している状況にあるが、新規養豚業者の参入については臭気問題に絡み、周辺住民への同意を取ることについて困難な状況が続いている。また、平成30年度に「鶏舎へのクラウドIoT実装事業」（総務省 地域IoT実装推進事業）を実施するなど、畜産経営改善に向けた取組も進めているところである。

臭気問題については、沖縄県北部家畜保健衛生所（以下「家保」という。）と連携して指導を継続しており、家畜排せつ物処理法、飼養衛生管理基準に基づく家保指導により、畜舎自体は問題のない状態まで臭気レベルが改善している。

### 【課題】

沖縄県でも豚熱など各種法定伝染病が発生しており、家畜防疫への認識による感染リスク低減が課題となっている。不特定多数の人と家畜の接触による感染への危惧から、畜産資源のグリーンツーリズム活用は思うように進んでいない。

畜舎周辺住民からの悪臭への相談については、依然として家保及び役場へ相談があるのが現状であり、環境側（悪臭防止法等）からの助言や指導も必要と考えられる。

畜産部門のSDGsの目標達成への貢献という視点も重要になっている。ただし、「持続可能な畜産」という概念は非常に幅が広いので、本村では焦点を絞って取り組む必要がある。

飼養頭羽数の推移

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
肉用牛	戸数	3	2	3	3	3
	頭数	811	814	1,240	1,270	1,491
乳用牛	戸数	1	1	1	1	1
	頭数	49	32	23	30	30
豚	戸数	7	5	7	6	6
	頭数	7,437	6,035	5,977	7,079	6,081
採卵鶏	戸数	7	8	5	5	5
	頭数	36,050	25,586	27,000	27,537	27,537
ブロイラー	戸数	1	1	1	1	1
	頭数	88,844	88,188	90,814	94,416	94,416

資料：「農業関連統計」沖縄県農林水産部農林水産企画課 HP より

### ＜計画の方針＞

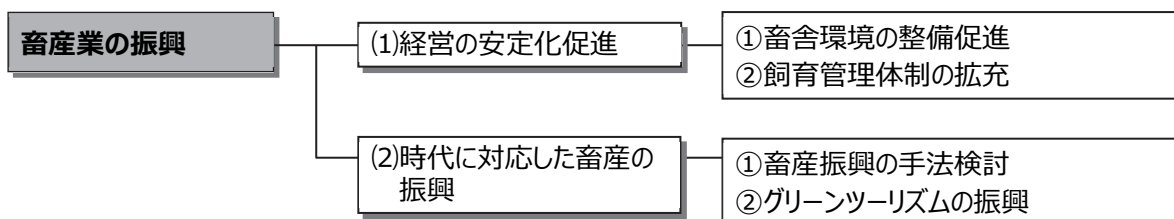
1. 畜産経営の安定を支援することにより、生産者が将来にわたって経営を継続し、その発展に取り組むことができる環境を整備する。
2. 時代に即応できる多様な畜産業の振興を推進する。

### ＜重要目標達成指標 KGI＞

数値目標	基準値	目標値	備考
農業村内総生産	1,434 百万円 (2017 年度)	1,443 百万円 (2025 年度)	最終値

資料：平成29年度沖縄県市町村所得 経済活動別市町村内総生産

## ＜施策の体系＞



## ＜基本施策＞

### (1)経営の安定化促進

今後とも優良畜種の導入と飼育管理技術の向上改善を図り畜産経営の安定化を図る。また、家畜の疾病対策及び環境保全対策に努めるとともに、飼育農家の育成を図る。

#### ①畜舎環境の整備促進

周辺地域との環境の調和を図るため、悪臭防止対策の支援指導を引き続き実施し、環境保全型の畜産の振興を図る。悪臭への相談については、環境側（悪臭防止法等）からの助言や指導に取り組む。

#### ②飼育管理体制の拡充

畜産農家に対し飼養衛生管理基準を守れるような管理体制の拡充の支援を進める。

### (2)時代に対応した畜産の振興

優良品種の導入を促進しブランド化を推進するとともに、各種産業と連携した特産品の開発、グリーンツーリズムの展開を図る。

#### ①畜産振興の手法検討【総合戦略】

優良品種の導入やブランド化は重要課題だが、多くは預託で経営を行っているため、預託と整合する振興策についてさらに検討する。

#### ②グリーンツーリズムの振興

村観光協会や村外の旅行エージェント等との連携により、事業の拡大を目指すとともに、畜産業以外の副収入となるように畜産農家の経営安定化にもつなげ、就農者確保を図る。

### 3 林業の振興



#### 《現況と課題》

##### 【現況】

本村の林業従事者は減少が進んできたが、特用林産物の栽培を行う組織経営体ができ、林業従事者の数も少し回復傾向にある。

本村の森林面積は 4,841ha で、村土の約 77%を占めている。かつて林業は、本村の豊かな森林資源を背景に薪炭・建築用材・パルプ原料等を生産し主要産業としての地位を確立していたが、近年では、生活様式・建築様式の変化に伴う需要の減少により新植及び伐採の生産活動は急速に低下している。一方では、有用樹の造林、天然林の保育改良整備など経済機能の調和を重視した山づくりが求められており、木炭生産量は平成 25 年の 12 t から令和 2 年は 3 t 増加し 15 t となっている。

このため前期基本計画期間において、「森林環境保全支援事業」（育成複層林整備・保育、森林病虫害防除）、「森林構造改善事業」（長寿と癒しの森整備調査設計業務を実施し、整備計画を見直した）等を実施した。

また、世界自然遺産登録を目指す中で、「やんばる型森林ツーリズム推進体制事業」（平成 27 年度～、沖縄県森林管理課）等を通じて利用ルールの検討、森林ツーリズムにおけるツアープログラムの作成が進められてきた。

##### 【課題】

今後とも、主に県内需要が見込まれるシイタケなどきのこ類・木炭・木工芸用材などの生産拡大を図ることが望まれ、森林の持続可能な保全策と並行しながら、新植・保育・伐採と循環型の造林事業の構築を目指す必要がある。

また、貴重な動植物をはじめ、森林浴、自然との触れ合いを求めている散策等と関連して、林業に対する新たな需要も生じており、さらにやんばるの森が「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」として世界自然遺産への登録を目前に控えていることから、観光産業と連携した森林ツーリズム関連産業の計画的な育成とともに、森林の公益的機能の保全・充実が求められる。

#### 《計画の方針》

1. 長期的な計画の中で森林育成を図り、水源涵養林の保全、水質の維持など公益機能を充実する。
2. 森林レクリエーション需要に対応し、森林ツーリズム関連産業の育成を図る。
3. 豊かな自然を後世に引き継ぐために森林環境の保全・維持に十分留意しつつ、計画的な森林整備や特用林産物生産拠点の整備を目指す。

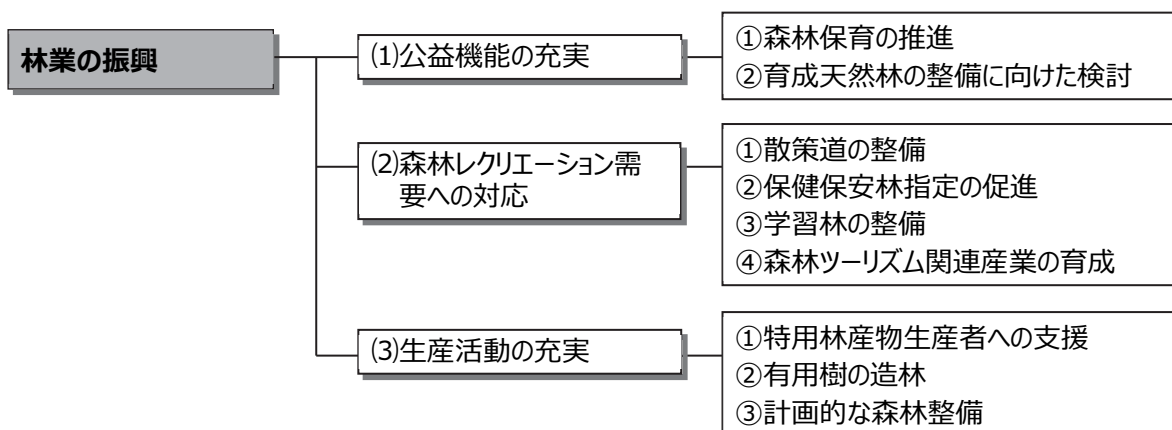


《重要目標達成指標 KGI》

数値目標	基準値	目標値	備考
林業村内総生産	6百万円 (2017年度)	8百万円 (2025年度)	最終値

資料:平成29年度沖縄県市町村所得 経済活動別市町村内総生産

《施策の体系》



《基本施策》

(1)公益機能の充実

保育・育成天然林整備、樹林整備事業を引き続き推進し、緑豊かな環境づくりを目指すとともに、今後とも松くい虫の根絶と有用松の育成を図り、村土・山林の保全に努める。

①森林保育の推進

今後とも国立公園関係機関と調整しながら、下刈り・除伐・切捨間伐などの保育作業による森林回復・再生を図る。

②育成天然林の整備に向けた検討

育成天然林の整備は国立公園関係機関との調整が必要であり、事業を再度見直すとともに、適正な整備手法を検討する。

(2)森林レクリエーション需要への対応

森林レクリエーション需要に対応するため、森林ツーリズム全般の体制構築に努める。

①散策道の整備

補助事業や村の財政状況に合わせて実施時期を調整し、散策道の整備を進める。

②保健保安林指定の促進

「癒しの森整備事業」等と連携して整備内容を再検討する。

③学習林の整備

補助事業や村の財政状況に合わせて実施時期を調整し、学習林の整備を進める。

④森林ツーリズム関連産業の育成

関係団体と連携し、森林を活用したエコツーリズム等の育成を図る。村観光協会や村外の旅行エージェント等との連携により、事業の拡大を目指す。

### (3)生産活動の充実

林産基盤としての豊かな森林を後世に引き継ぐために、公益機能の保全・維持、森林レクリエーション需要との調和に十分留意しつつ、計画的な森林整備を目指す。

#### ①特用林産物生産者への支援【総合戦略】

生産農家と連携を図りながら、特用林産物の生産振興を図る。

#### ②有用樹の造林

木材の需要に応じて、有用樹の造林が必要か検討し、今後の需要拡大が見込まれる場合は対応する。

#### ③計画的な森林整備

計画的に森林環境の保全・整備を進める。林道については周辺住民等の意向を十分に踏まえながら進める。

## 4 水産業の振興



### 《現況と課題》

#### 【現況】

本村の水産業は沿岸漁業と養殖漁業が中心であるが、旧来から純農村地域のため漁業従事者は少なく、平成20～30年は10人前後の横ばいで推移しており、高齢化も進行している。平成30年の漁業経営体数は7件、漁船保有隻数は7隻と、平成25年と比較してどちらも1減となっている。また、漁船は船外機付き漁船が4隻であり、個人経営が主である。

本村の平成30年の海面漁業の漁獲量は3tと年々減少している（海面養殖業は未統計）。漁獲物販売金額は販売金額なしが1件、100万円未満が5件と零細経営を強いられている。海面養殖業は県下で最も早い時期に着手したが、現在は他市町村と比べると規模は小さく、海ぶどうはじめ海藻類の養殖に向けた取組がみられる。一方、陸上養殖業は、旧津波小学校跡地にてスジアラ（アカジンミーバイ）の養殖場の運用が平成30年9月から始まっている。

水産業振興のため前期基本計画期間において、「漁村地域整備交付金事業」（直売店）、「水産物供給基盤機能保全事業」（航路浚渫、物揚場補修）、「漁港機能増進事業」（泊地浚渫、荷役施設）、「水産業・漁村の多面的機能発揮対策事業」（種苗放流、藻場やサンゴ礁の保全）、「漁業再生支援事業」（漁業監視、新規養殖業への着手）等を実施した。また、大宜味村赤土等流出防止対策協議会と連携し、普及啓発活動や抑止対策としてグリーンベルト設置を行っている。

羽地漁業協同組合大宜味地区では修学旅行などの体験学習も受け入れており、新たな展開も模索し始めている。

【課題】

今後は海面漁業の立て直しを行いつつ、さらなる海面養殖業を振興し、経営の安定化を図ることが最大の課題である。漁業者の維持・増加を図るとともに、引き続き新規養殖事業の支援が求められる。そのために養殖試験のモニタリング等を行い、事業検証を継続することも重要である。また、漁港内施設での養殖環境の整備のため、今後は取水施設、施設用地など必要施設の整備拡充も必要とされる。

一方、アフターコロナの観光振興の柱の一つとして、本村の海を活かした体験型観光（ブルーツーリズム）の推進も望まれる。

漁業就業者数(単位:人)

	合計	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
平成20年	11	0	0	3	0	5	3
平成25年	9	0	1	1	1	3	3
平成30年	10	0	0	1	3	1	5

資料:漁業センサス

漁業経営体、漁船数の推移(単位:経営体、隻)

	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年
経営体合計	20	6	8	7
共同経営	1	—	—	1
個人経営	19	6	8	6
保有漁船数合計	20	6	8	7
無動力船	—	—	—	—
船外機付船	16	5	5	4
動力船	4	1	3	3
1トン未満	—	—	—	—
1～3トン	3	1	2	—
3～5トン	—	—	1	2
5～10トン	1	—	—	—
10～20トン	—	—	—	1

資料:漁業センサス 表中の「—」は該当数値なし

漁業種類別漁獲量(単位:トン)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
海面漁業計	4	5	3	4	3	2	3	3	2	3
その他の刺網	X	X	X	X	0	0	1	0	0	1
その他のはえ縄	0	2	0	—	—	—	—	—	—	—
沿岸いか釣り	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の釣	—	X	0	—	X	1	1	0	0	1
採貝・海藻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の漁業	3	3	3	3	2	2	2	2	1	2
海面養殖業	1	X	X	X	X	X	X	X	X	X
内もずく	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—

資料:沖縄農林水産統計年報 表中の「—」は該当数値なし、「X」は秘匿措置

＜計画の方針＞

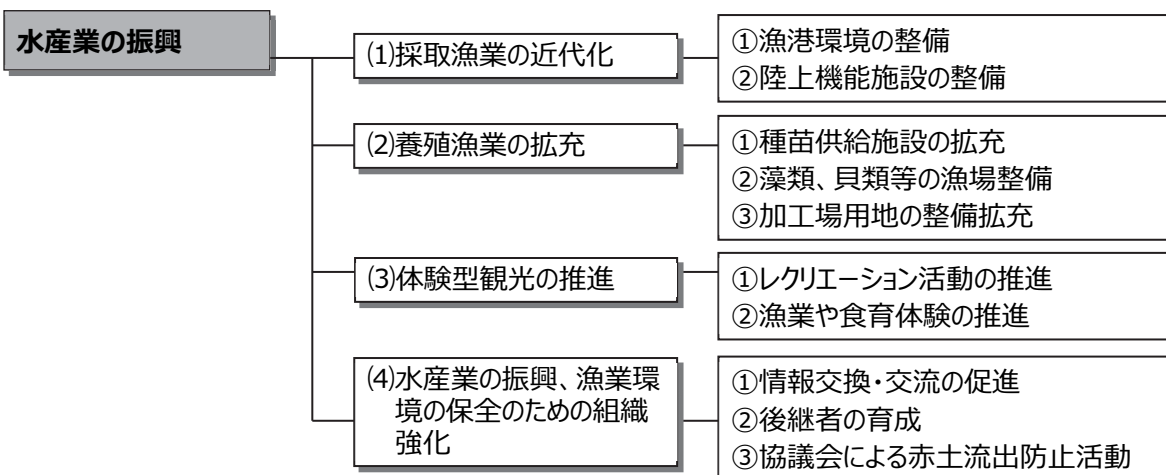
1. 採取漁業（海面）の近代化・拡大を推進する。
2. 既存養殖事業を拡大しつつ、新規養殖の推進主体を積極的に支援し、雇用の場を創出する。
3. ブルーツーリズムの振興を図るとともに、移住定住による海の関係人口の定着を図る。
4. 漁業者の組織やネットワークを強化し、水産業の振興、漁業環境の保全を効率的に進める。

＜重要目標達成指標 KGI＞

数値目標	基準値	目標値	備考
漁業村内総生産	5百万円 (2017年度)	9百万円 (2025年度)	最終値

資料:平成 29 年度沖縄県市町村民所得 経済活動別市町村内総生産

＜施策の体系＞



＜基本施策＞

(1)採取漁業の近代化

補助事業を活用して、漁港の環境整備・充実、老朽化施設の改修・更新、陸上機能施設の充実強化を図り、漁業基盤の老朽化対策・長寿命化を推進する。

①漁港環境の整備 【総合戦略】

機能保全事業の継続、老朽化対策を進める。

②陸上機能施設の整備

実施事業が十分に効果を発揮するようにフォローアップに努めるとともに、引き続き必要な整備の検討・実施を目指す。

(2)養殖漁業の拡充

養殖漁業の拠点産地化を推進することにより、生産技術、経営指導及び生産、出荷体制の整備を行い、産地ブランドの確立により漁業経営の安定向上、新たな雇用の創出を図る。

**① 種苗供給施設の拡充 【総合戦略】**

機能保全事業の継続、老朽化対策を進め、種苗供給施設の整備拡充を図る。

**② 藻類、貝類等の漁場整備 【総合戦略】**

引き続き養殖試験を行うなどして事業可能性の検証に努め、将来的には藻類（ヒトエグサ）、貝類（シャコガイ）の新規養殖を積極的に推進する。

**③ 加工場用地の整備拡充 【総合戦略】**

漁業者と連携を図りながら施設拡大等に向けた検討を進め、加工場用地の整備拡充を図る。

**(3) 体験型観光の推進**

村内の学校・観光関連事業者等と連携しブルーツーリズム事業の拡大を図り、産業として育てて海が好きな新規就労者の転入・雇用をうながす。

**① レクリエーション活動の推進**

海に関する体験学習プログラムを構築し、地元の児童・生徒、さらには修学旅行を積極的に受け入れてブルーツーリズムの振興を図るとともに、ブルーツーリズムに携わる専門人材を育成する。

**② 漁業や食育体験の推進**

引き続き体験事業を継続しながら、地域住民がもっと柔軟に参加できる方法を構築し、ブルーツーリズム振興の推進体制構築を図る。

**(4) 水産業の振興、漁業環境の保全のための組織強化**

漁業協同組合や他の水産業振興組織の組織力を向上させ、関連する村内外の団体等とのネットワークを強化することで、水産業を振興するための直接・間接の環境を整備する。

**① 情報交換・交流の促進 【総合戦略】**

羽地漁業協同組合大宜味地区の組織強化を図り、漁業情報交換、漁民間の交流等の機能強化を促進する。

**② 後継者の育成 【総合戦略】**

水産業奨励補助金等を活用して活力に満ちた水産振興の強化を図り、後継者や新規漁業者の育成を支援する。

**③ 協議会による赤土流出防止活動**

漁業環境を保全するため、大宜味村赤土等流出防止対策協議会と連携し、赤土流出防止活動を推進する。

## 2 商工業の振興

### 1 商業の振興



#### 《現況と課題》

##### 【現況】

前期基本計画からの大きな変化として、2020年2月に旧大宜味中学校跡地に整備された「やんばるの森ビジターセンター」（以下「YVC」という。）の開業と同施設への道の駅機能の移転がある。YVCには本村はじめ北部地域の農畜水産物や特産品等を販売する直売所、レストランやパーラー、やんばるの自然を知ってもらう映像ホール及び観光案内所等があり、コロナ禍の厳しい状況にあっても一定の集客を果たしている。

本村の商業は古くから各集落に共同売店が立地しているが、購買人口の減少等の影響から休業・廃業が次第に増えてきている。また、国道58号沿いに立地するコンビニや飲食店・雑貨店等は、村民・村内労働者及び通過型の購買需要に対応している。

平成28年度の「商業統計調査」によれば、本村の商店数は小売業38店舗、卸売業0店舗、合計38店舗で、一店舗当たりの従業者数は2.4人、一店舗当たりの平均年間販売額は約2,200万円となり、小規模で零細な経営が大半を占めている。平成19年度以降、小売店舗数こそ同数であるものの、他の項目ではすべて減少している。

##### 【課題】

結の浜地区では観光産業等とも連携しつつ、村内外の購買ニーズに対応可能な商業機能導入を図ることが求められている。一方、各地区の共同売店は、地域住民の交流機能に加え、買物が困難な高齢者等が日用品を購入する上で重要であり、存続に向けた対策を講じる必要がある。

その他の村内企業については、商工会員内での情報交換は行っているが、小規模自治体でも実現可能な商業振興の先駆的な事例等の情報を共有することが望まれる。また、特産品など商品販売にあたりマーケティングデータに基づいたプロモーションやブランディングが不十分であり、今後、商工会と連携して、産地ブランディングや商品デザイン等の販売戦略の強化が必要である。

商業の概要

		商店数			年間販売額		
		従業員数	人/店	年間販売額	百万円/店	百万円/人	
小売業	平成19年	56	129	2.3	×	×	×
	平成26年	38	104	2.7	×	×	×
	平成28年	38	91	2.4	819	22	9
卸売業	平成19年	2	3	1.5	×	×	×
	平成26年	2	14	7.0	×	×	×
	平成28年	0	0	—	0	—	—
平成28年合計		38	91	2.4	819	22	9

資料：商業統計調査 表中の「X」は秘匿措置

※「商業統計調査」は H30 年 3 月に廃止が閣議決定。「沖縄県統計年鑑」でも最新統計年は H28。

### 《計画の方針》

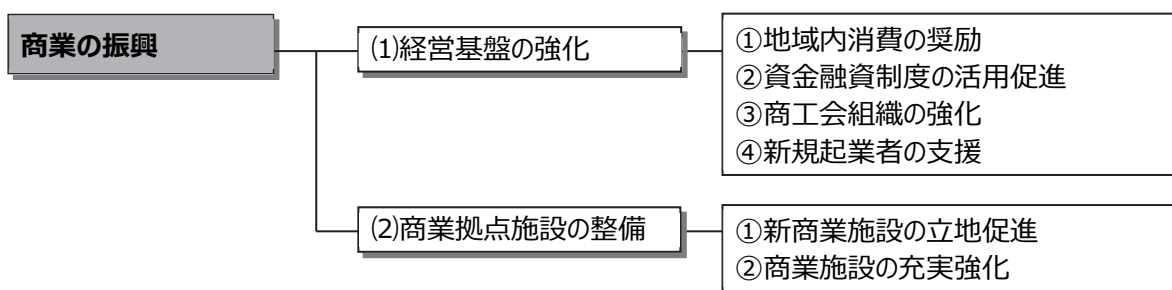
1. 資金や組織の面で既存商業の経営基盤の強化を図るとともに、村民に対しては村内購買を喚起する方策を引き続き講じる。
2. 商業拠点地区の形成に向けた取組を継続し、村農村活性化センターなどの既存施設及び YVC の利用促進を図る。

### 《重要目標達成指標 KGI》

数値目標	基準値	目標値	備考
第2次・3次産業の就業人口の合計	1,010人 (2015年)	1,080人 (2025年)	最終値

※基準値は平成27年国勢調査時の沖縄県市町村別就業人口を引用

### 《施策の体系》



### 《基本施策》

#### (1) 経営基盤の強化

地域内の商業が維持され発展し、後継者が安定して経営を行えるように、商業・サービス業に関わる既存の経営資源やビジネスモデル等をより魅力あるものへ磨き上げていく。

##### ① 地域内消費の奨励 【総合戦略】

事業者の経営基盤の強化を支援するとともに、国庫補助事業の動向に即応して、プレミアム付き商品券、地域振興券、村民割引クーポン等の発行を検討する。また、地域外に向けてもITを活用した販促や顧客管理等のノウハウを村内事業者で共有することを目指す。

##### ② 資金融資制度の活用促進

金融機関による中小・零細企業への融資が充実するよう、国・県の制度活用に対応できる体制を整え、経営力や資金調達能力の強化を支援する。

##### ③ 商工会組織の強化 【総合戦略】

引き続き経営者の相互交流・情報交換、商工会活動を通じた研修事業等を推進するとともに、商工会が主体となり、村内事業者がそれに協力する事業体制構築に向けて取り組む。

##### ④ 新規起業者の支援 【総合戦略】

新規の商業・サービス業等の定着及び雇用促進を図るため、新規起業者への創業支援を進める。

## (2)商業拠点施設の整備

公共施設の跡地利用の中で、民間を活用した事業展開ができないか検討を行うとともに、YVCを大宜味商業の核として育てる。

### ①新商業施設の立地促進【総合戦略】

本村における中心的商業サービス施設の不足に対処するため、YVCに加えて、結の浜及び旧大宜味中学校周辺における商業拠点地区の形成及び村民の買物利便性の高い商業店舗の誘致に向け検討する。

### ②商業施設の充実強化【総合戦略】

村農村活性化センターにおいては、道の駅機能をYVCに移転したことによる露出低下が懸念されることから、周辺利用との調和、活用方法や効果的な露出方法を検討し、さらなる活性化に取り組む。新たな商業（観光）拠点施設として整備されたYVCを効果的に活かせる仕組みづくり、村民がより活用したいと思ってくれる仕組みづくりを検討し、世界自然遺産登録の機会をとらえてブランド戦略を展開するなどして、施設の利用促進を図る。

## 2 工業・新規産業の振興



### ◀現況と課題▶

#### 【現況】

本村の工業は、シークワサー加工、泡盛製造、芭蕉布織、陶芸、木工芸等のいわゆる地場産業と呼ばれる製造業によって成り立っているが、いずれも小規模である。平成30年「工業統計調査」によれば、本村の製造業事業所数は6件で、従業者数は57人、製造品出荷額等は3.0億円、粗付加価値額は1.2億円となっている。

平成25年7月には企業支援賃貸工場を整備し、3社の企業誘致を行った。うち2社は撤退したが、平成29年に新たな企業が入居している。また、旧塩屋小学校、旧津波小学校でも跡地を活用した事業が進められている。

一方、本村には全国的に知れ渡った芭蕉布織を始めとして陶芸、木工芸と3種、23件の工房が立地しており、「いぎみていぐま会」では、情報交換や共同による展示会等を開催し、工芸品の普及促進を図っている。

また、人材育成事業により教育委員会と民間事業者が連携し、大宜味中学校生徒考案によるシークワサーを使った「シークワサー酢 (SKS+S)」や「いぎみだし」等の特産品開発の試みを実施されたことや、芭蕉布事業協同組合の意見を採用して芭蕉布の商品がふるさと納税の返礼品に取り入れられたことなどは、将来につながる明るい話題であった。

#### 【課題】

製造業、工房等は一部を除き小規模零細経営であり、事業承継に課題を抱えている。このため、製造業に関しては、脆弱な経営基盤を改善するとともに、食品加工業、バイオマス産業等



## 第1章 豊かな自然が生み出す活力ある村づくり ～産業の振興～

の1.5次産業への取組等による業種拡大を図る必要がある。また、商品開発は散発的に行われているものの、総合的な産地プロデュースや製造委託販売など専門的な知識が不足しているため、これらを支援する必要性も高い。

工芸に関しては、「村全体が工房」との認識に立ち、村民の日用品としての利用促進、工芸同士のコラボ商品開発、工房を回る観光プログラム開発等を行う必要がある。また、現在、芭蕉布事業協業組合及び保存会が高齢化により後継者育成が急務となっていること、既存の芭蕉布会館が観光施設としての機能が弱くPRも十分とはいえないことなども課題である。

工業の推移(単位:人、件、万円)

	事業所数	従業者数	製造品出荷額等			粗付加価値額		
			人/件	万円/人	万円/件	万円/人		
平成26年	4	63	15.8	26,344	418	6,586	8,659	137
平成27年	3	38	12.7	×	—	—	×	—
平成28年	4	52	13.0	35,045	674	8,761	16,408	316
平成29年	5	59	11.8	30,956	525	6,191	14,871	252
平成30年	6	57	9.5	30,065	527	5,011	12,931	227

注意:従業者4人以上の事業所

資料:工業統計調査

### 《計画の方針》

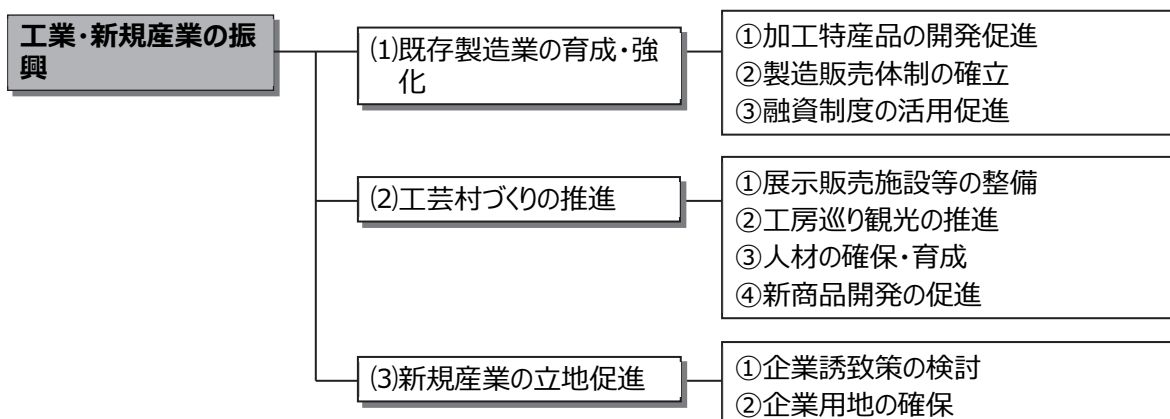
1. 補助制度や助成金等の活用を図りながら、村と企業が連携して製造業振興を図る。
2. 工房間のネットワークを強化し、「工芸村づくり」を力強く推進する。
3. 工業に限らず雇用吸収力の高い産業の立地をうながす。

### 《重要目標達成指標 KGI》

数値目標	基準値	目標値	備考
第2次・3次産業の就業人口の合計	1,010人 (2015年)	1,080人 (2025年)	最終値

※基準値は平成27年国勢調査時の沖縄県市町村別就業人口を引用

### 《施策の体系》



## 《基本施策》

### (1) 既存製造業の育成・強化

第一次産業との連携を図り特産品の開発を促進するとともに、村・企業が一体となった製造販売体制を確立する。

#### ① 加工特産品の開発促進【総合戦略】

本村の基幹産業である第一次産業と製造業の連携を強化し、農水産物の加工特産品の開発に努める。商品化にあたっては、専門家による講習会開催、技術やデザイン等の指導ができるよう支援する。

#### ② 製造販売体制の確立【総合戦略】

国や県の制度・資金の活用を図りながら、村と企業が連携して販促力を高め、製造～販売までの一貫体制を確立する。

#### ③ 融資制度の活用促進

日本政策金融公庫や商工中金の特別貸付や信用保証協会のセーフティネット保証、危機関連保証等の新型コロナウイルス感染症での資金繰り悪化への支援策をはじめ、国や県の融資情報を素早くキャッチし、事業者と連携を図る。

### (2) 工芸村づくりの推進

工芸品の販売強化に向けた側面支援を行うとともに、「工芸村づくり」を推進することにより、観光面での活用、担い手の村内定着につながるよう誘導を図る。

#### ① 展示販売施設等の整備【総合戦略】

喜如嘉の芭蕉布を中心とした工芸振興施設の整備の検討を継続する。工芸品（泡盛含む）の展示販売機能（アンテナショップ）に体験学習機能も加えた観光一体型施設としての整備を目指す。

#### ② 工房巡り観光の推進

村内に存在する工房の把握に努め、観光プログラムへの積極的な導入を促進する。

#### ③ 人材の確保・育成【総合戦略】

芭蕉布に関しては国指定文化財としての価値を損なうことのないように後継者育成に向けた取組を行うとともに、工芸全般に関しては持続可能な産業としての基盤や助成制度を整備し、工芸人材の育成や家族としての転入促進に努める。

#### ④ 新商品開発の促進【総合戦略】

各産業との連携を図り付加価値の高い新商品開発、その商品を体験できる体験プログラム開発に向け積極的な支援を行う。

### (3) 新規産業の立地促進

本村の優れた自然環境を活用可能な産業（水活用産業、バイオマス産業、観光産業、健康医療産業等）の誘致・導入を促進するため、受入れ条件の整備を図る。

#### ① 企業誘致策の検討【総合戦略】

企業の誘致・導入を図るための条件整備を推進するが、その際には村内に人口が定着するように雇用だけではなく、居住や子育て等の条件整備も併せて検討する。

#### ② 企業用地の確保

企業誘致には企業用地を確保することから、空き地、空き家、未使用の公有財産等の活用による企業誘致策を検討する。

## 3 観光の振興



### ＜現況と課題＞

#### 【現況】

本村では平南川の上流に位置するター滝をはじめ、沖縄県観光名所に指定された塩屋湾、喜如嘉の芭蕉布会館、大保ダムなどが観光拠点となっている。近年はその拠点における機能拡充や周辺整備として、ター滝駐車場の整備、大保ダムにおける浮棧橋の整備、さらに YVC の整備等を行ってきた。また、本村には恵まれた自然、独特な文化・歴史・芸能・祭り等があり、これらの資源を活かした観光振興のあり方を示した「大宜味村観光振興基本計画」を平成 21 年度に策定し、令和 2 年度に改訂中である。令和元年度に「大宜味村観光協会」を設立し、一般社団法人化したのも、観光振興に計画的に取り組むことを目的の一つとするためである。

近年の観光客のニーズと観光行動は多様化が進んでおり、地域住民とのふれあい、地元につながる伝統文化や暮らしなどを体験することにより地域の魅力を感じ取る体験型観光へ移行している。そのため本村においては農家民泊を推進しており、民宿が数軒立地していることに加えて、令和元年度時点で農家民泊の受入れ農家は 38 軒を数え、8,708 名の修学旅行生を中心とした受入れ数になっている。

また、本村の生物多様性に富んだ自然環境は、国頭村、東村を含め（陸域で 17,331ha）、平成 28 年 9 月に「やんばる国立公園」に指定されており、今は世界自然遺産登録を目指しているところである。これを機に「エコツーリズム推進全体構想」に本格的に取り組もうと、「大宜味村生物多様性センター運営協議会」を設立している。

#### 【課題】

前期基本計画策定時に位置づけた施策はかなり実現されているが、引き続き積み残しの課題に取り組む必要がある。

本村には民宿や農家民泊など、小規模宿泊施設は有しているが、ホテルなど大型の宿泊施設がなく、自然環境や景観に配慮したホテル等の誘致が目指される。民間事業者発案のイベントが実施されており、こうした官民連携の流れに沿って、観光関連のエージェント等との協働もさらに進めていく必要がある。

国立公園指定を機に「やんばる 3 村森林ツーリズム認定ガイド制度」を設け、本村からも複数名登録されている。自然資源を活用したエコツーリズムの実践を進めていくためには、さらなるガイド育成に加え、総合的な観光人材育成や観光協会のマネジメント力向上、観光関連事業者や団体間の協力・連携を進める必要がある。

また、各観光拠点施設への外国語表記の整備を実施したが、近年の爆発的なインバウンド客の増加に対して、各種の観光関連ウェブサイト・パンフレット等の多言語化も課題である。

＜計画の方針＞

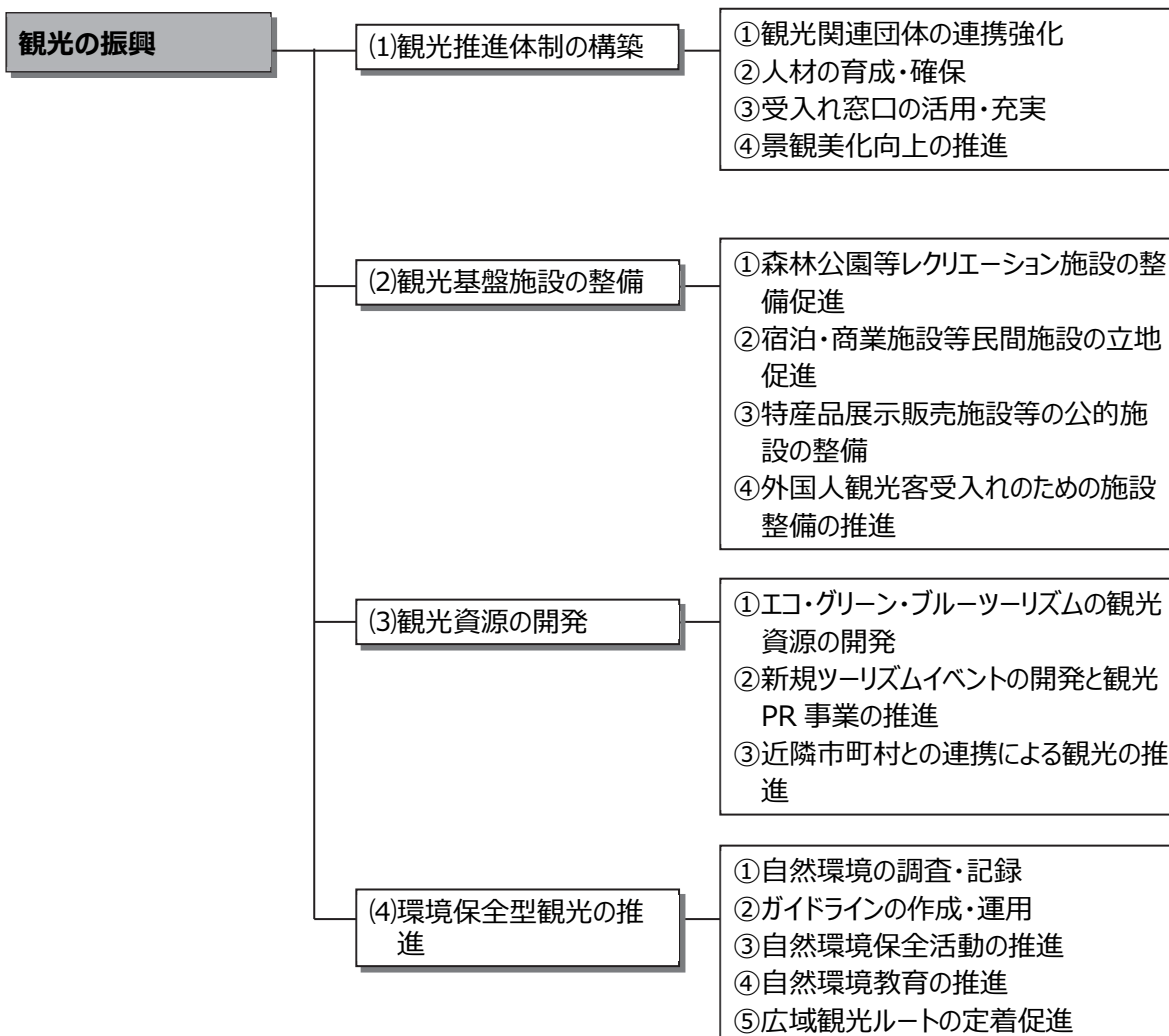
1. 前期基本計画に沿って整備された観光推進体制の組織強化や機能拡張を図る。
2. 前期基本計画に沿って整備された観光基盤施設とも連携しつつ、本村に不足する観光振興機能を補完する施設や基盤、設備の整備を推進する。
3. 地域資源の保全と活用の観点から、ハード・ソフト両面で持続可能な観光資源開発を促進する。
4. エコツーリズムに加え、新たに森林ツーリズムを推進するための環境を整える。

＜重要目標達成指標 KGI＞

数値目標	基準値	目標値	備考
観光入込客数	129 千人 (2019 年度)	240 千人 (2025 年度)	最終値

※新型コロナウイルス感染症により 2020 年度値は大打撃を受けているため、前年の 2019 年度を基準とする。

＜施策の体系＞



## 《基本施策》

### (1) 観光推進体制の構築

村観光協会、村生物多様性センター運営協議会など観光推進体制の構築が進み、今後はこれらの組織を中心に、村内における観光事業者やエコツアーリズム関係者等の連携を図る。

#### ① 観光関連団体の連携強化【総合戦略】

令和元年度に村観光協会が設立され、推進体制の基盤が構築されているため、当面は村観光協会の組織充実への支援を図る。また、観光は総合産業であり、観光を核として村産業が同方向に向かって行動することが重要であるため、行政主導で「おおぎみツアーリズム推進協議会」の機能充実を図り、そこに関わる関連団体や他産業の関連団体との連携を強化する。

#### ② 人材の育成・確保【総合戦略】

「大宜味村エコツアーリズム推進地域全体構想」に基づく人材育成の方針及び「やんばる3村森林ツアーリズム認定ガイド制度」の活用は今後も継続して取り組み、ガイド人材を増加・多様化させ、様々な対応が可能となるような仕組みづくりに取り組む。

#### ③ 受入れ窓口の活用・充実【総合戦略】

村観光協会の組織運営について各方面と連携して充実させ、将来的に自立運営ができるように支援するとともに、各関連事業者の受入れ窓口機能を充実させるため、ニーズに即した対応が可能となるよう法令等の啓発及び情報の共有など連携を強化する。

#### ④ 景観美化向上の推進

景観美化活動、企業との連携による海浜清掃を実施しており、今後も継続して取り組むとともに、大宜味らしい景観の形成を図る。

### (2) 観光基盤施設の整備

本村の豊かな自然環境や文化財・伝統芸能などを活かした魅力ある観光地の形成を目指し、観光客受入れのための基盤施設の整備に引き続き取り組む。

#### ① 森林公園等レクリエーション施設の整備促進

国立公園に指定されているため、環境配慮型施設として方針を見直しつつ、エコツアーリズムをはじめとする体験学習など大宜味村独自の体験滞在型観光の振興を図る拠点施設の整備を目指す。

#### ② 宿泊・商業施設等民間施設の立地促進【総合戦略】

引き続き結の浜誘致ホテルとの調整を進め、村内人材の雇用促進策、ホテルが立地したときの地域経済循環システムの構築などに努める。

#### ③ 特産品展示販売施設等の公的施設の整備【総合戦略】

今後はYVCに村民が出店しやすいような仕組みを指定管理者と連携して検討する。

#### ④ 外国人観光客受入れのための施設整備の推進

外国語表記のサインやインフォメーションを今後も必要に応じて整備する。その他、外国人観光客受入のため、観光パンフレットや観光案内サインの多言語化、さらには公衆無線LANの整備を推進する。

### (3) 観光資源の開発

世界自然遺産登録に向け、エコツアーリズムだけではなく、グリーンツアーリズム、ブルーツー

リズムの観光資源の保全と活用に取り組む。

**①エコ・グリーン・ブルーツーリズムの観光資源の開発【総合戦略】**

自然を求めて来訪する観光ニーズに対応できていない部分も多いため、国立公園・世界自然遺産登録が予定されている森林資源を活用したフィールドの多様化とそれによる負荷の分散、自然体験プログラムの開発等を支援する。

**②新規ツーリズムイベントの開発と観光PR事業の推進【総合戦略】**

各種イベントを主催する民間事業者への支援体制を整え、官民ともにウィンウィンの利益につながるように民間とのタイアップ事業化を促進する。

**③近隣市町村との連携による観光の推進**

国や沖縄県、近隣自治体と連携して、本村の豊かな自然環境を観光に活用するためのガイドラインやマニュアル、ルール等を作成してその保全・活用を図り、それをマネジメントできる人材の育成を支援する。

**(4)環境保全型観光の推進**

村内における自然環境の調査・情報整理を進め、利用のガイドラインやルールづくりへとつなげて生物多様性の保全と活用を積極的に推進する。

**①自然環境の調査・記録**

国立公園の特別指定区域等でのモニタリングを実施できるように調整を進める。

**②ガイドラインの作成・運用**

エコツーリズム推進法に則った運用のための普及啓発を強化する。また、個別拠点に関するガイドラインの作成について検討する。

**③自然環境保全活動の推進**

民間主体の保全活動が持続できるように支援するとともに、活動への村民参加の意識高揚を図り、活動の拡大に取り組む。

**④自然環境教育の推進**

環境教育が実施できる人材の育成及び村内外の専門機関との連携強化、役場職員の資質向上等を図る。

**⑤広域観光ルートの定着促進**

市町村界をまたいだ広域ルートと共通ルールを開発し普及啓発すべく、関係機関との調整を進める。

第2章

健康長寿と子育て・弱者を支える「結」の村づくり

## 1 健康福祉の村づくりの推進



### ＜現況と課題＞

#### 【現況】

本村では平成5年に「長寿日本一の村」を宣言し、長寿の里を内外に強くアピールしてきた。現在でも、日頃から畑仕事を行い、伝統的な食生活を実践する80歳以上の元気な高齢者の方が多い。ただ、高齢者比率は令和元年時点で37.4%となり、すでに超高齢社会のステージにあるといえる。

一方で団塊世代以降のライフスタイルや食生活がこれまでの伝統的なものから変化したことにより、健康長寿の長所が失われつつあり、介護認定者の割合も増加傾向にある。また、健康状態の不明者の割合が県や同規模村と比べて高く、健診の受診勧奨が必要である。

村民の健康福祉は、地域住民の連携によって成り立つものでもある。基本構想にもあるように、住民同士のつながりや支え合いの強さが本村の特徴であり、後期計画策定にあたっての村民アンケート調査でも「地域行事・近所付き合いが充実」(25.5%)が本村の住みよいところとして2番目に多い。行政でも村民の助け合いの心を育み、高齢者や障がい者(児)、子どもも含めたあらゆる人たちが暮らしやすい環境をつくるための取組を進めている。

#### 【課題】

前期に引き続き、長寿日本一を取り戻すべく対策と行動が必要であるため、「がんじゅうおおぎみ」(令和元年度策定)に沿って、すべての住民が生涯を通じた心身の健康づくりの総合的な推進を図っていく必要がある。

住民の地域福祉に関するニーズは多様化・複雑化しており、子どもから高齢者まで、年齢や障がい等の有無に関わらず、住民の誰もが安心して充実した生活を送るためにきめ細やかな地域福祉サービスが求められている。

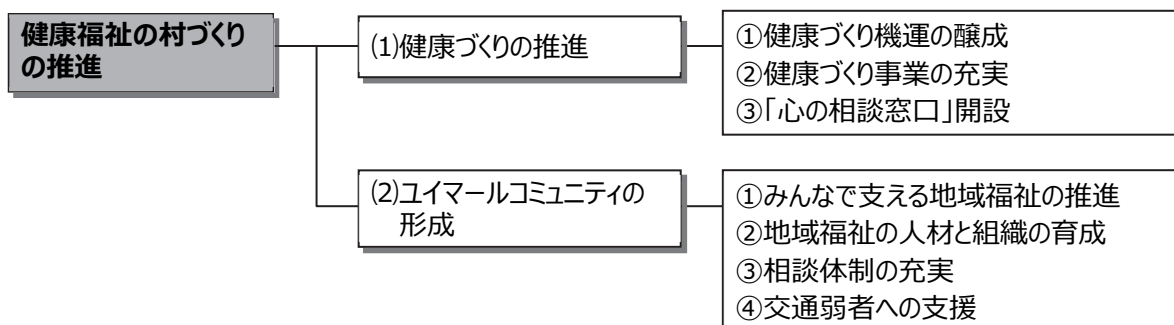
### ＜計画の方針＞

1. 健康長寿復活に向け、多様な保健・医療・福祉サービスを推進する。
2. ユイマールの精神で互いに助け合い、誰もが安全・安心に暮らせるコミュニティの形成を図る。

＜重要目標達成指標 KGI＞

数値目標	基準値	目標値	備考
村民アンケート「健康づくり・保健事業の推進」への満足度（満足・やや満足）の割合	65.1% (2020年度)	75.0% (2025年度)	最終値

＜施策の体系＞



＜基本施策＞

(1)健康づくりの推進

住民の健康維持・増進や健康意識を高める取組を行うとともに、生活習慣の改善や生活習慣病の早期発見と重症化の予防、生涯を通じた健康づくり、健康を支え・守るための社会環境の整備に取り組む。

①健康づくり機運の醸成

医療機関などの関係機関と連携し、「生活習慣病」をはじめとする疾病予防のための健康管理や健康増進、体力づくりなど、健康づくり関連の情報について広く収集し、住民への情報発信に努めるとともに、妊娠期・乳幼児期からの健康的な生活習慣づくりや食事バランス等の意識向上に取り組む。

②健康づくり事業の充実

各種健康診査の受診率向上を図り、早期の情報提供や受診の勧奨などを行うとともに、住民全体の健康診査に係る保健指導の実施率向上のため、指導内容の充実を図る。

各種乳幼児健診体制や感染症予防対策など母子の健康管理や出産・育児不安の解消に向けた取組、健康的な生活習慣や食習慣の確立のための相談と保健指導、食育などの関連事業なども継続実施していくとともに、住民のニーズに合わせて、事業の充実・改善を図る。

③「心の相談窓口」開設

過度なストレスや悩みを抱える人、またその家族等を一人でも多く支援するため、「こころの健康相談会」を実施し、相談体制の充実と相談内容に応じた適切な対応に努める。

(2)ユイマールコミュニティの形成

住民一人ひとりが家庭や地域社会の中で、年齢や障がいの有無にかかわらず、人としての尊厳を持ち、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、行政のみならずそこに暮らす人々がお互いに思いやりの気持ちを持ち、支援を要する人を地域ネットワークで支え



られるユイマールコミュニティの形成を図る。

**①みんなで支える地域福祉の推進【総合戦略】**

地域の多様な福祉課題に対し、住民一人ひとりが地域を支える担い手として関わっていくことができるよう、家庭、学校、地域社会・住民などに対し、地域福祉の理解を高めながら、地域の支え合いにより地域力の強化や地域の課題を地域で受け止められるための協力体制づくりを推進する。

**②地域福祉の人材と組織の育成【総合戦略】**

地域福祉を推進する人材、特に各地区で活動する民生委員・児童委員など、地域の中で支援を必要とする人を見つけ出し、行政サービスにつなげる役割を担う人材の確保・育成に努める。

**③相談体制の充実【総合戦略】**

生活困窮者への生活保護制度や生活福祉資金制度の周知に努めるとともに、判断能力に不安のある認知症の方や知的障がい者（児）・精神障がい者（児）ができる限り地域で自立した生活を継続していくことができるよう、権利擁護制度の周知とその利用に対するきめ細やかな相談・支援体制の確立に努める。

**④交通弱者への支援【総合戦略】**

バスの停留所から離れた「公共交通不便地域」に居住する人や高齢者・障がい者（児）等の「交通弱者」のため、法令の規制緩和などの流れを踏まえつつ「福祉タクシー」や「コミュニティバス」といった交通機関の導入の可能性を検討する。

## 2 子育て環境の充実

### 1 子育て支援の充実



#### 《現況と課題》

##### 【現況】

本村の出生数は、近年での状況は、平成 27 年の 19 人から平成 28 年には 26 人に増加したが、以降は減少し、平成 30 年には 16 人へと減少している。それ以前の状況も 10 人から 30 人の間で増減を繰り返しながら推移したが、全体的な動向としては減少傾向を示している。

子ども・子育て支援制度の施行により、令和元年度には「第 2 期大宜味村子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、今後は同計画に基づき学びの連続性が図られるよう質の高い教育・保育の提供及び特別な支援を必要とする子どもやその保護者に対する支援の充実が必要となっている。

##### 【課題】

本村では児童数の減少が深刻な問題であり、安心して子どもを生み育てられるような施策を講じることが急務である。そのため、おおぎみこども園と子育て支援センターでは、単に児童福祉からの視点だけではなく、少子化支援の面から現代の地域ニーズにあった運営と活用推進を図る必要がある。

近年、本村においても共働き世帯の増加や核家族化が進行し、保育ニーズは増大かつ多様化する傾向にある。子育て支援策として出産祝金の支給や不妊治療費助成等を行っているが、今後とも諸制度の積極的な活用を促進していくとともに、養育に関する相談業務等を拡充する必要がある。

村立保育所の推移(単位:人)

	職員数	収容定員	幼児数					待機児童数	
			~1歳	1~2歳	3歳	4歳	5歳		
平成22年	11	120	87	12	36	13	26	-	0
平成23年	11	120	94	10	43	20	21	-	0
平成24年	12	120	106	13	42	26	25	-	0
平成25年	11	120	100	7	42	22	29	-	0
平成26年	12	120	97	12	39	21	25	-	0
平成27年	13	120	94	9	40	21	24	-	0
平成28年	12	120	81	8	34	23	16	-	0
平成29年	11	120	81	7	31	24	19	-	0
平成30年	11	120	79	7	36	15	21	-	0
令和元年	12	120	73	7	35	19	12	-	0
喜如嘉	5	60	33	3	15	9	6	-	0
塩屋	7	60	40	4	20	10	6	-	0
令和2年	21	120	93	7	31	20	19	16	1

資料:住民福祉課(H22~R1 数値)、学校基本調査(R2 数値)

注意:各年 4 月 1 日現在、ただし各保育所の数値は 12 月時点、令和 2 年から「おおぎみこども園」の数値に変更

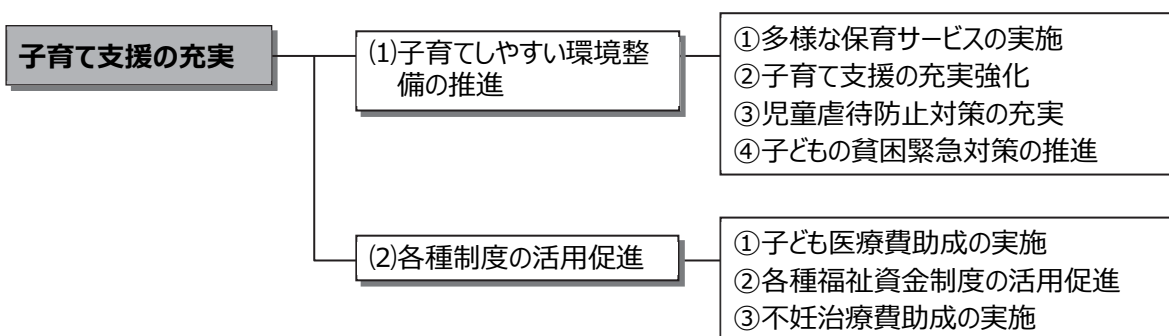
### ＜計画の方針＞

1. 村民の子育てに対するニーズを把握し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。
2. 全ての児童の養育が十分に行われるよう、子育てに対する負担軽減を目指す。

### ＜重要目標達成指標 KGI＞

数値目標	基準値	目標値	備考
村民アンケート「子育て環境の充実」への満足度（満足・やや満足）の割合	63.0% （2020年度）	73.0% （2025年度）	最終値

### ＜施策の体系＞



### ＜基本施策＞

#### (1) 子育てしやすい環境整備の推進

少子化、児童虐待など児童を取り巻く様々な社会的問題に対処し、子育てにやさしいむらづくりを推進するため、地域の中で子どもが健やかに育つことを全ての住民が見守り、支え合う地域コミュニティ意識の醸成に努める。

##### ①多様な保育サービスの実施【総合戦略】

学びの連続性が図られる質の高い教育・保育サービスの提供充実に努めるとともに、特別な支援が必要な子ども及び保護者に対する支援の充実に取り組む。

##### ②子育て支援の充実強化【総合戦略】

子育て支援センターへ子育て支援員を配置し、小さな子どもを持つ親への情報提供や育児相談、交流事業を実施する。また、放課後児童クラブなど子どもたちの安全な居場所づくりや、交流の場づくりを推進し、児童の健全育成に資する生活環境の形成を推進する。

##### ③児童虐待防止対策の充実【総合戦略】

児童相談所や警察などの関係機関や地域の民生委員・児童委員などとの連携を強化し、虐待行為の早期発見に努めるとともに、相談体制や各種子育て環境づくり、子育て支援策などを充実し、虐待防止に取り組む。

##### ④子どもの貧困緊急対策の推進【総合戦略】

本村における子どもの貧困の実態を把握するとともに、子どもたちの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることなく、未来に向かって健やかに成長していけるよう、関

係機関と連携した相談体制の充実や子ども居場所づくりの提供等必要な環境整備を行う。

## (2)各種制度の活用促進

子育て世帯等のニーズ等を勘案しながら、よりよい子育て支援を提供できるよう諸制度の積極的な活用を促進する。

### ①子ども医療費助成の実施【総合戦略】

乳幼児の保健向上、健全育成に寄与するため子ども医療費助成を実施する。

### ②各種福祉資金制度の活用促進【総合戦略】

社会福祉協議会等と連携しつつ、情報提供等を実施し、諸制度の積極的な活用促進を行っていく。

### ③不妊治療費助成の実施【総合戦略】

不妊に悩む夫婦に対して治療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、子どもを生き育てやすい環境をつくる。

## 2 ひとり親家庭の支援の充実



### ＜現況と課題＞

#### 【現況】

「平成 30 年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査報告書」によると、平成 30 年度の沖縄県全体の母子・父子世帯の出現率は 5.6%となっている。一方、本村における母子・父子家庭は、令和元年現在 72 世帯で全世帯数の 4.4%を占めており、深刻な状況である。その比率はここ数年で増加傾向にあり、親の年齢別世帯数では特に働き盛りの 40 歳代の世帯が増えている。

本村では比較的地域コミュニティが保たれており、ひとり親家庭等の社会的立場は護られていると言えるが、一般的にひとり親家庭等は、社会的、心理的、経済的に常に不安な状態におかれ、様々な面で苦しい生活を強いられているのが実情である。このため、これまでも「母子父子寡婦福祉資金貸付金」等の国・県の助成制度について、情報提供や広報誌等での制度周知を図るとともに、「母子及び父子家庭等医療費助成」では自動償還を可能とする規則改正を行うなど村の制度の改善にも取り組んできた。

#### 【課題】

母子寡婦福祉会への加入が少なく、就労等の情報や対象世帯に係る制度等が周知されにくい状況がある。ひとり親家庭等が経済的に自立し、文化的な生活が享受できるよう、民生委員等との連携を密にしながら、引き続き物心両面から支援する必要がある。同時に、就業支援、子育て・生活支援、養育費の確保など総合的な自立支援策を継続することも重要である。

母子・父子世帯数の推移(単位:世帯、人、%)

	村内 世帯数	母子・父子 世帯数		親の年齢層別世帯数				子供数
		世帯数	割合	～20代	30代	40代	50代～	
平成22年	1,641	31	1.9	4	15	11	1	55
平成23年	1,672	42	2.5	6	19	16	1	74
平成24年	1,670	45	2.7	8	18	18	1	78
平成25年	1,670	51	3.1	10	20	16	5	88
平成26年	1,662	57	3.4	12	22	18	5	95
平成27年	1,678	57	3.4	11	23	17	6	94
平成28年	1,648	77	4.7	7	24	29	17	138
平成29年	1,659	71	4.3	5	21	29	16	132
平成30年	1,648	73	4.4	3	23	30	17	138
令和元年	1,632	72	4.4	3	19	32	18	129

資料:母子・父子家庭等医療受給者台帳

注意:各年9月1日現在、ただし村内世帯数は4月1日時点

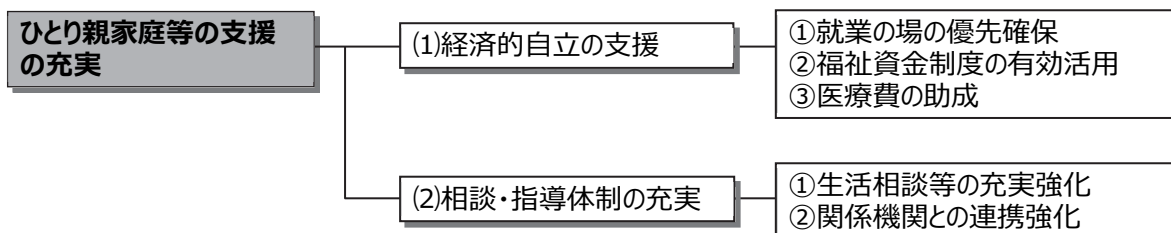
### 《計画の方針》

1. ひとり親家庭等の実態把握を行い、生活基盤の安定化に向けた経済的自立を支援する。
2. ひとり親家庭等の不安を取り除き適切な支援につなげるため、相談・指導体制を充実させる。

### 《重要目標達成指標 KGI》

数値目標	基準値	目標値	備考
村民アンケート「ひとり親世帯の福祉の充実」への満足度(満足・やや満足)の割合	57.6% (2020年度)	67.0% (2025年度)	最終値

### 《施策の体系》



### 《基本施策》

#### (1)経済的自立の支援

ひとり親家庭等の生活の安定と社会的な自立のため、各種制度に基づく経済的支援及び就業支援を行うとともに、相談支援の充実を図る。

##### ①就業の場の優先確保

貧困対策支援員等と連携しながら、就業に関する情報提供を推進する。

**②福祉資金制度の有効活用**

母子父子寡婦福祉資金貸付金等の福祉資金制度の周知を図り、活用を促進する。

**③医療費の助成**

社会情勢に合わせて母子父子等医療費助成制度を見直しつつ、その活用を促進する。

**(2)相談・指導体制の充実**

ひとり親家庭等の生活安定のため、生活相談・助言・指導体制を強化するとともに、各種関係機関との連携強化を図る。

**①生活相談等の充実強化**

身近な相談場所の増設や、専門員の配置、相談者を適切な支援につなげる体制を構築するなどして、気軽に生活相談等ができる機会の充実と体制の強化を図る。

**②関係機関との連携強化**

母子寡婦福祉会への加入を推進するとともに、教育委員会や社会福祉協議会等の関係機関との連携を強化し、適切な支援の提供を推進する。

### 3 障がい者(児)福祉の充実



#### 《現況と課題》

##### 【現況】

本村の令和元年度における身体障害者手帳の所持者は148人、精神障害者保健福祉手帳保持者は20人であるが、高齢化ともあいまった障がい者(児)数の増加及び重度化・重複化が進んでいる。

平成25年4月に障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため「障害者総合支援法」が施行され、障害福祉サービス利用者自らが、サービスを選択できる仕組みとなっている。本村では、平成28年度に「第3期大宜味村障がい者(児)計画」、平成29年度に「大宜味村障がい福祉計画(第5期障がい福祉計画・第1期障害児福祉計画)」を策定し、サービス受給者の自由選択に即した、適切で多岐にわたるサービスの提供を行っている。

地域には多くの障がい者が暮らしているが、障がいへの住民の理解が充分に進んでいるとは言えない状況にある。

##### 【課題】

障がい者(児)が自立した生活を送るには、自分らしく安心して暮らすことができるようにライフステージごとにニーズ変化に合わせ、関係機関や地域が連携し、一貫した継続性のある支援体制づくりに努める必要がある。

また、障がい者が地域社会の中で、自らの決定に基づき多様な地域生活を営むことができるように社会参加の支援を行う必要がある。

さらに、個々のケアプラン作成や関係機関等との連携ができるように、専門知識を持った人材の育成や体制づくりも課題である。一方、車椅子を押すといった簡単な補助は、地域住民のユイマールによって解決できるものである。そのため、障がい者への理解促進と支援の啓発が必要である。

各種手帳所持者数(単位:人)

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
身体障害者手帳	42	45	47	48	47	46	159	154	149	148
視覚障害	6	7	7	8	7	4	9	10	9	9
聴覚障害	8	7	9	9	9	8	28	26	24	19
言語障害	1	1	0	0	0	0	6	2	3	3
肢体不自由	6	3	6	0	3	5	60	55	55	55
内部疾患	21	27	25	31	28	29	56	61	58	62
療育手帳	16	16	17	18	21	23	29	29	28	27
通院医療費公費 負担患者数(32条)	111	110	114	123	112	112	109	114	107	111
精神障害者保健福祉手帳	31	33	33	35	34	32	17	23	19	20

資料:住民福祉課

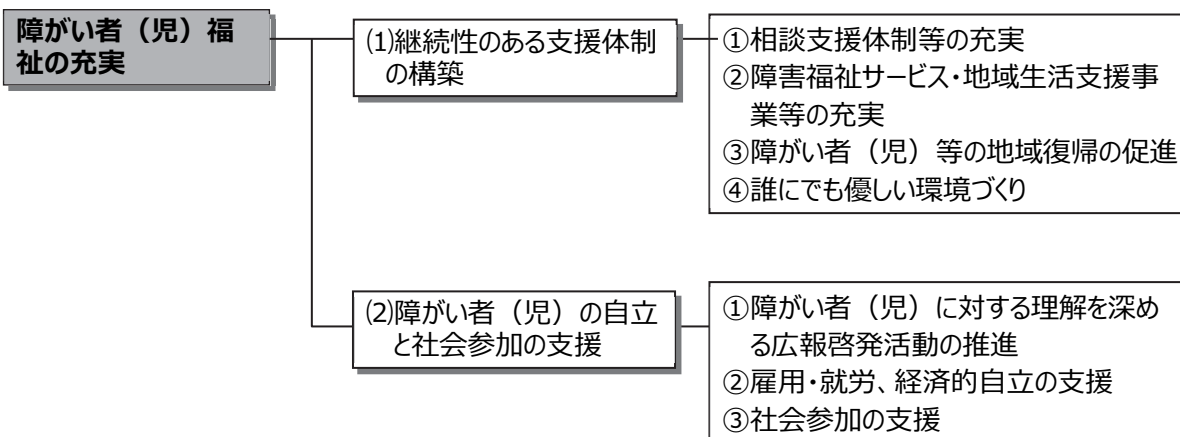
### 《計画の方針》

1. 障がい者（児）支援の意識を醸成し、誰もが手を差し伸べられる環境づくりを促進する。
2. 障がい者とその家族の日常生活を支えるサービスの提供を図る。
3. 障がい者が自立して安定した生活を送れるよう支援する。

### 《重要目標達成指標 KGI》

数値目標	基準値	目標値	備考
村民アンケート「障がい者（児）福祉の充実」への満足度（満足・やや満足）の割合	60.8% (2020年度)	70.0% (2025年度)	最終値

### 《施策の体系》



### 《基本施策》

#### (1) 継続性のある支援体制の構築

障がい者（児）のライフステージごとにニーズ変化に合わせ、関係機関や地域が連携し、一貫した継続性のある支援体制づくりを推進する。

##### ① 相談支援体制等の充実

障がい者のライフステージごとの多様な課題の解決に資するよう、相談支援体制の充実・周知を図る。また、大宜味村障害者自立支援協議会を中心として課題解決のための具体的な取組と方策等の検討を行う。

##### ② 障害福祉サービス・地域生活支援事業等の充実

障がい者及び障がい児が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活ができるよう障害福祉サービス等の支援充実を図るとともに、地域の特性や利用者の状況に応じ実施する地域生活支援の取組の充実を図る。

##### ③ 障がい者（児）等の地域復帰の促進

施設・病院等から退所・退院する障がい者等が地域生活に移行するため必要な支援を行う。

##### ④ 誰にでも優しい環境づくり

関係機関と連携して障がい者等が地域で暮らし続けていけるような、住民の支え合いによ



る地域づくりを支援する。

## **(2)障がい者(児)の自立と社会参加の支援**

障がいのある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けた取組を推進する。

### **①障がい者(児)に対する理解を深める広報啓発活動の推進**

障がい者への理解を深める村独自の広報資料作成の検討や、関係機関と連携した広報啓発活動を推進する。

### **②雇用・就労、経済的自立の支援**

障がい者の就労に向けて、従来ある就労移行支援や就労継続支援等のサービスの周知、関係機関との連携強化及び相談支援体制の充実を図る。

### **②社会参加の支援**

大宜味村身体障害者協会や沖縄県と連携し、障がい者が積極的に参加できるスポーツ・レクリエーション活動を支援する。

## 4 高齢者福祉の充実



### ＜現況と課題＞

#### 【現況】

本村は超高齢社会に突入しており、令和元年の65歳以上人口は1,141人（人口比率37.4%）で平成22年以降漸増している一方、75歳以上人口は588人と年々減少している。高齢者の孤立も進んでおり、独居老人の人口は634人（65歳以上の人口比率55.6%）で、高齢者の半数以上は一人暮らしの状況である。介護保険受給者は合計265人であるが、常に介護が必要な状態の要介護度4は57人、要介護度5は30人となっている。また、介護保険料（月額）はこれまで6,424円（平成24年度～26年度）、6,997円（平成27年度～平成29年度）、7,564円（平成30年度～令和2年度）と上昇している。

平成30年3月に高齢者福祉の指針となる「大宜味村いきいきシルバープラン（高齢者保健福祉計画）」を策定し、沖縄県介護保険広域連合との連携により介護保険制度を基軸とした、介護予防施策を実施している。

また、高齢者の交流の促進や「生きがいつくり」などを目的とした「老人クラブ」が各地域で組織化され、令和2年3月末現在、本村には10クラブがある。高齢者の増加とともに、地域コミュニティの希薄化、価値観の多様化などから、加入率が減少傾向にある。

#### 【課題】

平成28年度からは、「介護予防・日常生活支援総合事業」がスタートしていることから、社会参加の視点を取り入れた介護予防や、多種多様な主体によるサービス展開等により、さらなる介護予防の取組の充実を図る必要がある。

高齢者の健康を維持・増進させることは、安定し生きがいを感じられる充実した暮らしを実現するために不可欠となっている。また、結果として医療費や福祉関連支出を抑えることで他の福祉施策の充実を図ることができる。

令和3年に予定されている介護保険改正に適応しつつ、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目処に、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、「地域包括ケアシステム」の構築が重要な課題となっている。地域包括支援センターを中心として各関係機関との連携のもと、医療・介護・予防・住まい・生活支援の充実に取り組んでいく必要がある。

高齢者人口比率の推移(単位:人、%)

	総人口	65歳以上		75歳以上		独居老人	65歳以上人口比
		総人口	総人口比	総人口	総人口比		
平成22年	3,369	1,040	30.9	702	20.8	326	31.3
平成23年	3,397	1,021	30.1	688	20.3	378	37.0
平成24年	3,385	1,019	30.1	677	20.0	313	30.7
平成25年	3,310	1,019	30.8	658	19.9	344	33.8
平成26年	3,298	1,044	31.7	640	19.4	403	38.6
平成27年	3,195	1,040	32.6	615	19.2	314	30.2
平成28年	3,168	1,068	33.7	613	19.3	547	51.2
平成29年	3,143	1,067	33.9	590	18.8	566	53.0
平成30年	3,097	1,095	35.4	572	18.5	600	54.8
令和元年	3,049	1,141	37.4	588	19.3	634	55.6

資料:住民福祉課

注意:各年10月1日現在

要介護認定者数の推移(単位:人)

	合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
平成22年	290	33	33	68	31	38	46	41
平成23年	332	48	58	51	44	47	54	30
平成24年	304	49	47	37	39	45	53	29
平成25年	280	45	45	46	26	45	46	25
平成26年	271	31	42	37	36	51	48	25
平成27年	235	23	36	20	40	32	62	22
平成28年	287	17	31	37	58	47	67	30
平成29年	274	19	29	43	46	37	67	33
平成30年	260	13	25	45	40	55	56	26
令和元年	265	13	29	39	50	47	57	30

資料:住民福祉課

注意:各年10月1日現在

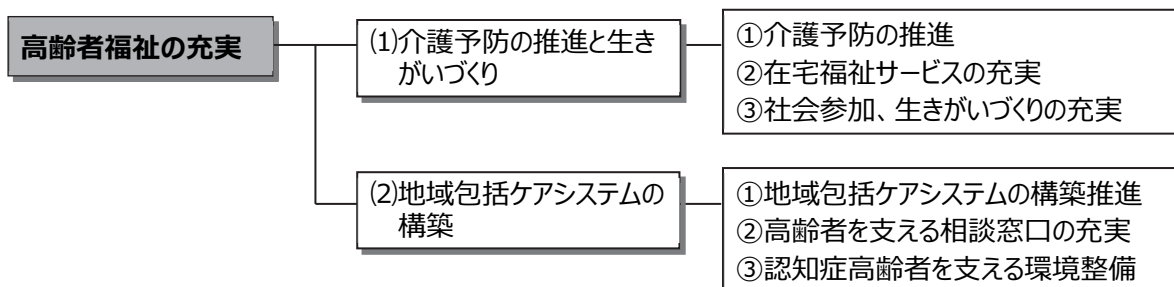
### 《計画の方針》

1. 村民の健康長寿を伸ばし、できるだけ要介護の対象とならないよう介護予防を充実させる地域支援事業の推進を図る。
2. 高齢者が住み慣れた我が家・地域で、人間としての尊厳を持ち健康な生活を送ることができるような福祉施策の推進を図る。

### 《重要目標達成指標 KGI》

数値目標	基準値	目標値	備考
村民アンケート「高齢者福祉の充実」への満足度(満足・やや満足)の割合	63.9% (2020年度)	70.0% (2025年度)	最終値

＜施策の体系＞



＜基本施策＞

**(1) 介護予防の推進と生きがいがづくり**

高齢者が介護を必要としない生活を送れるよう介護予防事業を推進するとともに、介護を必要とする高齢者には、住み慣れた家、地域で安定した生活を送れるよう在宅福祉サービスの充実を図る。また、今後増加する元気な高齢者の生きがいがづくりのための交流活動の充実を推進する。

**① 介護予防の推進**

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体の参画により、多様なサービスの充実を図り、要支援者等に対する効果的かつ効率的な介護予防の充実を図る。

**② 在宅福祉サービスの充実**

高齢者が住み慣れた地域において安心して在宅生活を営めるよう、在宅福祉サービスの充実を図る。

**③ 社会参加、生きがいがづくりの充実**

気軽に参加できる公民館単位のミニデイサービスなどの活動充実や、社会参画や生きがいを持って生活を送れるよう、アットイグワ運動や老人・婦人合同スポーツ大会などの老人クラブ活動を支援する。また、高齢者がこれまで培ってきた知識や技術を存分に活用し、社会に貢献できる環境づくりを進める。

**(2) 地域包括ケアシステムの構築**

高齢者が介護を必要としない生活を送れるよう介護予防事業を推進する。介護を必要とする高齢者には、住み慣れた家、地域で安定した生活を送れるよう在宅福祉サービスの充実を図る。また、関係機関と連携し、高齢者と地域住民との交流事業を推進する。

**① 地域包括ケアシステムの構築推進**

高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進する。

**② 高齢者を支える相談窓口の充実**

地域包括支援センターを中心に、高齢者が安心して日常を営むことができるよう、介護保険サービスやその他日常生活等に関わる総合的な相談機能を備えた、総合福祉センターの整備を推進する。

**③ 認知症高齢者を支える環境整備**

地域で認知症高齢者を支えるために、認知症サポーター養成講座を開催する等、認知症に

## 第2章 健康長寿と子育て・弱者を支える「結」の村づくり ～保健・福祉の充実～

関する正しい理解を促していくとともに、認知症高齢者の見守り体制を強化し、認知症高齢者やその家族が安心して暮らせる環境整備を推進する。

## 5 保健医療施策の充実



### ＜現況と課題＞

#### 【現況】

本村に立地している医療機関は、大宜味村立診療所と大宜味村立歯科診療所のみである。村立診療所は平成 23 年度に結の浜へ新築・供用開始されたことに伴い、医療機器等の更新・充実を進めている。

救急医療に関しては、沖縄県立北部病院と北部地区医師会病院等が利用されている。

村民の疾病予防対策については、村保健師・管理栄養士による各種健康診査をはじめ、休日健診、運動指導、健康相談、訪問指導等を実施している。保健事業全般については、母子保健推進員をはじめ、食生活推進員を配置し活動を展開している。

#### 【課題】

地域格差のない継続した医療提供体制を構築する必要がある。最新の医療サービスの提供のために、村立診療所及び歯科診療所の医療機器等をさらに充実させる必要があるほか、訪問診療（定期・臨時）・訪問看護の体制づくりが課題である。

特定健診・長寿健診結果より、65 歳から 74 歳までの半数（47%）が肥満者となっている。また、高齢期でも 41%の人が肥満者となっている。40～64 歳の受診者では、糖尿病と合併症を併せもっている人の割合が高い状況となっている。※1

村民の生活習慣病予防については、専門人材を確保し、特定保健指導及び重症化予防等により、きめ細やかな指導を行う必要がある。

地域包括ケアシステムの中核となる在宅医療の提供体制の整備と医師及び医療従事者の確保を目指したい。また、新型コロナウイルス感染症について、村民アンケートでは医療体制が不足するという回答が 59.2%とトップであり、こうした感染症対策の強化も求められる。

※1: 国保データベース(KDB)システム「健診・医療・介護の一体的分析」(平成 30 年度)

特定健診及び特定保健指導率の推移(単位:人、%)

	特定健診			特定保健指導		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
H27年度	800	414	51.8	85	32	37.6
H28年度	789	442	56.0	80	57	71.3
H29年度	748	437	58.4	78	47	60.3
H30年度	743	433	58.3	71	35	49.3

資料:住民福祉課

**特定健診:** 日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のために、40 歳から 74 歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健診を行う。

**特定保健指導:** 特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフ(保健師、管理栄養士など)が生活習慣を見直すサポートを行う。

がん検診実施状況(単位:人、%)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
対象者数(40歳以上)		2,163	2,147	2,154	2,127
健康 診 査 受 診 者 数	胃がん	83	99	81	101
	受診率	3.8	4.6	3.8	4.7
	肺がん	642	628	634	607
	受診率	29.7	29.3	29.4	28.5
	大腸がん	305	312	279	304
	受診率	14.1	14.5	13.0	14.3
	子宮がん対象者数	1,292	1,269	1,261	1,232
	子宮がん	80	100	98	89
	受診率	6.2	7.9	7.8	7.2
	乳がん対象者数	1,028	1,014	1,017	1,001
乳がん	23	34	29	77	
受診率	2.2	3.4	2.9	7.7	

資料:住民福祉課

保健事業実施状況(単位:回、人)

	壮年期健康教室		健康運動教室		こころの健康相談会	
	開催回数	参加人員	開催回数	参加人員	開催回数	相談者数
平成28年度	24	122	8	135	8	10
平成29年度	50	228	12	241	12	9
平成30年度	45	151	12	190	12	6
平成31年度	35	49	10	160	12	17

資料:住民福祉課

予防接種等受診状況(受診者数、受診率)の推移(単位:人、%)

		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		受診数	接種率	受診数	接種率	受診数	接種率	受診数	接種率	受診数	接種率
MR	1期	18	100%	18	100%	22	88.0%	18	100%	14	73.7%
	2期	21	91.3%	21	91.3%	22	84.6%	19	86.4%	15	57.7%
BCG		17	100%	23	82.1%	20	95.2%	16	106.7%	13	76.5%
四種混合		75	82%	87	100%	82	94.7%	54	83.8%	63	94.6%
DT		11	64.7%	1	5.0%	17	89.5%	14	58.3%	14	48.3%
日本脳炎		47	76.6%	51	88.9%	83	※	83	97.5%	58	59.5%
Hib		72	81.7%	63	92.9%	76	87.5%	55	80.1%	59	87.2%
B型肝炎						56	93.3%	39	76.5%	39	72.2%
小児肺炎球菌		74	97.7%	82	96.4%	79	90.2%	61	88.5%	59	86.7%
水痘		17	46.5%	29	93.2%	40	72.8%	24	63.9%	36	106.0%

資料:住民福祉課

※特例に係る対象者数増により接種率非表示

### ＜計画の方針＞

1. 村内医療機関の設備充実や在宅医療体制づくりを推進し、村民に安全安心な医療機会を提供する。
2. 村民の健康維持と適切な医療の確保を図るため、予防医療の取組をさらに推進する。

### ＜重要目標達成指標 KGI＞

数値目標	基準値	目標値	備考
村民アンケート「医療機関の充実」への満足度（満足・やや満足）の割合	53.7% (2020年度)	64.0% (2025年度)	最終値

### ＜施策の体系＞



### ＜基本施策＞

#### (1) 医療機関の充実

村内の医療機関充実や村外の医療機関との連携を強化し、村民が安心して受診できる地域医療体制を確立する。

##### ① 診療所の充実

村立診療所及び村立歯科診療所の医療機器等の計画的な更新を進めるほか、感染症拡大等の緊急事態に備え、ICT を活用した遠隔診療や人員も含めた医療体制のあり方を検討する。

##### ② 広域医療機関との連携

国頭地区行政事務組合及び村外医療機関との連携強化を図り、救急医療、重病・難病医療等の治療体制を確保・維持する。

#### (2) 予防医療の充実

疾病の予防、早期治療を促すため、住民検診等の各種検診や健康相談等を充実させるとともに、受診率向上に向け広報活動等を積極的に展開する。感染症に対する定期予防接種の接種率向上を図るとともに、保健所や関係機関と連携のもと結核等の感染予防の普及・啓発に努める。

##### ① 各種がん検診及び生活習慣病対策

疾病の予防・早期発見・治療を効果的に行えるように、各種健診のほか、休日健診や予防接種助成金等の充実を推進する。また、未受診者の状況を分析し、効果的なアプローチとなる取組を検討し、推進する。

##### ② 感染症対策

新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症に関しては、感染症法や新型インフルエンザ等特別措置法に基づく国・県の対策を踏まえた感染予防の普及・啓発や予防接種などの適切な対応を実施するとともに、関係機関と連携した即応可能な体制づくりに努める。



## 6 国民健康保険の充実



### ◀現況と課題▶

#### 【現況】

国民健康保険事業は、被保険者の相互扶助の精神に支えられて運営され、村民の医療、その他の給付を行うことにより保健・医療の保障にきわめて重要な役割を果たしている。

平成30年度における本村の国民健康保険の加入状況は、加入世帯数730戸、被保険者総数は1,050人であり、減少傾向にある。村全体の医療費は3億8,700万円となっており、一人当たりの医療費は36万8,000円であり、医療費も減少傾向にある。内訳をみると、65歳～74歳の前期高齢者の医療費が2億700万円で全体の53%を占めている。

一方、被保険者が納めるべき保険税に相当する調定額は平成30年度で6,299万円だが、実際に村民が納めた収納額は6,056万円で、収納率96.1%となっており、ここ数年の収納率の推移は横ばいの状況である。

#### 【課題】

前期高齢者の割合の増加等に伴い、今後、医療費が増加することが見込まれる。これからも健全な国民健康保険事業を継続的に運営していくために、医療費の抑制や適正化を図り、保険税の収納率を高めていく必要がある。

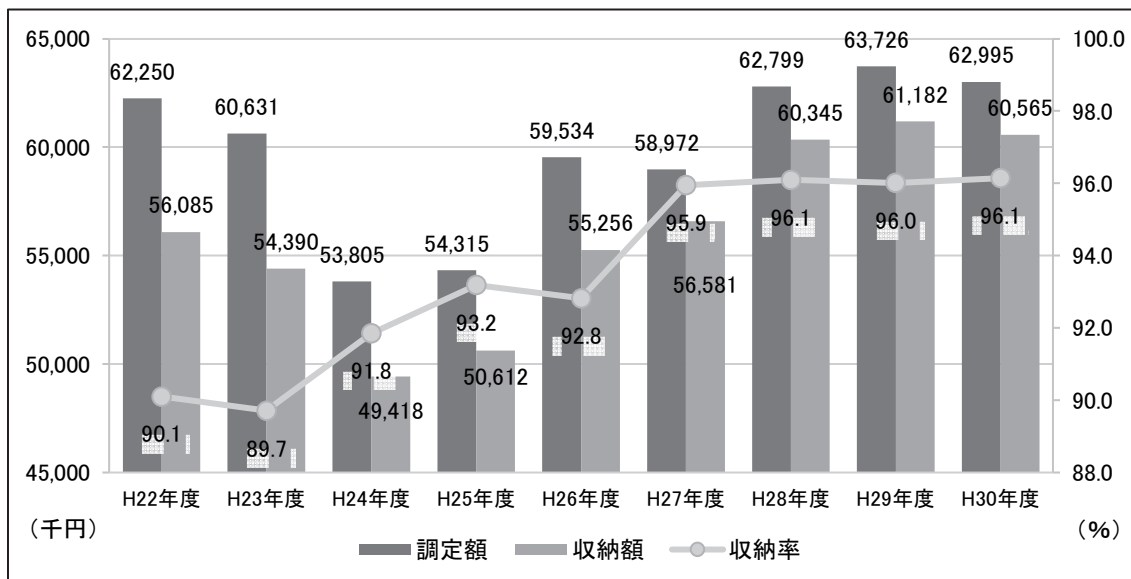
また、そのためには納付者の置かれた状況を的確に判断する必要があり、税務や福祉等の関係機関との連携や専任人材の確保とともに、国民健康保険制度の普及に努め、相談業務の充実を目指す。

国民健康保険の加入状況と医療費の推移(単位:世帯、人、%、千円)

	総世帯数	総人口	加入		被保険者数		医療費	一人当たり医療費
			世帯数	加入率		加入率		
平成22年度	1,672	3,411	836	50.0	1,357	39.8	456,926	336.7
平成23年度	1,670	3,376	848	50.8	1,338	39.6	431,975	322.9
平成24年度	1,670	3,358	812	48.6	1,274	37.9	525,355	412.4
平成25年度	1,662	3,270	802	48.3	1,210	37.0	513,783	424.6
平成26年度	1,678	3,232	794	47.3	1,178	36.4	491,193	417.0
平成27年度	1,678	3,232	765	45.6	1,134	35.1	410,078	361.6
平成28年度	1,648	3,156	759	46.1	1,111	35.2	412,774	371.5
平成29年度	1,659	3,156	760	45.8	1,093	34.6	433,345	396.5
平成30年度	1,648	3,110	730	44.3	1,050	33.8	387,232	368.8

資料:住民福祉課

国民健康保険収納状況の推移(単位:千円、%)



資料:住民福祉課

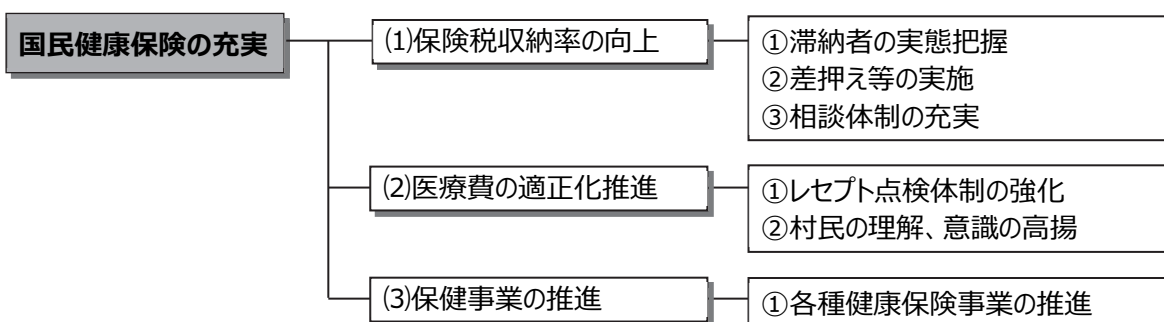
### 《計画の方針》

1. 保険税の滞納を抑え、保険税収納率を向上させることで国民健康保険事業の健全運営を図る。
2. 正確なレセプト点検や健康保険制度への理解を促進させ、医療費の適正化を推進する。
3. 村民の生活習慣病を予防するため、保険事業を効果的に推進する。

### 《重要目標達成指標 KGI》

数値目標	基準値	目標値	備考
国民健康保険税収納率	96.1% (2018年度)	97.0% (2025年度)	最終値

### 《施策の体系》



### 《基本施策》

#### (1) 保険税収納率の向上

国民健康保険財政の健全化に向け、滞納整理を行い、収納率の向上を図るとともに、健全な

保険制度活用のため相談体制の充実を図る。

**①滞納者の実態把握**

関係機関と連携しながら滞納整理により、滞納者の実態把握を行う。

**②差押え等の実施**

督促及び催告等を行ったにもかかわらず、納付に応じてもらえない被保険者に対しては、関係機関と連携して調査や口座の差押え等を行うなど、収納率向上を目指す。

**③相談体制の充実**

関係機関と連携し、滞納者への納付相談を実施することで、他の福祉政策制度等の利用へとつなげ、滞納額の抑制を図る。

**(2)医療費の適正化推進**

医療費の適正化、抑制化等を図るため、レセプト点検等の体制の強化を図る。また、村民の健康保険制度への理解と意識の高揚を図る。

**①レセプト点検体制の強化**

沖縄県国民健康保険団体連合会や民間事業者と協力しながら、点検業務における体制を強化し、適切な点検業務を推進する。

**②村民の理解、意識の高揚**

ジェネリック医薬品の利用促進などにより、村民の健康保険制度への理解と意識を深める。

**(3)保健事業の推進**

健診受診率の向上を図るとともに、受診者への保健指導にもつなげ、早期の生活習慣病予防に努める。

**①各種健康保健事業の推進**

健診等の未受診者に対し、その実態を分析したうえで効果的なアプローチを検討し、受診勧奨の案内を行う。

第3章 歴史に学び人を育む文化の村づくり

## 1 学校教育の振興

### 1 幼児教育・保育の振興



#### 《現況と課題》

##### 【現況】

本村ではこれまで、大宜味幼稚園、喜如嘉保育所、塩屋保育所により、未就学児の幼児教育・保育を担ってきた。令和2年度に3施設の機能を統合し、幼保連携型認定こども園「おおぎみこども園」を開園した。

それに伴い、施設が分散していた事により困難であった集団教育・保育の推進が可能となった。

近年においては、保護者の就労形態や核家族化等により、家庭での保育が難しい世帯が多く、保育利用ニーズは年々高まっている。

##### 【課題】

家庭の教育力向上を促すとともに、子どもと地域住民との交流の促進を進め、特色ある教育や保育を実践し、教育・保育内容の充実を図ることが望まれる。また、今後とも教育・保育内容の充実を図るための園児数の確保、就学前教育の充実や小学校との連携など教育環境の整備に取り組む必要がある。

施設は令和2年度に開園した新しい施設であるので、長寿命化に向けた今後の適切な維持管理・予防保全を行う必要がある。

また近年保育教諭不足に伴い待機児童も発生しており、待機児童解消の為、安定的な保育教諭の確保が喫緊の課題である。

園児数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
合計	107	112	106	101	93
幼保連携型認定こども園園児数	—	—	—	—	93
幼稚園園児数	26	31	27	28	—
保育所幼児数	81	81	79	73	—

資料：学校基本調査、住民福祉課

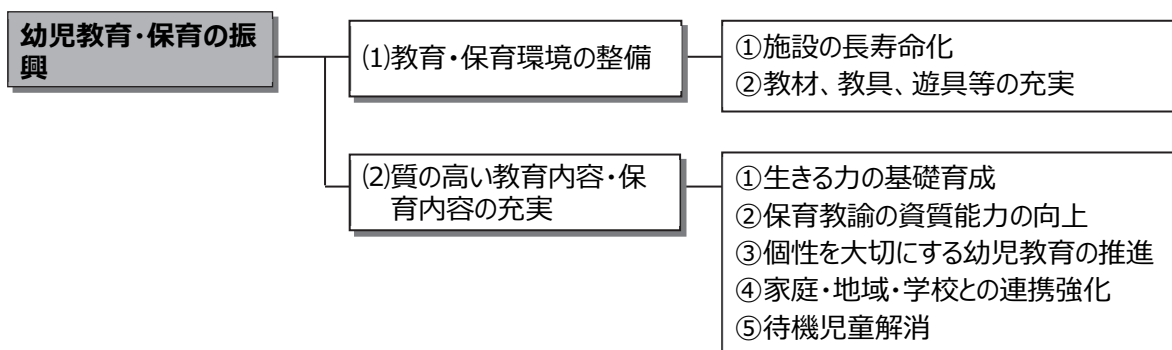
#### 《計画の方針》

1. 幼児教育・保育にふさわしい施設・環境の維持や教材、教具、遊具等の充実を図る。
2. 地域社会の中で家庭とこども園等が十分な連携を図り、幼児が健やかに育つ教育・保育を推進する。

＜重要目標達成指標 KGI＞

数値目標	基準値	目標値	備考
村民アンケート「保育・幼稚園教育の充実」への満足度（満足・やや満足）の割合	88.0% (2020年度)	90.0% (2025年度)	最終値

＜施策の体系＞



＜基本施策＞

(1)教育・保育環境の整備

施設の適切な維持・保全の実施とともに、教具や教育体制等のさらなる充実を図る。

①施設の長寿命化

令和2年に開園したおおぎみこども園の長寿命化に向け、適切な維持管理・予防保全計画の策定及び実施を検討する。

②教材、教具、遊具等の充実

老朽化・陳腐化した教材、教具、遊具等の適切な更新を行う。

(2)質の高い教育内容・保育内容の充実

生きる力の基礎となる心情・意欲・態度の育成を目的とした幼児教育を実施するため、保育教諭の能力向上、教育課程の充実、家庭・地域・学校等との連携などを充実させる。

①生きる力の基礎育成【総合戦略】

基本的な生活習慣、確かな学力、豊かな人間性、健康体力を付けさせることを目的に、家庭と連携して、幼児一人ひとりの発達の特성에応じた教育を推進する。

②保育教諭の資質能力の向上

こども園開園前から取り組んでいる、保育教諭の資質向上研修や定期的な園内研修を継続し、資質能力の向上を図る。

③個性を大切にする幼児教育の推進

動植物の飼育や共同的な学び、絵本やお話に親しませるなどの活動に取り組み、個性を大切にする教育を推進するため、組織的・発展的な教育課程の充実に努める。生活面や行動面で支援を必要とする園児に対する適切な指導や必要な支援（特別支援教育）の充実を図る。

④家庭・地域・学校との連携強化

家庭や地域社会、学校の連携強化を図りながら、体験学習や職員意見交換会など特色ある

幼児教育・保育を推進する。

⑤待機児童解消【総合戦略】

待機児童解消を目的に、保育教諭の処遇改善や働き方改革を推進し、希望する全ての家庭へ幼児期の教育・保育を提供できる職員体制を整備する。

## 2 義務教育の振興



### ＜現況と課題＞

#### 【現況】

本村にはこれまで小学校が4校（喜如嘉、大宜味、塩屋、津波）、中学校は1校（大宜味）あったが、児童・生徒数の減少から小学校を1校に統合するとともに、平成28年度に大宜味小学校と大宜味中学校が結の浜地区に移転している。児童生徒数は令和2年5月1日現在、小学生154人、中学生66人となった。小・中学校が同一敷地・施設内にあることから小・中間の有機的な連携が図られ、「生きる力」の基盤となる「確かな学力」の向上を推進し、「地域資源（人、文化、自然等）」を活用した特色ある学校づくりが取り組まれている。

#### 【課題】

本村では、児童生徒一人ひとりに夢や希望を持たせ、目的意識や学ぶ意欲を向上させるために、キャリア教育の視点を踏まえた「確かな学力」の向上を推進し、地域素材の教材化や地域人材の登用等、学校・家庭・地域・行政・企業等が連携、協働しての地域教育資源・人材を活用した魅力ある授業づくりに取り組む必要がある。

また、「くがにープラン」のもと、「確かな学力」の向上、「豊かな心」「健やかな体」の育成及びそれを支える「基本的生活習慣」の形成など、児童一人ひとりを大切に教育を推進し成果をあげることができた。しかし、これまで実施された諸学力調査では、情報を読み取る力や条件に合わせて書いたりすること、目的に応じて自分の考えなどをまとめて書くことなどに課題がある。このような言語能力、情報活用能力の育成のため日々の授業において、学習支援員等によるきめ細やかな学習支援が必要であり、人材の確保が課題である。

給食については、地域食材を利用した児童・生徒の食育に力を入れている。今後も給食への地域食材の積極的な取り扱いを継続する必要がある。また、現在の給食センターは施設及び設備面が老朽化しており、衛生面の課題も大きいことから、新規施設の整備が必要である。

児童数・生徒数の推移(単位:人)

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
小学校児童数	141	138	150	149	154
中学校生徒数	78	76	78	67	66

資料:学校基本調査(各年5月1日)

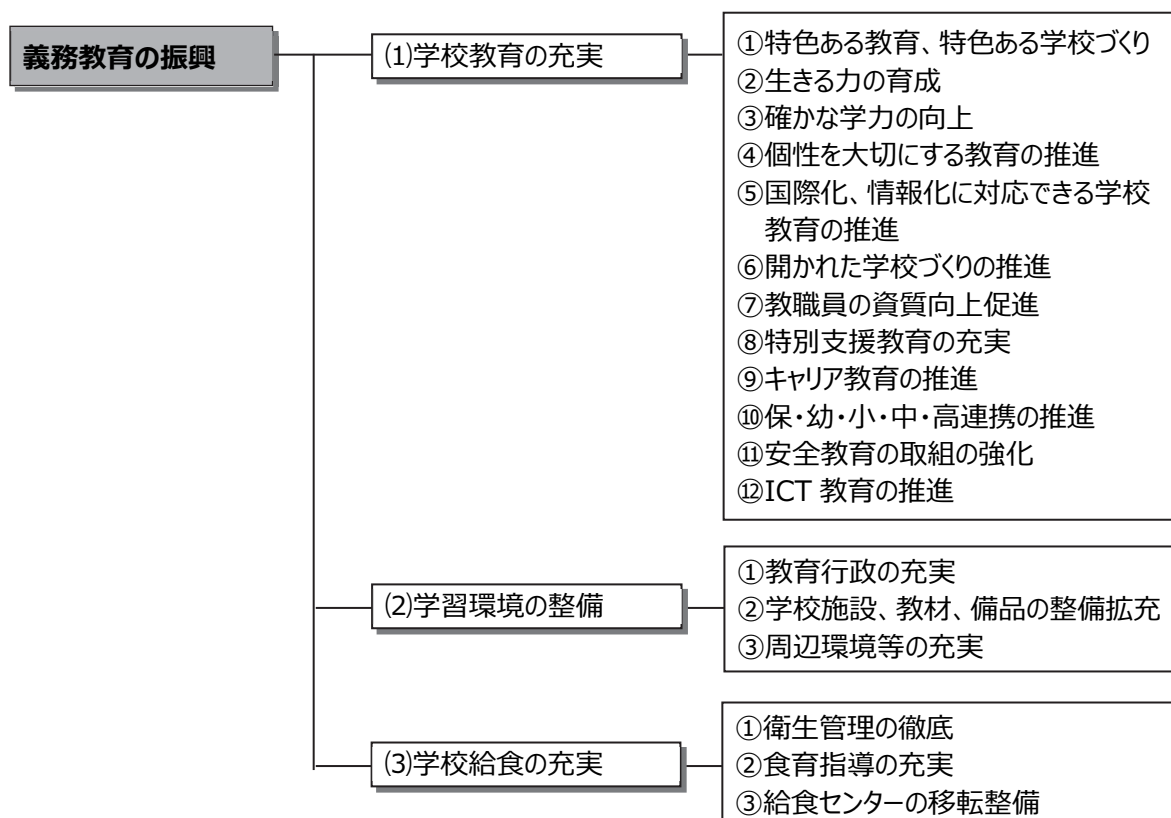
### 《計画の方針》

1. 自ら学び考え、主体的に対応できる「生きる力」を醸成する。
2. 学校施設、教材、備品の整備や周辺環境の充実等による教育環境づくりを推進する。
3. 地産地消による地域・家庭との連携強化や給食センターの整備により、食育の取組充実を図る。

### 《重要目標達成指標 KGI》

数値目標	基準値	目標値	備考
村民アンケート「義務教育の充実」への満足度（満足・やや満足）の割合	77.3% (2020年度)	87.0% (2025年度)	最終値

### 《施策の体系》



### 《基本施策》

#### (1) 学校教育の充実

児童生徒の、さらなる「確かな学力」の向上及び主体的に学び考え、対応できる「生きる力」の育成を推進する。また、学校・家庭・地域の連携、さらには外部人材の参画及び関係機関との連携など、多様な主体が協働する取組を推進する。

##### ① 特色ある教育、特色ある学校づくり

小学校における地域人材を活用したクラブ活動や中学校におけるノーチャイム、立ち止まり挨拶等の特色ある取組を今後も継続して実施する。

**②生きる力の育成**

社会力育成のための体験学習等に引き続き取り組む。

**③確かな学力の向上【総合戦略】**

標準学力検査や県の学力調査、全国学力・学習状況調査等による、県や全国における村内学校の状況を把握するとともに、学習支援員を配置したきめ細やかな学習の支援を行う。

**④個性を大切にする教育の推進**

「互いの良さを認め合い、個々の考えを交流できるような学習集団を形成する」という学級経営のもと、「間違いをおそれない・批判しない」支持的風土を醸成する。

**⑤国際化、情報化に対応できる学校教育の推進【総合戦略】**

ALT や地域人材(ネイティブスピーカー)による国際化、情報化に対応できる教育に継続して取り組む。

**⑥開かれた学校づくりの推進【総合戦略】**

地域や保護者が授業の様子を観覧できる、一斉授業参観を引き続き実施する。

**⑦教職員の資質向上促進**

定例的な校内研修や小中連携した合同授業研究等を継続し、教職員のスキルアップを図る。

**⑧特別支援教育の充実【総合戦略】**

特別支援員による学校生活や学習支援、介助が必要な生徒の支援を引き続き行う。

**⑨キャリア教育の推進**

小学校では地域体験や職場見学、中学校では職場体験や商品開発など、社会力を育成できる教育を継続して行う。

**⑩保・幼・小・中・高連携の推進【総合戦略】**

こども園、小学校、中学校、高校での情報交換会を継続し、小1プロブレムや中1ギャップなどを少なくするような取組を推進する。

**⑪安全教育の取組の強化**

不審者侵入避難訓練や防犯教室などによる防災教育や交通安全教室・自転車教室を定期的実施する。

**⑫ICT教育の推進【総合戦略】**

小・中各学年において、年度ごとに端末の使用頻度の目標を設定し、ICT支援員を効果的に活用しながらICT教育を推進する。

**(2)学習環境の整備**

教育内容の充実を図るため、国の施策に合わせてICT等を活用した効果的・効率的な指導内容の充実やネットワーク形成が図られる整備を行うなど学校施設、教材、備品の整備拡充を図る。また、周辺環境整備のため、緑化推進を図る。

**①教育行政の充実【総合戦略】**

学校・家庭・地域・行政が連携した取組を継続して検討する。

**②学校施設、教材、備品の整備拡充**

老朽化・陳腐化した施設、教材、備品等の整備拡充や適切な更新を行う。



**③周辺環境等の充実**

PTSA や関係団体による校内への植樹活動を支援・推進し、周辺環境のさらなる充実を図る。

**(3)学校給食の充実**

学校給食における衛生管理の徹底や食育の取組充実及び給食センターの移転整備を行う。

**①衛生管理の徹底**

老朽化や経年劣化した設備や機器類の新規導入・更新・整備を行う。

**②食育指導の充実**

食育の推進として地産地消に継続して取り組み、村産品 40%の取り扱いを目指す。

**③給食センターの移転整備**

現在の給食センターは施設及び設備面の経年劣化が進んでいるため、平成 28 年度に小中学校が移転開校した結の浜地区への移転整備を推進する。

## 2 生涯学習の振興



### ＜現況と課題＞

#### 【現況】

近年の社会情勢は、科学技術や高度情報化の急激な進展、少子・高齢化社会や国際化社会の到来、新たな感染症の流行など大きく変動しつつあり、それに伴って人々の価値観が以前に増して多様化しつつある。このような状況下において生涯学習の充実が求められている今日、社会教育の果たす役割はますます重要となっており、本村が教育目標に掲げている「心豊かで、創造性、国際性に富む村民の育成」を目指し推進している。

本村の社会教育は、村内児童を対象とした「わんぱく体験団」をはじめとして、高齢者学級、広域生涯学習講座などの教養講座、指導者研修などの実用分野の研修、福島県西会津町との交流事業「体験の翼」、海外短期留学事業などの人材育成を目的とした他地域との交流事業やおおぎみ展・演劇鑑賞会・文化講演会などの多種多様な催し物と広範囲の内容を含んでいる。また、三線・古典音楽・舞踊・ピアノ・書道等の趣味的分野は、村内外の研究所や教室等が活用され、村民は必要に応じた技術を取得している。

#### 【課題】

社会教育については、村民への浸透が弱い、社会状況の変化に充分対応しきれていないなどの課題が依然としてあるものの、「わんぱく体験団」への参加者の増加など社会教育活動への意欲や関心は高まっている。また、琉球大学との連携によりスタッフも充実しつつある。

社会教育団体としては、子ども会、PTA 連合会など児童・生徒の学校外教育の推進団体、青年会、婦人会、老人会、成人会などの幅広い団体がある。各団体が掲げる目標に向けた活動をそれぞれ行っているが、近年では規模や活動が縮小している団体も多く、団体間の交流も減ってきている。価値観の多様化・共同体意識の希薄化等により求心力が失われる傾向があり、児童生徒のみならず、各年代及び各団体組織の再強化及び次世代を担うリーダーの養成を図る必要がある。

社会教育施設については、社会教育の中核施設である中央公民館がなく、おおぎみ展などの催し物会場が不足しており、村民の情報取得や教養向上を図る場である村立図書館の設置など、施設的には幾多の課題が残されている。

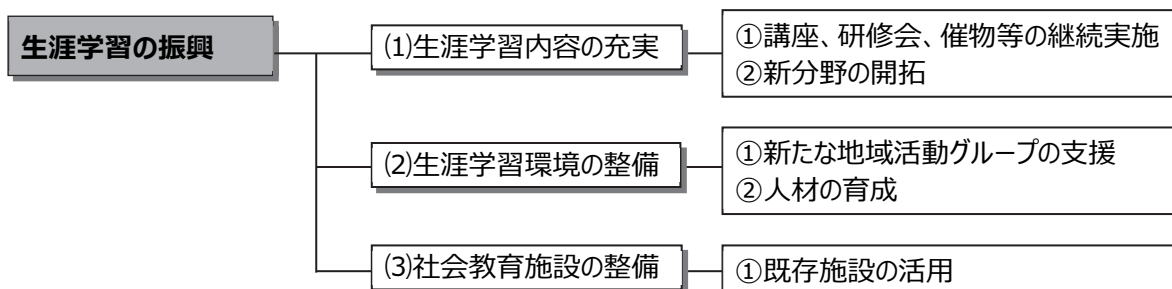
### ＜計画の方針＞

1. 多様な生涯学習ニーズに対応し、自主的・主体的な生涯学習を推進する。
2. 社会教育団体等の活動支援や人材育成により、生涯学習環境の活性化を図る。
3. 既存施設を活用し、社会教育施設を整備する。

＜重要目標達成指標 KGI＞

数値目標	基準値	目標値	備考
村民アンケート「生涯学習の充実」への満足度（満足・やや満足）の割合	55.0% (2020年度)	65.0% (2025年度)	最終値

＜施策の体系＞



＜基本施策＞

(1)生涯学習内容の充実

①講座、研修会、催物等の継続実施

公民館講座や村民向けの生涯学習講座などの開催を、多くの村民が参加できるよう工夫しながら引き続き実施するとともに、調査を行いながら村民のニーズに合った講座を展開していく。

②新分野の開拓

村民の多様な生涯学習ニーズに対応できる分野の開拓と、その充実強化を図る。

(2)生涯学習環境の整備

①新たな地域活動グループの支援

生涯学習講座や研修で培った知識や技術を生かし、自ら組織運営できるように支援を行う。

②人材の育成

生涯学習講座を通じた指導者研修や村内の中高生を対象とした海外短期留学、小学生を対象とした福島県西会津町との「体験の翼」交流事業などを継続し、村内外で活躍できるような人材を引き続き育成する。

(3)社会教育施設の整備

①既存施設の活用

社会教育施設としての村民文化センター・図書館施設等は、村内の学校跡地等既存の施設を有効利用した整備を検討する。

## ③ スポーツ・レクリエーションの振興



### ＜現況と課題＞

#### 【現況】

国の「スポーツ基本計画」（平成24年3月策定）では、スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出を目指しており、スポーツの楽しさや感動を分かち合う新たなスポーツ文化の確立が必要である。

近年、スポーツ・レクリエーション活動が余暇時間の有効利用につながり、健康づくりに重要な役割を果たすという認識が村民の間に深まりつつある。しかし現在、村内には本格的なスポーツ・レクリエーション施設が皆無であり、学校の校庭及び体育館などを利用した活動内容となっている。

一方、塩屋湾一周トリムマラソンや村体育協会行事など、村スポーツ推進委員をとおして、各地区や県との連携を図っている。

#### 【課題】

今後とも村民の健康に対する関心の高まりやライフスタイルの多様化から、スポーツ・レクリエーション活動はますます活発化し、ニーズは多様化すると考えられるが、それに対応するためには必要性、管理運営コストを考慮した施設や組織の整備を検討する必要がある。行政と関係団体等との連携をより緊密に図りながら、村民の主体的・自発的な活動を支援し、継続的にスポーツに親しめるよう、各年齢層が参加できる地域におけるスポーツ活動を一層推進することが求められる。

主なスポーツ・レクリエーション年間予定表

月	スポーツ・レクリエーション内容
4月	塩屋湾一周トリムマラソン大会
5月	村野球大会・チャレンジデー
6月	陸上教室
7月	村球技大会・キャンドルナイトウォーキング
8月	学校プール開放
9月	村陸上競技大会
10月	体力測定
11月	成人健康ウォーキング
12月	
1月	
2月	レクスポーツ講習会
3月	スポ推交流会スポーツ大会

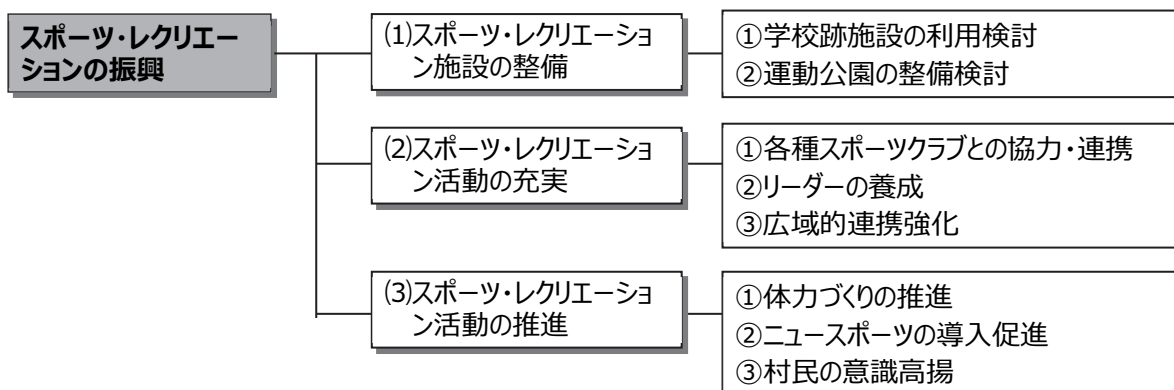
### ＜計画の方針＞

1. スポーツ・レクリエーション活動の拠点となる運動公園の整備を検討する。
2. 村内外の社会体育関連機関等との連携を強化し、スポーツ・レクリエーション活動の充実を図る。
3. 各種体育行事への取組は継続して行い、村民のスポーツ・レクリエーション活動を推進する。

《重要目標達成指標 KGI》

数値目標	基準値	目標値	備考
村民アンケート「スポーツの振興」への満足度（満足・やや満足）の割合	44.6% (2020年度)	55.0% (2025年度)	最終値

《施策の体系》



《基本施策》

(1)スポーツ・レクリエーション施設の整備

村民ニーズや社会動向等をふまえ、スポーツ施設やレクリエーション施設等の整備を検討する。

①学校跡施設の利用検討

旧大宜味小学校、旧喜如嘉小学校グラウンド等の運動施設としての活用を図り、運用にあたっては、指定管理者による管理等も見据えた検討を行う。

②運動公園の整備検討【総合戦略】

大宜味村のスポーツ・レクリエーション活動の拠点となる運動公園の整備を検討する。

(2)スポーツ・レクリエーション活動の充実

村体育協会との連携により、各種スポーツクラブの育成を推進するとともに、北部地域、県内の社会体育関連機関との連携強化を図る。

①各種スポーツクラブとの協力・連携

本村では、村体育協会が各種スポーツクラブを担い、総括しているため、村体育協会との継続的な連携を行い、村内のスポーツ・レクリエーション活動の更なる充実を図る。

②リーダーの養成

スポーツ推進委員のみならず、福祉関連部署でレクリエーションスポーツのリーダー育成が必要である。

③広域的連携強化

現在もスポーツ推進委員会をとおして地区や県との連携が図られているが、引き続き、定数でのスポーツ推進委員の確保を行い、広域連携していく。

(3)スポーツ・レクリエーション活動の推進

村民の健康づくりに向けた意識の高揚を図り、各ライフステージに適したスポーツ振興のた

めにニュースポーツの導入を図るとともに生涯スポーツの普及・促進を図る。

**①体力づくりの推進**

村観光協会や福祉関連部署、村内各種団体と連携する。

**②ニュースポーツの導入促進**

「やんばる3村森林ツーリズム協会」と連携して、積極的なニュースポーツを導入し、人材育成を行う。

**③村民の意識高揚**

村内各種団体と連携し、様々な年齢層のスポーツ・レクリエーションへの参加を推進する。

## 4 地域文化の振興

### 1 文化財の保全・活用



#### 《現況と課題》

##### 【現況】

文化財は我々の祖先が永い歴史の中で築き上げてきた貴重な文化遺産であり、本村の歴史と文化を知る上で貴重な村民の共有財産である。本村には国指定文化財が5件、県指定文化財が2件、村指定文化財が2件あり、この他にも有形無形の優れた文化財が残されている。また、直近では平成29年に「大宜味村役場旧庁舎」が国の重要文化財に指定された。これらの文化財は、学術研究、伝統文化の保持等の面において高い評価を有する一方、産業の振興、観光の振興など実用的価値も合わせ持っている。

今日的なニーズとして、地域像を正しく認識するための一つとして文化財を活用した取組が行われているが、本村においても猪垣等はネクマチデ岳～六田山散策道のコースとして組み込まれ、好評を得ている。

##### 【課題】

現在も継続して発掘調査を実施している根謝銘グスクの更なる調査や、地域や観光における活用を検討する必要がある。国の重要文化財に指定された大宜味村役場旧庁舎については、公開の手法を検討する必要がある。

また、本村には多くの文化財やそれに関わる文献資料等が収集保存されているが、これらの資料を今後より有効に活用するためには、資料個々の基礎情報の整理及び本格的な展示資料館が必要であり、既存施設の利用を含めた検討が必要である。

なお、国の重要無形文化財である「喜如嘉の芭蕉布」については、伝承者の減少、芭蕉布の生産技術の継承が課題である。

文化財等指定及び認定状況

指定区分	種別	名称	指定・認定年月日	保有者等
国指定	重要文化財 (建造物)	大宜味村役場旧庁舎	H29.2.23	大宜味村
	重要無形文化財 (工芸技術)	喜如嘉の芭蕉布	S49.4.20	喜如嘉の芭蕉布保存会
		芭蕉布	H12.6.6	平良敏子
	重要無形 民俗文化財	塩屋湾のウンガミ	H9.12.15	田港区、屋古区、塩屋区、白浜区
県指定	天然記念物	田港御願の植物群落	S47.5.15	
		大宜味御獄のピロウ群落 喜如嘉板敷海岸の板干瀬	S49.2.22	
県認定	名木	上原のクワギ	H15.12	
		塩屋のハスノハギリ	H17.3	
		喜如嘉区のミフクラギとフクギ	H18.1	
		宮城区のデイゴ	H23	
		旧大宜味小学校跡地のシマンター平松	R2.11.20	
村指定	有形文化財	大宜味村の猪垣	H17.10	
	天然記念物	塩屋ウフンチャのハスノハギリ	H19.3.1	塩屋のウフンチャ墓地組合

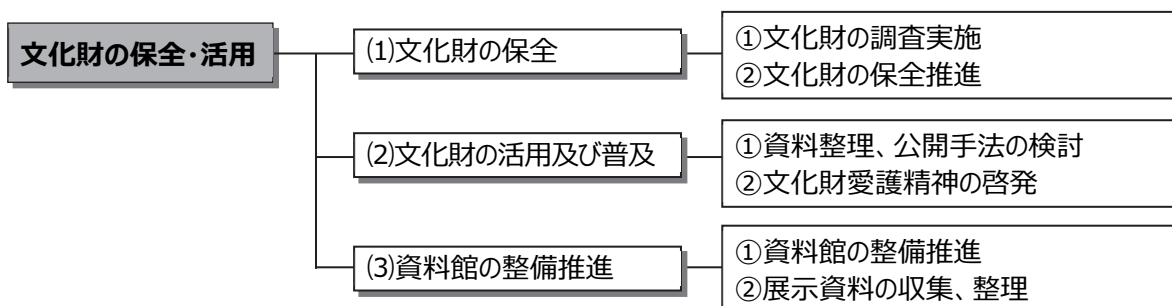
### 《計画の方針》

1. 村内の文化財の調査・保護を継続的に実施する。
2. 文化財を適切な手法で公開し、村民の文化財愛護精神の啓発を図る。
3. 村民をはじめ観光客等へ常時公開する場として、資料館の整備を推進する。

### 《重要目標達成指標 KGI》

数値目標	基準値	目標値	備考
村民アンケート「文化財の保全・活用、地域文化の継承」への満足度（満足・やや満足）の割合	58.6% (2020年度)	60.0% (2025年度)	最終値

### 《施策の体系》



### 《基本施策》

#### (1)文化財の保全

村内に現存する埋蔵文化財、建造物、史跡等の調査を進め、新規指定や保護に努める。

##### ①文化財の調査実施

継続して発掘調査を実施している根謝銘グスクについては報告書をまとめ、今後の調査を検討する。

##### ②文化財の保全推進

文化財の適切な管理や保存の実施を継続する。

#### (2)文化財の活用及び普及

文化財公開時の解説資料の整理、良好な保存状態を保てる公開手法の検討を行い、村民に対しては、調査成果の積極的な公開に努め、文化財愛護精神の啓発を図る。

喜如嘉の芭蕉布については、その価値の発信と継承者の確保のため、喜如嘉の芭蕉布保存会との連携を図る。

##### ①資料整理、公開手法の検討

資料整理を継続して行い、公開手法の検討を行う。

##### ②文化財愛護精神の啓発

今後とも文化財の公表や新規指定を検討し、村民への啓発活動を行う。



### (3)資料館の整備推進

収集資料の整理作業を継続的に実施するとともに、資料館の整備を推進する。

#### ①資料館の整備推進

村民をはじめ観光客等へ常時公開する場として、旧大宜味小学校等、既存施設の再利用も含め資料館の整備を推進する。

#### ②展示資料の収集、整理

展示資料の収集を実施するとともに、収集資料の整理作業を引き続き実施する。

## 2 地域文化の継承



### ＜現況と課題＞

#### 【現況】

本村には各字に多くの伝統行事が残されており、その際には数多くの伝統芸能が披露されている。これらの伝統行事や伝統芸能は、民俗学的に貴重な沖縄の伝統文化を守るばかりでなく、コミュニティの維持結束、世代間の交流促進、情報交換など多様な役割を果たしている。

村史については、既に発刊後 40 年以上が経過していることから、平成 22 年度に村史編纂室（※平成 29 年度より教育委員会村史編纂係）を設置し平成 24 年度から 10 年計画で「新大宜味村史」の整理・執筆を行っている。令和元年度までに「大宜味の戦争証言集」「シマジマ」普及版、「シマジマ」編、「移民・出稼ぎ」編、「民俗」編、「言語」編の 6 冊の発行を行った。

#### 【課題】

本村の各字に残されてきた伝統芸能や文化を、後世に正しく継承する必要がある。そのためには、様々な芸術文化に触れることにより、本村で培われてきた文化に対する理解を深めること、さらには伝統文化の継承に向け支援することも必要である。

新村史については発行の遅れが懸念されるが、かつての大宜味村の姿を伝えることができる人々が少なくなっているため、調査・記録を速やかに行う必要がある。

また、文化協会設立準備委員会は発足できたが、設立までには至っていないため、これを設立することも今後の課題である。

年中行事

月	行事内容	月	行事内容
1月	ハチウクシー(初起こし)	7月	ウンガミ(海神祭)
2月	彼岸	8月	シバサシ(柴差)
3月	サングワチサンニチシーミー	9月	クングワチクニチ
4月	アブシバレー(睦払い)	10月	タントウイ(種取り)
5月	ウマチー(稲麦穂祭)	11月	おおぎみ展・しまんちゅ芸能 ウンネー(芋煮の折目)
6月	アキウイミ(明折目)	12月	ウニムーチー(鬼餅)

※おおぎみ展・しまんちゅ芸能は新暦、その他は旧暦

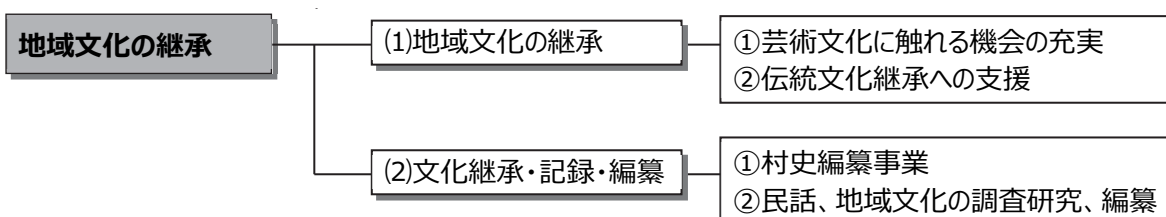
### 《計画の方針》

1. 本村の個性ある伝統行事、伝統芸能の正確な継承・保持に努める。
2. 村史編纂については村史編纂係において引き続き順次発行に向けて資料収集・編纂を行う。

### 《重要目標達成指標 KGI》

数値目標	基準値	目標値	備考
村民アンケート「文化財の保全・活用、地域文化の継承」への満足度（満足・やや満足）の割合	58.6% (2020年度)	60.0% (2025年度)	最終値

### 《施策の体系》



### 《基本施策》

#### (1)地域文化の継承

文化協会の設立により、芸術文化に触れる機会のさらなる充実を図るとともに、伝統文化・伝統芸能の継承を支援する。

##### ①芸術文化に触れる機会の充実

伝統行事への村民の参加促進を図り、本村に残されている芸術文化に触れる機会を充実させる。

##### ②伝統文化継承への支援

大宜味村の若者、子どもたちが自発的文化的活動に取り組み、次の世代へ継承していけるよう、支援を行う。

#### (2)文化継承・記録・編纂

本村の歴史と文化を後世に伝えるため、「新大宜味村史編纂基本計画」の発行計画（平成24年度～平成33年度）に基づき、資料収集・編纂を継続して行う。また、村の歴史・文化振興のため教育委員会各係及び関連部署とのより一層の連携を図る。

##### ①村史編纂事業

今後とも、残る新村史の発行を引き続き行う。

##### ②民話、地域文化の調査研究、編纂

今後とも、調査、編纂を引き続き行う。

## 1 道路の整備



### ＜現況と課題＞

#### 【現況】

本村の道路網は、国道・県道・村道・農道・林道等によって構成されている。道路整備状況は次表に示すとおりで、国道や県道等の幹線道路の整備は、ほぼ完了しており部分的な改良が一部残っているのみである。本村の場合、南北間の道路ネットワークに比べ、東西間のネットワークの脆弱性が指摘されてきたが、大保ダムの整備に関連してその改善を図ってきた。

前期基本計画期間において、観光道路及び危険箇所減災対策事業（平成 29 年度完了）と村道饒波石山線整備（令和元年度完了）を実施した。橋梁整備事業においては、大保橋架け替え（平成 28 年度完了）、フガミ橋補修（平成 29 年度完了）、浴川橋上部架け替え（平成 30 年度完了）、橋梁 46 橋の法定点検を 5 年ごとに実施している。

#### 【課題】

道路網を連続性の面から見ると、広域的には国道・県道により基本的なネットワークは形成されている。一方、村道・農道・林道等の国道・県道との連続は保証されているものの、相互間のネットワーク形成は不十分である。

また、低地から段丘面への移動、段丘面内での移動に不便が生じており、今後、整備が必要な路線が残されているため、これまで同様計画的な整備の継続が必要である。

村道の改良にあたっては、補助金の要求額に対する配分額が少ないため、既存村道の整備の見通しが立たない状況が続いているが、継続して予算確保に努める必要がある。

また、橋梁の整備においても、平成 22 年度に行った長寿命化修繕計画策定により、現況を調査していることから、これまで行われてきた事後的な修繕及び架け替え整備ではなく、予防的な対策がとれるよう計画的な整備を行う必要がある。

前期基本計画期間において、道路緑化やバリアフリー化推進、歩道設置の事業が未実施であるため、後期基本計画期間では道路環境の改善に向けた検討を進める必要がある。

道路現況総括表(単位:m、%)

	総延長	実延長	改良済延長	改良率	舗装道	舗装率	歩道総延長	
							設置延長	総延長
国道	18,982	18,982	17,861	94.1%	18,982	100%	15,713	25,781
県道	3,496	3,496	2,633	75.3%	3,323	95.1%	699	699
村道	79,416	79,409	69,872	88.0%	69,911	88.0%	7,150	7,150
一級	15,849	15,849	15,840	99.9%	15,849	100%	236	236
二級	17,028	17,028	12,222	71.8%	12,222	71.8%	0	0
その他	46,539	46,532	41,810	89.9%	41,840	89.9%	6,914	6,914
合計	101,894	101,887	90,366	88.7%	92,216	90.5%	23,562	33,630

資料:村道路現況台帳調書(平成31年4月)、道路施設状況調書(平成30年4月1日)

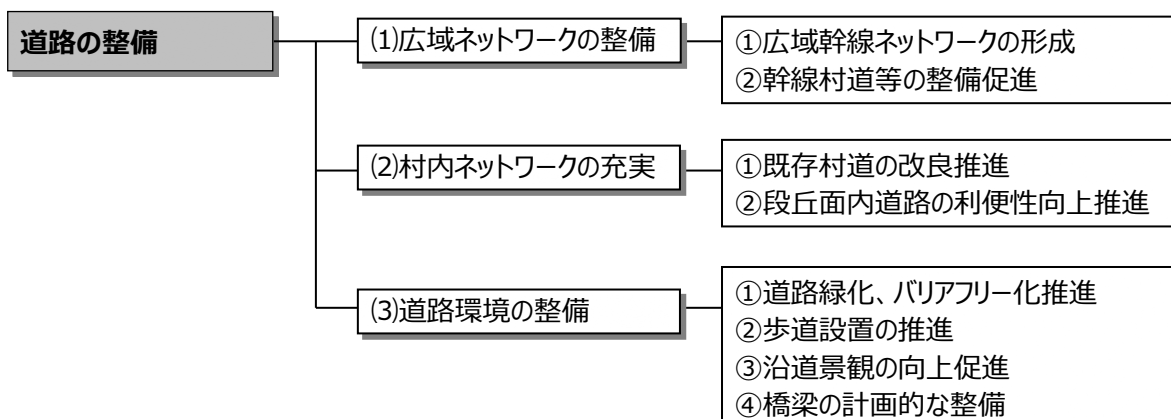
### 《計画の方針》

1. 今後も広域幹線道路と村道とのネットワーク化を推進し、災害時の対処、観光・産業振興等への寄与を目指す。
2. 村内道路のネットワーク充実を図るため、段丘面内の移動の利便性向上等を進める。
3. 前期基本計画に沿って整備された道路や橋梁の維持、道路環境のさらなる改善を図る。

### 《重要目標達成指標 KGI》

数値目標	基準値	目標値	備考
道路の改良率	88.7% (2020年度)	90.0% (2025年度)	最終値

### 《施策の体系》



## 《基本施策》

### (1) 広域ネットワークの整備

国道、県道（主要地方道）については、「過疎地域自立促進計画書」で位置づけられた道路の整備等、広域幹線道路と村道とのネットワーク化を促進する。特に災害等の非常時への対処、観光振興及び産業振興に寄与する幹線村道等の整備検討を行う。

#### ① 広域幹線ネットワークの形成

今後も道路の各関係先と調整しながら、広域幹線ネットワークの形成に向けた道路整備を行う。

#### ② 幹線村道等の整備促進【総合戦略】

広域幹線道路と村道とのネットワーク化を図るため、関係先と調整して道路整備を行う。

### (2) 村内ネットワークの充実

関係先との調整及び予算の確保に努め、村内の行き止まり道路、狭隘道路の解消を図り、集落内雨水排水路の整備を図る。特に、段丘面内の移動の利便性向上、効率化を進める。

#### ① 既存村道の改良推進

既存村道の整備の優先度を定め、補助事業や村の財政状況に合わせて順次整備を行う。

#### ② 段丘面内道路の利便性向上推進

関係先と調整し、特に優先度の高い段丘面内道路から整備を行う。

### (3) 道路環境の整備

道路環境の改善を図るため道路緑化及びバリアフリー化を推進するとともに、通学路の歩道設置を推進する。また、地域、行政、関係機関が連携し沿道景観の向上を促進する。

道路橋梁においては、長寿命化修繕計画策定に伴い、事後的な修繕及び改修ではなく、予防的な対策がとれるよう計画的な整備を推進し、老朽化した道路の整備を行う。

#### ① 道路緑化、バリアフリー化推進【総合戦略】

道路環境の改善が必要な箇所を抽出し、整備に向けた検討を進める。

#### ② 歩道設置の推進【総合戦略】

避難路や通学路等の安全確保に向けて、整備が必要な箇所を検討し、整備を進める。

#### ③ 沿道景観の向上促進

整備した箇所の定期点検を行い、継続して安全安心な環境を維持しつつ、毎年計画的に村道の危険雑木の除去等を行う。

#### ④ 橋梁の計画的な整備

法律で5年に1度の橋梁の点検が義務付けられているため、今後も予算確保に努め継続して計画的に点検を行う。

## 2 港湾の整備



### ＜現況と課題＞

#### 【現況】

塩屋湾は沖縄県の本土復帰とともに、県の地方港湾に指定され、これまで一部の護岸整備が行われてきた。また塩屋湾は、新沖縄八景にも指定されている景勝地であり、静穏度も高いことからシーカヤックなどエコツーリズムの活動フィールドとして、あるいは海面養殖場として利用されている。

前期基本計画期間においては、塩屋湾の基盤整備や周辺整備に関して、村の構想を県に共有する等の調整を進めてきた。白浜区護岸については、護岸改修が計画されている。

#### 【課題】

塩屋湾沿岸には、異常潮位時に海面よりも地盤面が低い集落が立地しており、度々浸水被害が発生している。このため、今後は自然災害防止対策を早急に講じるとともに、観光振興計画と水産振興計画との連携の下に、塩屋湾の景観を生かした親水性の高い施設整備を促進し、観光拠点整備と水産振興と連動した総合的な活用を図る必要がある。

これまで、塩屋湾の整備について県と調整を進めてきたが、具体的な事業の実施にはつながっていない。観光振興につなげるためにも、遊歩道の整備や体験型観光プログラムの考案に向けて、具体的な計画を策定して事業を進める必要がある。

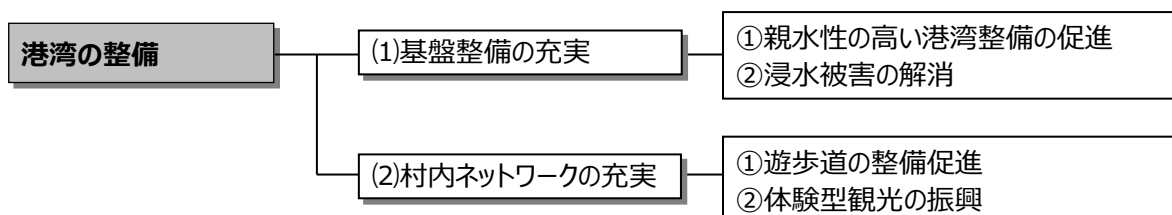
### ＜計画の方針＞

1. 港湾区域における親水性の高い施設整備の推進及び浸水被害の解消を図る。
2. エコツーリズムのフィールドとして、港湾における遊歩道整備及び体験プログラムの充実を図る。

### ＜重要目標達成指標 KGI＞

数値目標	基準値	目標値	備考
村民アンケート「港湾、海岸の整備」への満足度（満足・やや満足）の割合	47.9% (2020年度)	58.0% (2025年度)	最終値

### ＜施策の体系＞



## 《基本施策》

### (1) 基盤整備の充実

港湾整備計画において広場、緑地、船揚場等の総合的機能と高い親水性を持つ船たまり場（塩屋側、田港側、白浜側の3か所）の整備を推進する。また、港湾海岸事業、高潮対策事業等を導入して浸水被害の解消を図る。

#### ① 親水性の高い港湾整備の促進

塩屋湾は本村の重要観光資源であるため、観光振興に資するためにも港湾管理者である沖縄県に対し継続的に要請等を行い、優先的に整備を進める。

#### ② 浸水被害の解消

異常気象時（台風・高潮等）における塩屋湾隣接の集落や道路等への浸水被害解消に向けて、関係先との調整を進める。

### (2) 村内ネットワークの充実

遊歩道を設置するとともに、村内の観光資源を有機的に結びつけたエコツーリズムの活動フィールドとしての活用を図る。

#### ① 遊歩道の整備促進

YVC と連携して港湾の一体的な計画を策定し、遊歩道整備を進める。

#### ② 体験型観光の振興

港湾におけるエコツーリズムのプログラムを検討し、村内の観光資源を結んだ体験型観光の充実に努める。

## 3 河川の整備



### ＜＜現況と課題＞＞

#### 【現況】

本村には2級河川の大保川、田嘉里川などをはじめ大小17の河川が東シナ海に注いでおり、部分的には河川改修事業が行われ、村民の憩いや潤いをあたえる場として活用されている。

赤土流出防止に関しては、各種工事において工事箇所からの赤土等の流出を防止するための、沖縄県赤土等流出防止条例第9条による通知（事業行為通知）を行っており、現在、指導が必要な事態は発生していない。また、赤土等流出防止対策協議会により、農地からの耕土流出防止対策及び農家への普及啓発を行っている。学校等においても出前講座を実施し、環境教育による若い世代への理解促進を進めている。

河川環境整備に関しては、「ふるさと河川環境再生・活用整備事業」において、謝名城・喜如嘉地区の魅力ある村づくり、河川敷の空間の有効活用、治水安全度の向上や河川全体の自然環境再生を目的に、大川川と周辺整備を行っている。

#### 【課題】

河川の上流部から中流部における赤土流出等、下流部では集落からの生活雑排水による汚染が進んでいる状況にあり、河川環境の悪化が懸念される。また、多くの河川が旧来の工法の不備や未整備の状況であり、洪水等の災害対策が施されていない状況にある。

近年、耕土流出防止対策を実施している農地が増えてきているが、今後も継続的な普及啓発が必要となる。河川の浄化を図り、本来の河川生物が棲息する親水性のある整備を推進し、地域住民の憩いの場となる豊かな水辺環境を後世に引き継いでいく必要がある。

河川環境整備について、令和3年度に沖縄振興特別推進市町村交付金事業が終了するため、令和4年度以降はその他の補助事業を活用し計画河川全体の整備を進める必要がある。

### ＜＜計画の方針＞＞

1. 赤土流出防止対策の徹底、河川浄化に向けた取組の検討、村民への啓発を行い、環境問題に対する意識の高揚を図る。
2. 多自然型河川の整備を進め、村民や来訪者が憩える場の充実を図る。

### ＜＜重要目標達成指標 KGI＞＞

数値目標	基準値	目標値	備考
村民アンケート「港湾、海岸の整備」への満足度（満足・やや満足）の割合	44.2% (2020年度)	55.0% (2025年度)	最終値



## 《施策の体系》



## 《基本施策》

### (1)河川浄化対策

各種開発等による赤土等流出防止対策を推進するとともに、梅雨期等における開発行為や農地耕土の抑制を図る。河川への生活雑排水の流入を防ぐため、合併浄化槽の導入を促進するとともに、村民の河川浄化に対する意識の啓発を促進する。

#### ①赤土流出防止対策の推進

各種開発工事における赤土等流出防止の通知を今後も徹底するとともに、農地から流出する赤土等の改善に向けた検討を行う。

#### ②村民の意識の啓発促進

耕土流出防止対策の実施や合併浄化槽の導入について、今後も継続的に普及啓発を行う。

### (2)河川環境整備

河川再生整備や河川周辺の緑化、河川法面の多自然型河川改修等を進め、親水性の高い水辺空間の創出を図る。

#### ①多自然型河川の整備

河川全体の整備完了に向け、河川環境整備に関する各種補助事業を活用して整備を進める。

## 4 水道の整備



### ＜現況と課題＞

#### 【現況】

かつて本村は、集落毎に独自で簡易水道の運営を行っていたが、生活用水の需要増に対応するため昭和 56 年度に事業認可（給水人口 2,680 人、1 日最大給水量 1,052m<sup>3</sup>）を受け、昭和 58 年から村営簡易水道の供用を開始した。

その後、3 回にわたる事業変更認可を経て、現在では計画給水人口 4,200 人、1 日最大給水量 2,000m<sup>3</sup> まで事業規模を拡大して村内一円の給水体制がほぼ完成し、すでに維持管理の時期に移行しており水質悪化や漏水等に対応した施設計画や配水施設の整備の拡充を図っている。平成 19 年度から平成 22 年度にかけて埋立地における水道施設整備も完了し、供用開始されている。

前期基本計画期間では「簡易水道施設更新事業」を継続的に実施し、老朽管の定期更新や浄水・総排水施設の整備を行った。

#### 【課題】

昭和 56 年度より整備されてきた簡易水道施設が老朽化してきており、漏水や設備の故障が多くなっている。長寿命化対策としての施設の更新や耐震化による安全な水の供給が必要とされる。また、地域開発の動向に対応し、関連事業との連携を図る必要がある。

漏水調査については、長年の調査実績により業者が技術面で長けているため委託することが多いが、委託することにより経費もかかるため、自主での調査等ができるようにすることが必要である。

簡易水道事業の状況

	給水人口 (人)	年間給水量 (m <sup>3</sup> )	日給水量 (m <sup>3</sup> )	1人1日平均 給水量(ℓ)	有収率
平成28年度	3,156	411,187	1,127	357	82.5%
平成29年度	3,110	406,374	1,113	358	74.7%
平成30年度	3,069	397,011	1,088	355	77.7%
令和元年度	3,050	388,223	1,064	349	76.4%

資料：建設環境課（日水協水道統計より）

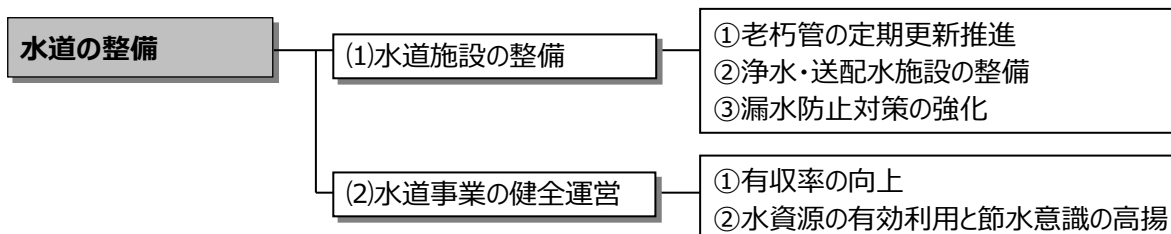
### ＜計画の方針＞

1. 水道施設の適切な維持管理を行い、安全な水道水供給を図る。
2. 資源の有効利用や濁水等の緊急時へ対応するため、全ての世帯、公共施設、企業等に対して、安全で良質な水の安定供給の体制確立に向けた意識高揚を図る。

《重要目標達成指標 KGI》

数値目標	基準値	目標値	備考
有収率	76.4% (2019年度)	80.0% (2025年度)	最終値

《施策の体系》



《基本施策》

(1)水道施設の整備

水道水の安全供給を図るため、老朽管の更新を推進するとともに、良好な水質の維持管理を図る。また、地域開発の動向に対応し、関連事業との連携を図りつつ施設の整備を推進するとともに、長期的な展望を見据えた水道施設の整備に取り組む。

①老朽管の定期更新推進

水道施設の耐震化更新計画に基づき、補助事業による予算の確保及び継続的な老朽管の更新に努める。

②浄水・送配水施設の整備

水道施設の耐震化更新計画に基づき、補助事業による予算の確保及び継続的な浄水・送配水施設の整備を推進する。

③漏水防止対策の強化

今後も緊急時の対応が生じた際に、漏水防水対策を実施する。また、漏水の恐れがある家庭等への注意喚起の取組について検討を行う。

(2)水道事業の健全運営

近年の有収率は70%台と低い状況である。今後は漏水調査の実施・対策により有収率の向上を図るとともに水資源の有効利用や濁水等の緊急時へ対応するため、村民に対して日常の様々な場面において、水資源の有効利用を促し節水意識の高揚に努める。

①有収率の向上

有収率（総配水量に占める実際に使用した水量の割合）の向上に向けて、今後も漏水の早期発見、修繕を進める。

②水資源の有効利用と節水意識の高揚

村民の節水意識の高揚及び水資源の有効利用に向けた取組を強化する。

## 5 下水道の整備



### ＜現況と課題＞

#### 【現況】

村内の生活排水や汚水の処理方法については、単独処理浄化槽や合併処理浄化槽における個別処理が現状であり、本村のような過疎地域では、下水道施設の設備費用とランニングコストの面から下水道の普及が進まなかったのが実情である。

なお、結の浜においては生活圏として整備が進み、平成23年2月に下水道の供用が開始され公有水域の水質保全を図っている。

前期基本計画期間において、水質保全を重視した施設の整備促進を目的に、大宜味浄化センターの膜分離装置及び流量調整槽攪拌機を設置した。また、合併処理浄化槽への移行を進めるため、浄化槽設置事業費補助金にて、5人槽及び6～7人槽への補助を行った。

#### 【課題】

本村のような過疎地域では、点在する集落間での下水道整備が難しい状況がある。また下水道事業は、建設費やランニングコストを考えると財政面で非常に厳しいため、設置者（個人）負担等の整備のあり方が望ましい。

一方、下水の個別処理施設の設置は容易であるが、水質監視等の維持管理の面で、集合処理が年間を通しての実態把握であるのに対して、個別処理施設は年1回の検査のため頻度が少ない。また、個々において管理を行うので各戸において差が生ずる。

汚水処理施設の整備状況は、総人口に対して下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、コミュニティプラントなどの汚水処理施設を利用することができる人口の割合で表され、汚水処理人口普及率と呼んでいる。村全体での汚水処理人口普及率については37.7%程度（平成31年3月末）となっており、今後も汚水の抑制意識の高揚及び合併浄化槽への切り替えの必要性について、継続的に周知を行う必要がある。

下水道処理人口

	行政人口	汚水処理人口		汚水処理人口 (合併浄化槽除く)		接続人口	
		普及率		人口普及率	接続率		
平成28年度	3,156	1,095	34.7%	142	4.5%	142	100%
平成29年度	3,110	1,140	36.7%	181	5.8%	181	100%
平成30年度	3,069	1,158	37.7%	191	6.2%	191	100%

資料：沖縄県土木建築部

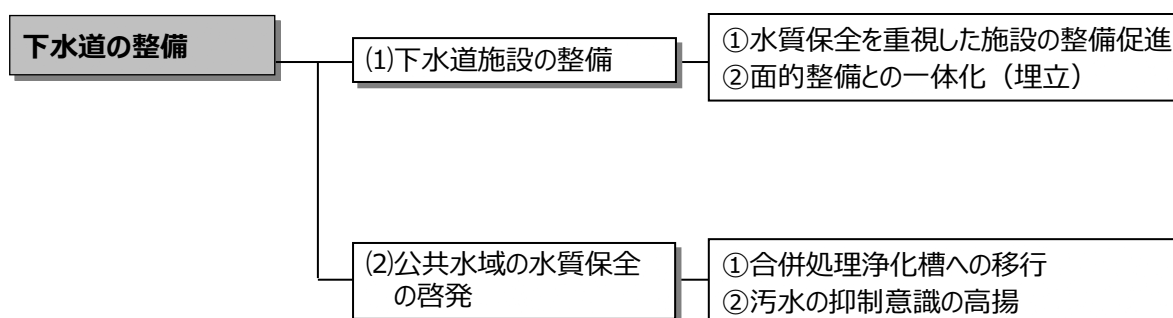
### ＜計画の方針＞

1. 関連事業と連携を図りつつ、公共下水道の整備を推進する。
2. 生活排水や汚水処理を村全体の課題として村民とともに取り組むべく、汚水抑制意識の高揚や合併浄化槽への移行促進に努める。

《重要目標達成指標 KGI》

数値目標	基準値	目標値	備考
汚水処理人口普及率	37.7% (2019年度)	40.0% (2025年度)	最終値

《施策の体系》



《基本施策》

(1)下水道施設の整備

海域等の公共水域の水質改善、快適な生活衛生環境を創出するために、関連事業等の連携を図りつつ家庭排水や産業排水の処理システムを確立した公共下水道の整備を推進する。

①水質保全を重視した施設の整備促進

前期基本計画期間で整備した箇所について継続的に定期点検を実施する。

②面的整備との一体化（埋立）

前期基本計画期間において南側の整備は完了したため、北側について土地利用計画と合わせて整備を進める。

(2)公共水域の水質保全の啓発

公共水域の水質保全を図るため、下水道に対する地域住民の理解と協力を深め、公共水域の汚濁の抑制に努める。既存集落地域については、単独浄化槽から合併処理浄化槽への移行を推進するなど、地域の実情に合わせた排水処理施設の整備を推進する。

①合併処理浄化槽への移行

浄化槽普及率の向上のため、申請者に対して引き続き補助を行う。

②汚水の抑制意識の高揚

汚水処理に関する村民や関係者の理解を深めるため、情報発信や環境教育等の取組について検討し、効果的な方法で汚水の抑制意識高揚を目指す。

## 6 集落排水路の整備



### ＜現況と課題＞

#### 【現況】

本村の集落内雨水排水は昭和 51 年以降、集落環境整備、農地保全事業及び水源基金事業により整備がなされ、幹線的な雨水排水施設については、一定の成果をあげてきた。

集落排水路の維持管理体制について、幹線排水施設や支線排水施設は区が管理を行っており、災害対応や修繕等がある場合に村が行う体制となっている。

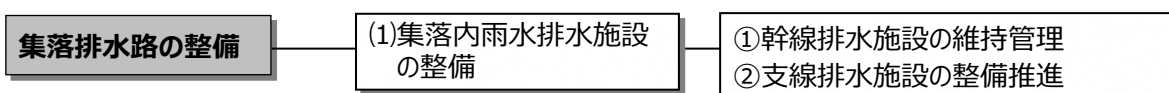
#### 【課題】

これまで整備してきた集落内における排水施設は、施設の老朽化に伴い整備していく必要がある。

### ＜計画の方針＞

1. 快適で衛生的な生活環境の確保と公衆衛生の向上を図るため、集落内雨水排水施設の適切な維持管理及び整備を図る。

### ＜施策の体系＞



### ＜基本施策＞

#### (1)集落内雨水排水施設の整備

通常管理（清掃作業等）においては各区や関係機関と維持管理における役割分担を行い、排水機能の維持に努めるとともに、支線排水施設の整備を進める。

##### ①幹線排水施設の維持管理

今後も引き続き、各区や関係機関と連携して幹線排水施設の適切な維持管理を行う。

##### ②支線排水施設の整備推進

各区や関係機関と連携して支線排水施設の適切な維持管理を行うとともに、未整備箇所の整備についても検討を進める。

## 7 し尿・ごみ処理の推進



### 《現況と課題》

#### 【現況】

し尿処理は名護市衛生センターへ委託処理しており、その処理量は年間約 1,105kℓ（令和元年度）となっている。今後は合併処理浄化施設の普及を進め、家庭排水と一体となった処理を推進していく必要がある。前期基本計画期間では、合併浄化槽の新設及び単独浄化槽からの改築の為の補助を実施し、平成 28 年度 7 人、平成 29 年度 1 人、平成 30 年度 2 人、令和元年度 2 人の実績となった。同時に、補助金にて設置した家庭への浄化槽の管理指導を実施した。

ごみ処理については、燃やせるごみ約 726 t、燃やせないごみ約 9 t、資源ごみ 86 t、粗大ゴミ 43 t、その他 2 t 合計 866 t（令和元年）の処理を行っている。最終処分場として、平成 18 年度からやんばる美化センターが稼働し、平成 28 年 7 月より新たな焼却施設の供用が開始された。やんばる環境美化センターの運営費用は国頭村と東村とともに負担し、ゴミの減量化に努めており、ゴミの円滑な処理を図るため、ゴミの収集から処理までの一連の業務を広域で実施している。

#### 【課題】

合併処理浄化槽の切り換えについては個人負担となるため普及が低迷しているが、補助金の存在を知らない人が多いため、補助金制度の啓発活動に力を入れていく必要がある。

世界自然遺産登録に向けて、やんばる国立公園内でのごみの不法投棄対策は課題である。また、ごみのリサイクルに費用がかかるため、コストに見合ったリサイクルのあり方を検討する必要がある。

し尿処理状況(単位:人、キロリットル、%)

	処理計画人口	年間総排出量	収集処理			自家処理		
			処理人口	年間総収集量	収集率	年間処理量	し尿浄化槽	その他
平成28年度	3,256	1,350	3,256	1,350	100%	—	—	—
平成29年度	3,236	1,163	3,236	1,163	100%	—	—	—
平成30年度	3,215	1,184	3,215	1,184	100%	—	—	—
令和元年度	3,195	1,105	3,195	1,105	100%	—	—	—

資料:建設環境課

ごみ収集処理状況(単位:人、トン、%)

	処理計画人口	年間総排出量	処理人口	年間総収集量	収集率	処理区分		収集能力	
						焼却	埋立	車両	人員
平成27年度	3,277	738	3,277	738	100%	545	38	1	1~2
平成28年度	3,256	676	3,256	676	100%	585	17	1	1~2
平成29年度	3,236	787	3,236	787	100%	684	15	1	1~2
平成30年度	3,215	854	3,215	854	100%	730	31	1	1~2

資料:建設環境課

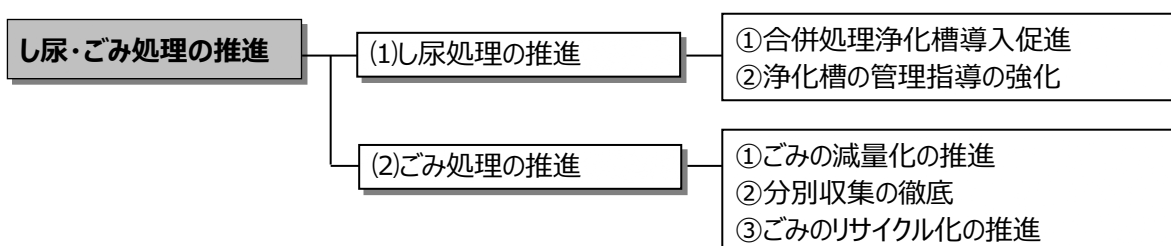
### ＜計画の方針＞

1. し尿処理は、合併処理浄化槽の導入を促進するとともに、効率的な処理方法を検討する。
2. ごみ処理は、ごみの減量化と資源の有効利用を図るため分別収集をなお一層強化する。

### ＜重要目標達成指標 KGI＞

数値目標	基準値	目標値	備考
ごみの年間総排出量	854t (2018年度)	770t (2025年度)	最終値

### ＜施策の体系＞



### ＜基本施策＞

#### (1)し尿処理の推進

今後とも名護市衛生センターへの委託処理を継続するとともに、単独処理及び未処理家庭における合併処理浄化槽の導入を促進するため補助制度の利用促進を図る。

##### ①合併処理浄化槽導入促進

公共水域の水質汚濁を防止するため、今後も継続的に補助を行い、合併処理浄化槽導入促進に努める。

##### ②浄化槽の管理指導の強化

浄化槽の適正な管理を図るため、計画的な指導及び指導の強化を行う。

#### (2)ごみ処理の推進

環境負荷を軽減するためごみの減量化及び資源の有効活用を図るため、分別の徹底を図り、ごみのリサイクル化を推進する。

##### ①ごみの減量化の推進

自然環境及び住民の生活環境保全のため、ゴミの減量化に向けた取組を継続して実施する。

##### ②分別収集の徹底

ゴミの分別を強化するため、村民や事業者等に対し、分別方法のわかりやすい情報発信や意識啓発に努める。

##### ③ごみのリサイクル化の推進

前期計画期間において小型家電のリサイクル等を実施したがコストがかかるため、村に適したリサイクルのあり方を検討して実施する。



## 8 火葬場の整備



### ＜現況と課題＞

#### 【現況】

本村が管理する「大宜味村火葬場」は、平成 11 年 1 月に供用開始しており、老朽化や設備機能の低下などの問題があり、故障した場合運用停止になる状況である。

前期基本計画期間では、火葬場の故障箇所の修繕を定期的に行い、設備機能の維持管理に努めた。令和元年度に「大宜味村火葬場駐車場増設工事」と「大宜味村火葬場駐車場転落防護柵設置工事」を実施し、駐車場を拡充した。

#### 【課題】

今後も引き続き設備機能の維持に努めていく必要がある。

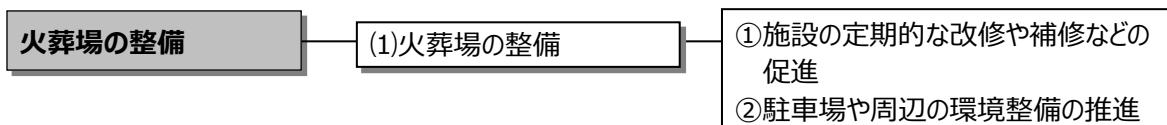
### ＜計画の方針＞

1. 火葬場は、村民生活にとって必要不可欠な施設であり、その機能を絶えず安定的に維持していきながら、よりよい環境づくりに努める。

### ＜重要目標達成指標 KGI＞

数値目標	基準値	目標値	備考
村民アンケート「し尿・ごみ処理の推進、火葬場の整備」への満足度（満足・やや満足）の割合	69.6% (2020 年度)	70.0% (2025 年度)	最終値

### ＜施策の体系＞



### ＜基本施策＞

#### (1)火葬場の整備

火葬場の老朽化や設備機能の低下への対応として、改修や補修などを定期的に行うとともに、さらなる機能強化及び周辺の環境整備を図る。

##### ①施設の定期的な改修や補修などの促進

施設の設備機能の適切な維持に努めるとともに、葬祭場の整備について検討を進める。

##### ②駐車場や周辺の環境整備の推進

今後も引き続き、整備した箇所の定期点検を行い、安全安心な環境の維持に努める。

## 9 消防・防災の推進



### 1 消防・救急の推進

#### 《現況と課題》

##### 【現況】

本村の消防・救急業務は国頭村、東村及び本村で構成する国頭地区行政事務組合消防団の大宜味分団（令和2年度時点で23名）が担っている。国頭地区行政事務組合消防本部及び消防団では、各地域の消火栓の維持管理点検を行い、地域防火施設の充実強化に努めている。同組合の消防機械・車両等の保有状況及び本村における火災発生状況は次表に示す通りである。

このうち、消防機械・車両等については、平成28年度に高規格救急自動車、平成30年度に水槽付消防ポンプ車と救助艇及び資機材搬送車、令和元年度に水槽付消防ポンプ車を配置し消防車両の充実強化を図った。

令和元年における本村の火災発生状況は8件であるが、直近4年間は10件前後で推移しており、前期基本計画期間よりも増加傾向にある。火災は予測できないものであるため、今後とも十分な備えが必要である。また、本村における救急自動車の出動状況は、令和元年は232件である。令和元年の出動原因別にみると、急病159件、一般負傷30件の順となっている。

前期基本計画期間においては、平成29年度に結の浜地区の消火栓工事を実施し、消防困難地域の解消に努めた。また救急救命士の再教育に係る病院実習や、住民や事業所、学校等を対象にした救命講習会の開催、沖縄県消防指令センターを活用した救急連絡網を構築し、救急・救助体制充実に努めた。

##### 【課題】

村内においては消防困難地の解消を図るとともに、消防団員の確保に努め地域防災意識を高め、消防力の向上を図る必要がある。地震・津波・土砂災害を想定した避難訓練を毎年実施しているが、消火訓練が未実施となっている。

救急活動においては、急病者及び負傷者に対する適切な救急処置と迅速な搬送が強く求められている。また、今後は現場に居合わせた者による第一次の救命処置と、救急隊による第二次救命、そして病院における第三次救命を迅速に実施する「プレホスピタルケア体制」の確立が課題である。

特に本村の場合、高齢者の独居世帯が多く、孤独死が懸念されることから、その対策を講じる必要がある。また、自主防災組織の立ち上げに至っていない地域（区）が多い。

消防機械・消防隊員の状況(単位:台、人、令和2年時点)

消防車両の保有状況						消防隊員の配置状況				
車別	合計	消防署	分遣所	駐在所	安田区	役職	合計	本部	消防署	分遣所
指令車	1	1				消防司令長	1	1	0	0
高規格救急車	3	2	1			消防司令	5	2	2	1
水槽付ポンプ車	4	3	1			消防司令補	10	1	4	5
小型動力ポンプ付水槽車	2		1	1		消防士長	8	1	5	2
救助工作車	1	1				消防副士長	8	1	4	3
林野工作車	1	1				消防士	15	0	9	6
資機材搬送車	2	2								
小型動力ポンプ積載車	2	1			1					
水難救助艇及び資機材搬送車	1		1							
防災活動車	1		1							
救急普及啓発広報車	1	1								
事務車	2	2								
トレーラー	2	2								

資料:国頭地区行政事務組合

火災発生状況の推移(単位:件)

	火災発生件数	火災発生場所					死傷者	焼損面積		損害額(千円)
		建物	林野	車両	船舶	他		建物(m <sup>2</sup> )	林野(a)	
平成28年	11	0	0	1	0	10	0	0	0.0	0
平成29年	16	2	4	1	0	9	1	128	23.0	2,123
平成30年	18	2	6	2	0	8	0	13	82.0	896
令和元年	8	1	2	0	0	5	0	45	100.0	1,797

資料:国頭地区行政事務組合

消防救急出動状況の推移(単位:件)

	消防救急出動総数	火災事故	自然災害	水難事故	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他
平成28年	893	0	0	5	64	3	10	167	6	10	544	84
平成29年	883	2	1	8	46	8	12	131	1	7	589	78
平成30年	805	0	0	4	46	6	11	143	0	7	527	61
令和元年	770	0	0	6	47	5	15	143	2	7	488	57

資料:国頭地区行政事務組合

注意:本村・国頭村・東村の合計値である

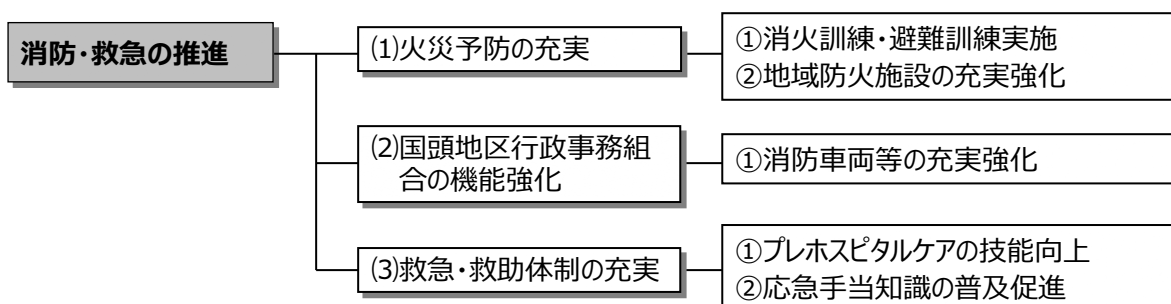
《計画の方針》

1. 村民の防火意識の向上及び地域における消防力の向上を図る。
2. 国頭地区行政事務組合のさらなる車両・機材等充実により、組合の機能強化を図る。
3. 迅速な搬送と救命率の向上のため、救急救命士による高度なプレホスピタルケア体制の確立を図るとともに、応急手当知識の普及に取り組む。

《重要目標達成指標 KGI》

数値目標	基準値	目標値	備考
村民アンケート「消防・救急、交通安全、防犯の推進」への満足度（満足・やや満足）の割合	68.2% (2020年度)	78.0% (2025年度)	最終値

《施策の体系》



《基本施策》

(1)火災予防の充実

村民の防火意識の高揚を図るため、消防機関との連携を強化し、消火訓練・避難訓練の実施を図る。また、消防活動を妨げる恐れのある道路等の整備を推進するとともに、集落内住宅の不燃化対策、地域防火施設の充実等を促進する。

①消火訓練・避難訓練実施

前期基本計画期間で未実施の消火訓練について、避難訓練との同時実施等の検討を進める。

②地域防火施設の充実強化

消火栓等の設置が必要な地域や防火水槽の設置に向けて検討を行い、消防困難地域の解消に努める。

(2)国頭地区行政事務組合の機能強化

国頭地区行政事務組合の消防・救急における消防車両、機材、消防装備の整備拡充を図る。

①消防車両等の充実強化

消防車両等のさらなる充実強化を図るため、整備計画を作成し三村との協議を進める。

(3)救急・救助体制の充実

救急救命士の養成・確保を図りプレホスピタルケアの技術向上を促進する。また、応急手当等知識の普及促進を図るとともに、救急機材・資材の整備拡充を図る。

①プレホスピタルケアの技能向上

救急救命士の病院実習や北部消防本部合同での救急活動効果確認訓練、救急搬送後の検証等を継続する。

②応急手当知識の普及促進

国頭地区行政事務組合消防本部における救命講習会を継続し、応急手当知識の普及促進に努める。

## 2 防災・交通安全・防犯対策の推進



### 《現況と課題》

#### 【現況】

本村は多くの集落が東シナ海に面した低地に立地することから津波の襲来に備えが必要であり、背後に標高 100m 内外の急傾斜地が迫ることから崖崩れ等の自然災害が発生しやすい条件下にある。このため、山崩れ、崖崩れ対策を実施するとともに、高潮・津波対策として大宜味、津波、饒波における護岸・離岸堤等の整備により、危険性の除去に努めてきた。

平成 25 年度には本村の気象、地勢等により起こりうる災害（台風、豪雨、高潮、津波、地震等）に対処するため改定した「大宜味村地域防災計画」を策定している。自然災害想定地域の対策強化のため、平成 28～29 年度には防災監視カメラ 6 台を設置し、平成 30 年度には旧塩屋小学校の防災監視カメラの更新を行った。また、新たな住宅地を含む結の浜地区における避難路・避難所整備を実施した。

本村は「交通安全の村」を宣言し、年 4 回交通安全週間を設け対策を強化している。また、スクールゾーンの設置、通学路整備計画マップの作成、交通安全作文コンクールなど、学校教育との連携による交通安全対策を実施している。さらには、年末・年始におけるシークワサー作戦を展開し、村外運転手等への交通安全を呼びかけている。また、必要箇所へのガードレールやカーブミラー等の設置を進めている。

本村は、比較的安全な地域と捉えられるが、従来の豊かな地域コミュニティは変わりつつあり、地域における助け合いの精神と連帯の意識が薄れ、家庭や個人の孤立化が進みつつある。

#### 【課題】

自然災害防災については、村内には地盤面が海面より低く異常潮位時には浸水被害が発生している地域や河口閉塞により水はげが悪い地域があり、これらの改善を図る必要がある。

引き続き交通安全対策を取り組む必要があるとともに、近年道路網の整備に伴い単に自動車交通量が増加しているだけではなく、速度超過の車両や休日等のツーリング客による騒音問題も増えている。また、村内には依然として幅員が狭く、急カーブ地点が多数あることから、きめ細かな交通安全対策を講じる必要がある。飲酒運転についても「沖縄県飲酒運転根絶条例」に基づき、村及び村民、事業者が一体となって飲酒運転の根絶を図り、飲酒運転のない安全で安心な村民生活を実現するために、なお一層取り組む必要性がある。

犯罪については、本村が、安全で住みよい地域社会であり続けるよう、地域における防犯設備の充実を図るとともに、村民ぐるみによる防犯意識の高揚を図る必要がある。

平成 25 年度に策定した「大宜味村地域防災計画」の見直し及び防災マップの作成が未実施であり、後期基本計画期間において実施する必要がある。村民の安全・安心な暮らしのためにも、村としての地域防犯体制のあり方について、検討を行う必要がある。

交通事故発生状況

	発生 件数			事故 人数				
	死亡	重傷	軽傷	死者	重傷者	軽傷者		
平成27年	4	1	1	2	6	1	1	4
平成28年	6	0	2	4	8	0	3	5
平成29年	8	0	1	7	12	0	1	11
平成30年	3	0	2	1	9	0	7	2

資料：交通白書

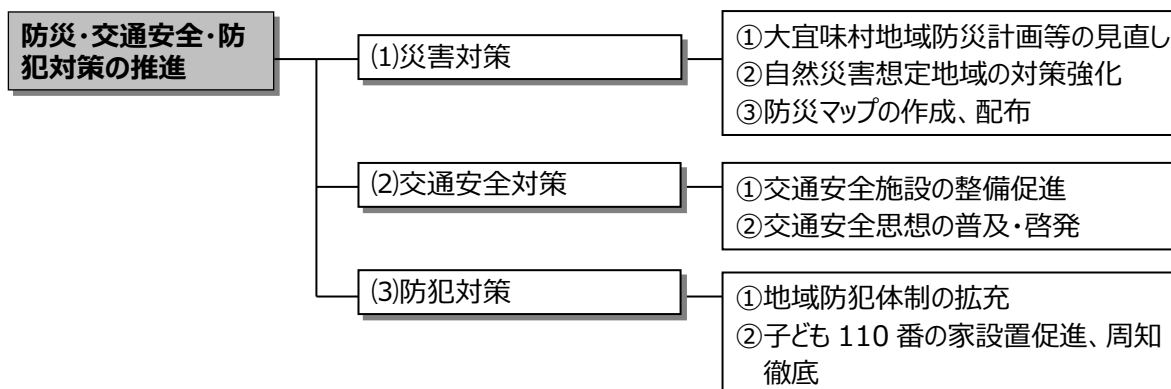
＜計画の方針＞

1. 自然災害による被害の発生を最小限に抑えるため、地域防災計画の見直しとともに、災害対策や村民意識の啓発に努める。
2. 飲酒運転や交通事故を根絶するため、必要な施設の整備、意識啓発に努める。
3. 村民、地域、行政、各種関係機関の連携強化を図り、各種防犯対策を講じる。

＜重要目標達成指標 KGI＞

数値目標	基準値	目標値	備考
村民アンケート「防災対策の推進」への満足度（満足・やや満足）の割合	45.2% （2020年度）	60.0% （2025年度）	最終値

＜施策の体系＞



＜基本施策＞

(1)災害対策

「大宜味村地域防災計画」の見直しを図るとともに、自然災害が想定される地域における整備を推進する。また、災害時における円滑な避難を促すため、避難路・避難場所の標示及び整備を進め、地域全体の防災意識を高めるため関係機関との連携による避難訓練等を実施する。

①大宜味村地域防災計画等の見直し【総合戦略】

後期基本計画期間において、地域防災計画の見直しを行う。

②自然災害想定地域の対策強化

自然災害（土砂災害や津波等）が想定される地域について必要な整備を検討する。また、

消防機関と連携し、自主防災組織等（消防団含む）の組織機能の強化を図るとともに、防災訓練（防災講演会や防災フェア等）による村民意識の向上に努める。

### ③防災マップの作成、配布

後期基本計画期間において、学校や地域と連携しながら防災マップの作成を進める。

## (2)交通安全対策

幹線道路・集落道路の危険箇所におけるガードレール等の交通安全施設の整備を促進するとともに、運転者・歩行者双方の交通安全意識を高めるため交通安全思想の普及・啓発に努める。

### ①交通安全施設の整備促進

交通安全施設が必要な箇所について、優先度を見極めながら計画的に整備を行う。

### ②交通安全思想の普及・啓発

飲酒運転や交通事故を根絶するため、交通安全運動期間やイベント等での普及・啓発に努める。

## (3)防犯対策

防犯パトロール等の地域防犯運動を推進するとともに、自主防犯組織の育成など地域全体の防犯体制の拡充を図る。また、地域内の防犯施設の整備拡充を図るとともに、子ども110番の家の設置とその周知徹底を図る。

### ①地域防犯体制の拡充

警察署及び防犯協会・自治会等の関係機関と調整を進め、地域防犯体制を確立する。また、地域防犯施設についても整備が必要な箇所の検討及び整備を行う。

### ②子ども110番の家設置促進、周知徹底【総合戦略】

警察署及び防犯協会等の関係機関と調整を進め、子ども110番の家の周知、設置数拡大に努める。

## 10 住宅地の整備・確保



### ＜現況と課題＞

#### 【現況】

核家族化による住宅需要、空き家増加による宅地不足等がみられ、住宅の確保が困難になっている。村内における住宅事情の緩和と村民福祉の向上、若者の村内定着等に資するため、昭和56年度より村営住宅事業が始められ、平成27年度までに11団地162戸が建設された。

前期基本計画期間において、新たな住宅地である結の浜について、埋立申請時の分譲地50区画の用途を一部変更し、民間アパートの誘致を行った。空き家対策については、地域おこし協力隊を配置して空き家相談会を開催し、「空き家活用推進事業補助金」による空き家改修者への補助を行った。

#### 【課題】

公営住宅は老朽化に伴い毎年修繕に係る費用が増大しており、建設年度が古いものは老朽の度合いが著しい。躯体調査の結果でコンクリートの健全性が確認されたため、リフォームによる改修を進めていく必要がある。一方、若者のUターンや村外からの移住希望者がいる中で、村内には空き家が数多く所在しているが、なかなか貸してもらえない家がなく、村外への居住を余儀なくされている。

結の浜の未売地の早期分譲を進めるとともに、村内の空き家・空き地を活用した新たな住宅地整備を推進していく必要がある。

村営住宅の整備状況(単位:㎡、戸)

名称	位置	構造	一世帯 あたり面積	棟数	戸数	建設年度
田嘉里	田嘉里	耐火構造2階建	77.6	5	10	H12
饒波	饒波	耐火構造2階建	64.9	5	10	H3
大宜味	大宜味	耐火構造2階建	79.6	3	8	H7
〃	〃	耐火構造2階建	79.6	3	8	H8
塩屋	塩屋	耐火構造2階建	79.6	3	6	H11
屋古	屋古	耐火構造2階建	64.5	4	20	S58
宮城	宮城	耐火構造2階建	63.4	3	12	S56
〃	〃	耐火構造2階建	63.4	2	8	S57
渡海	津波	耐火構造2階建	64.5	2	10	S59
〃	〃	耐火構造2階建	64.5	2	10	S60
〃	〃	耐火構造2階建	64.5	2	10	S61
田嘉里第2	田嘉里	耐火構造2階建	68.9	1	10	H19
喜如嘉	喜如嘉	耐火構造2階建	70.9	1	10	H19
マーランガー	根路銘	耐火構造2階建	72.8	1	10	H21
結の浜	塩屋	耐火構造2階建	74.6	2	20	H22

資料:建設環境課

### ＜計画の方針＞

1. 老朽化している村営住宅の計画的な改修を進める。

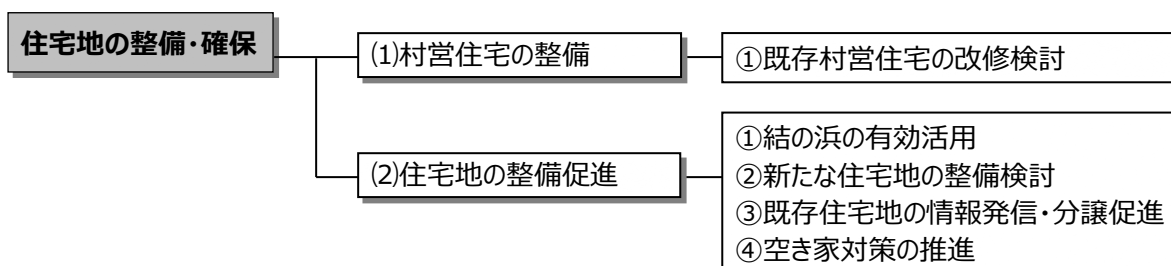


2. 定住促進につながる住宅の建設、空き家等を有効活用した移住者支援を検討するとともに、民間による結の浜の有効活用を促進する。

《重要目標達成指標 KGI》

数値目標	基準値	目標値	備考
村民アンケート「住宅地整備、空き家対策・有効活用の推進」への満足度（満足・やや満足）の割合	21.4% (2020年度)	35.0% (2025年度)	最終値

《施策の体系》



《基本施策》

(1)村営住宅の整備

老朽化している既存村営住宅の改修を計画的に実施する。

①既存村営住宅の改修検討【総合戦略】

令和2年度策定の長寿命化計画に基づき、村営住宅のリフォーム等の改修を進めていく。

(2)住宅地の整備促進

住宅需要に関する調査・計画を実施し、新たな宅地の整備、都市型住宅地としての結の浜の活用について検討する。民間活力等の積極的な導入を図るとともに、空き家対策を推進する。

①結の浜の有効活用【総合戦略】

分譲地の未売地箇所について積極的な分譲に取り組むとともに、早期の建設を促す。

②新たな住宅地の整備検討【総合戦略】

人口目標達成に向けて、本村の農村型集落に相応しい新たな分散型の住宅地整備を推進する。

③既存住宅地の情報発信・分譲促進【総合戦略】

江洲定住・結の浜分譲地の村ホームページや各種媒体での情報発信を今後も継続して取り組んでいく。

④空き家対策の推進【総合戦略】

空き家・空き地の修繕や斡旋等を協議会にて主体的に取り組めるように仕組みを構築する。「空き家活用推進事業補助金」については運用や課題について見直すとともに、空き家対策を担う地域おこし協力隊を集落支援員制度へ変更することも含めて検討を進める。

## 11 情報通信の整備



### ＜現況と課題＞

#### 【現況】

本村は都市部から遠隔地にあるため、これまではテレビ・ラジオ・携帯電話等の受信状態が悪く難視聴状態にあったが、テレビ・ラジオについては中継局、携帯電話については通信エリアが拡大してアンテナが設置されるなど、一部難視聴地域は残るものの解消されつつある。インターネット環境については、北部広域市町村圏事務組合と連携し、平成 21 年度に村内公共施設を光ケーブルでつなぐ「大宜味ブロードバンドサービス（大宜味 BB）」が構築された。

しかし近年、動画配信などによるインターネットサービスの多様化より、通信量の増加が著しく、既存の設備（大宜味 BB）では通信サービスを満足に享受できる環境が維持されなくなりつつあった。そうした中、令和 2 年度に沖縄県と協同で実施した「超高速ブロードバンド環境整備促進事業」により、民間事業者による通信サービスが開始されたことから、大宜味 BB サービスを終了させ、通信環境の良好な改善に至っている。

小中学校へのパソコン・タブレットの導入や、情報化教育担当職員の配置等の取組も進めている。

#### 【課題】

本村では一部家庭（江洲、押川、津波、大宜味、大兼久、上原集落）や各公民館に防災行政無線施設を設置しているが、強風雨時等には必要な災害情報や行政情報等の伝達が困難な状況にある。これまでも無線・デジタル化の整備を行ってきたが、山間部における一部地域において電波が入らないところがあり、対応が必要である。

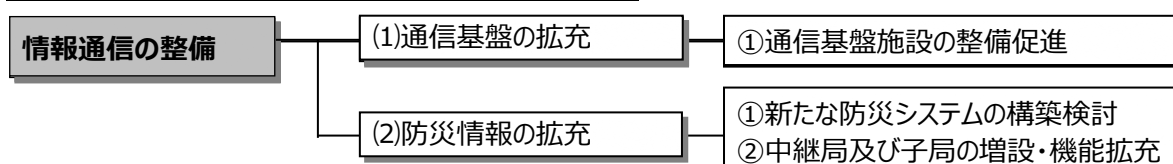
### ＜計画の方針＞

1. 観光客の利便性向上や教育環境の充実に向け、災害に強い通信基盤の拡充を図る。
2. 村民のニーズに応じた、防災システム及び情報発信のあり方を検討する。

### ＜重要目標達成指標 KGI＞

数値目標	基準値	目標値	備考
村民アンケート「情報通信基盤の整備」への満足度（満足・やや満足）の割合	48.6% (2020 年度)	58.0% (2025 年度)	最終値

### ＜施策の体系＞



## 《基本施策》

### (1)通信基盤の拡充

災害に強く、観光客の情報収集、平時の教育環境の充実のため、主要公共施設への公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備を促進する。

#### ①通信基盤施設の整備促進【総合戦略】

前期基本計画期間において超高速ブロードバンド環境を整備し、民間事業者によるサービスの提供が開始された。後期基本計画においては、災害に強く、平時においても観光客や外国人の情報収集環境や村民の教育環境の充実を図るため、主要な公共施設に地域活性化のツールとしても有効な公衆無線 LAN (Wi-Fi) の整備を促進する。

### (2)防災情報の拡充

既存防災行政無線のデジタル化や中継局、支局の整備拡充を図ってきた中で、新たな整備を検討するとともに、防災行政無線中継局及び子局の増設・機能拡充、戸別受信機の導入のための補助購入制度の整備やインターネットサービスを活用した防災情報発信の拡充を促進する。

#### ①新たな防災システムの構築検討

村独自のシステム構築ではなく、個別受信機の補助購入制度の導入や県防災システム、SNS やインターネットサービスを利用した災害情報発信の検討を進める。

#### ②中継局及び支局の増設・機能拡充

防災行政無線のみならず、様々な災害時等の情報発信について検討を進める。

# 1 行財政運営の拡充

## 1 行政運営の確立



### 《現況と課題》

#### 【現況】

本村ではこれまで、厳しい財政状況の中でも良質な公共サービスが確実に実施されるよう、自主的に行政改革に取り組んできた。例として、効率のかつ効果的な行政運営に向けた組織の見直しを行い、職員の適正配置を行ってきた。平成29年度に「子ども子育て室」を、令和元年度には「プロジェクト推進室」を設置するとともに、他課への業務移管により、効率的で効果的な行政運営を行うことができた。

また、先見性と創造性、リーダーシップを兼ね備えた職員の人材育成は極めて重要だと認識し、毎年度、県内外の研修に職員を派遣し、先進的な政策の情報や専門的な知識・技能を習得する人材育成を行ってきた。さらに、人事評価制度の導入により、自己管理能力や能力開発へつなげることができた。

これらの結果、一定の成果は上げられたものと評価されるが、近年はさらに事務事業が増大し内容も多様化してきている。また、本村のような小規模自治体においては、特定の職員に業務が集中したり、一人の職員が多様な業務を掛け持ちせざるを得ない状況にある。

#### 【課題】

地方分権の推進や少子・高齢化の進展、財政の著しい悪化、コロナ禍など市町村行政を取り巻く情勢は大きく変化している。AI（人工知能）等を活用し、自治体の事務処理を自動化したり業務を標準化したりして、行政サービスを効率的に提供する試みも増えており、本村としてもこのような事務の電子化、データ形式の標準化の流れをキャッチアップする必要がある。

人口減少下でも持続可能な形で行政サービスの水準を維持する必要があり、中長期的な視点も踏まえて、事務事業のあり方や職員数について引き続き検討する必要がある。そのうえで、今後とも職員研修の充実強化を推進するとともに、計画的に有能な人材を確保する必要がある。

また、業務の効率化、職場環境の美化、省エネルギー、PPP/PFI等による公共インフラへの民間資金の活用等を促進することも求められ、さらには客観的な視点で事務事業を評価するシステムの導入が必要である。

令和4年度竣工が予定される新庁舎を有効に活用し、行政内部の日常的な情報交換や各課調整機能等の強化を図り、行政改革を円滑に進めることが求められる。

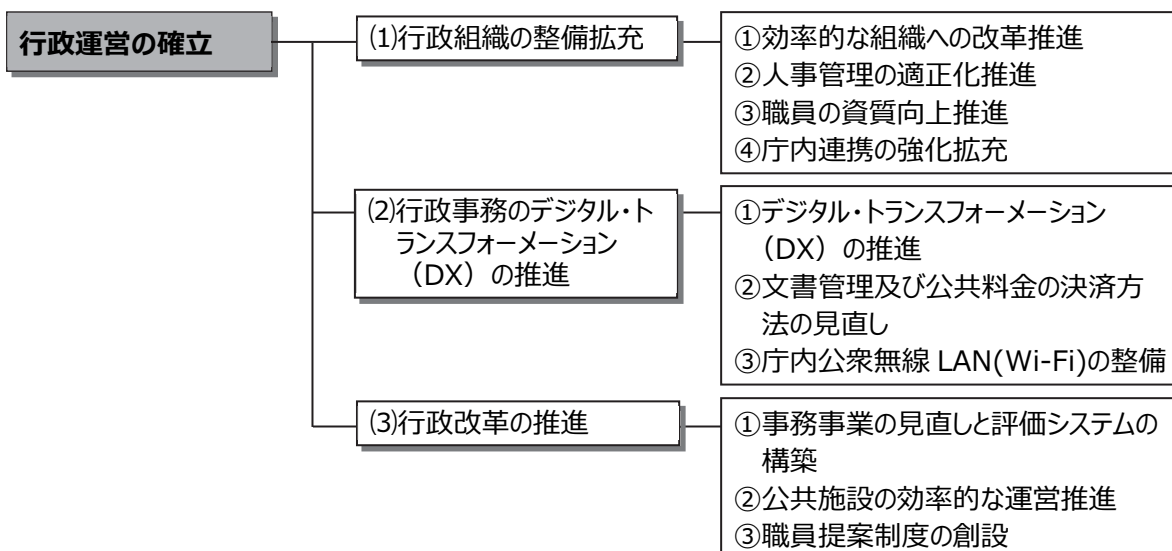
＜計画の方針＞

1. 効率的な組織への改革、人事管理の適正化、職員の資質向上等による行政組織や行政人材の高度化を図る。
2. 事務の電子化により単純な事務作業を減らし、役場職員でなければならない、より価値のある業務へのシフトチェンジを目指す。
3. 自治体業務の効率化と住民サービスの向上の一体的な推進のための制度やシステムの活用を図る。

＜重要目標達成指標 KGI＞

数値目標	基準値	目標値	備考
高ストレス者の割合 (医師面接指導対象者の割合)	8.1% (2020年)	5%以下 (2025年)	最終値

＜施策の体系＞



＜基本施策＞

(1)行政組織の整備拡充

組織風土の改革を目指し、人事管理の適正化や職員の資質向上、庁内の横の連携強化を推進する。

①効率的な組織への改革推進

引き続き、効率的で効果的な行政運営に向けた組織の見直しを進め、行政組織の効率的な運用を図る。

②人事管理の適正化推進

引き続き、組織にあった適切な人材の受入れや配置を行うとともに、公務員の働き方改革のトレンド等も注視しながら、働きがいのある組織づくりを推進する。

③職員の資質向上推進

引き続き、人事評価制度で業務目標を明確にすることで、職員の自己管理能力やモチベー

ションの向上、能力開発へとつなげる。また、個人の業務目標と組織目標とがリンクするよう調整し、組織の活性化を図る。

#### ④庁内連携の強化拡充

同じ政策課題に対して、役場内の横の連携、職員間の連携を強化し、総合的・包括的な解決策が図られる組織体制を構築する。

### (2)行政事務のデジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進

役場内の電子化・ペーパーレス化を進め、経費削減と業務効率化を図る。

#### ①デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進

マイナポータルを通じた電子申請、eLTAX を活用した電子申告、住民異動届のタブレット入力など各種手続きの電算化、オンライン化を協議し、順次導入を図る。

#### ②文書管理及び公共料金の決済方法の見直し

文書管理規則の見直し及び公文書管理の電子化の検討を行う。また、コンビニエンスストア等における公共料金の電子決済等のシステムの導入の検討を行う。こうしたスマート自治体を支援する企業等と包括的業務提携等のパートナーシップを結ぶことも検討する。

#### ③庁内公衆無線 LAN (Wi-Fi) の整備

無線 Wi-Fi を整備したことにより、庁内のどこでもリモート会議を行える環境となっており、新庁舎では、来客用の公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備を図る。また、今後は行政サービスの運用などにクラウドサービスの利用を検討する。

### (3)行政改革の推進

行政改革の推進を図るため、事務事業の見直し、職員提案制度の活用を行うとともに、公共施設の効率的な運営に向け指定管理者制度を積極的に導入する。

#### ①事務事業の見直しと評価システムの構築

歳出の見直し及び選択と集中、組織体制と並行した行政事務の簡素・効率化を図り、全庁的に事務事業の見直し・改善に取り組む。加えて、行政改革を実効性のあるものとするため、事務事業評価システムの導入について検討する。

#### ②公共施設の効率的な運営推進

旧喜如嘉小学校跡地の民間活用を進めるほか、利用見込みのない公有地について、本村の振興のための公売、PPP/PFI や民間提案制度の活用などの可能性を検討し、財政の健全運営の推進を図る。

#### ③職員提案制度の創設

本村の振興や行政事務の効率化等のための職員のアイデアを引き出し、事務改善の推進や職場の活性化を図る。

## 2 財政運営の確立



### 〈現況と課題〉

#### 【現況】

国の三位一体の改革に伴う国庫支出金の縮小や地方交付税の縮減により、地方自治体の財政状況はより厳しくなっている。さらに新型コロナウイルス対策費が重くのしかかっている。多くの自治体が財政調整基金の大半を補正予算に充てたほか、別の用途の基金を取り崩して予算編成するなどした結果、地方自治体の財政はよりひっ迫することが予想される。令和3年度予算は企業の収益悪化等から税収不足がさらに深刻化する見通しである。

本村の財政状況は、国有資産等所在市町村交付金の減価償却により減少することが見込まれるほか、令和3年度予算においては、新型コロナウイルス感染症の影響による減収も懸念される。また、自主財源が脆弱な本村にとっては、地方交付税や国庫補助金、地方債等の依存財源が大半を占め、国の施策に大きな影響を受ける構造となっている。歳出では、新庁舎整備事業が予定されていることや、過去に行った幼保連携型施設整備事業、やんばるの森ビジターセンター整備事業など大規模事業に係る公債費が増加するほか、新たに始まった会計年度任用職員制度の影響により人件費の増加が見込まれる。財政の健全化を示す指標である実質公債比率は、早期健全化判断基準を下回っているものの、今後は増加が見込まれており、財政構造の弾力性を示す経常収支比率においても、高い数値を示している。

このような状態が続けば、新たな施策の実施はもとより、村民サービスを現行の水準に維持することが困難になる事態も予想される。

一方、本村への「大宜味村むらづくり応援寄附」（ふるさと納税）の平成31年度の寄付額合計は170,818千円であり、貴重な財源となっている。

#### 【課題】

緊縮財政下で村民ニーズに的確に対応していくためには、行政改革の推進と財政の健全化が緊急の課題である。北部振興事業、沖縄振興特別推進市町村交付金事業等の財源により、様々な施策を事業化してきたが、世代間の公平性に配慮しつつ、将来世代に過度な負担を残さないよう、財政規律に配慮した計画的な財政運営に努めることが重要である。

また全国同様、本村の社会基盤も築後相当の年数を経たものが多く、今後急速に老朽化することが懸念されるため、効果的な更新・改修・維持管理や、防災・減災に対処する強靱化対策等が必要であり、そのための計画的な財政支出を戦略づけなければならない。

一般会計決算収支状況の推移(単位:千円)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
歳入総額	4,364,688	5,569,020	4,074,248	3,603,687	4,349,756	5,381,739
歳出総額	4,136,114	5,153,332	3,667,111	3,338,554	4,052,459	5,098,628
歳入歳出差引額	228,574	415,688	407,137	265,133	297,297	283,111
繰越金	90,435	18,264	67,771	43,437	83,096	40,079
実質収支	138,139	397,424	339,366	221,696	214,201	283,111
単年度収支	▲ 109,099	259,285	▲ 58,058	▲ 117,670	▲ 7,495	28,831
積立金	124,065	69,070	199,665	170,234	250,781	117,937
積立金取崩額	111,500	63,287	0	0	75,362	0
実質単年度収支	▲ 96,534	265,068	143,721	52,564	248,315	146,768

資料:財務課

財政力指数等総括表(単位:千円、%)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
基準財政需要額	1,621,212	1,612,567	1,581,773	1,583,180	1,624,079
基準財政収入額	594,224	588,653	587,227	586,265	716,859
財政力指数	0.36	0.37	0.37	0.37	0.39
標準財政規模	1,875,595	1,854,332	1,834,581	1,849,569	1,902,908
実質収支比率	21.2	18.3	12.1	11.6	12.8
経常一般財源収入額	1,815,201	1,795,575	1,759,364	1,947,841	1,846,802
経常収支比率	86.9	87.2	89.6	83.2	87.8
実質公債費比率	5.5	5.1	5.2	6.1	7.2

資料:財務課

### 《計画の方針》

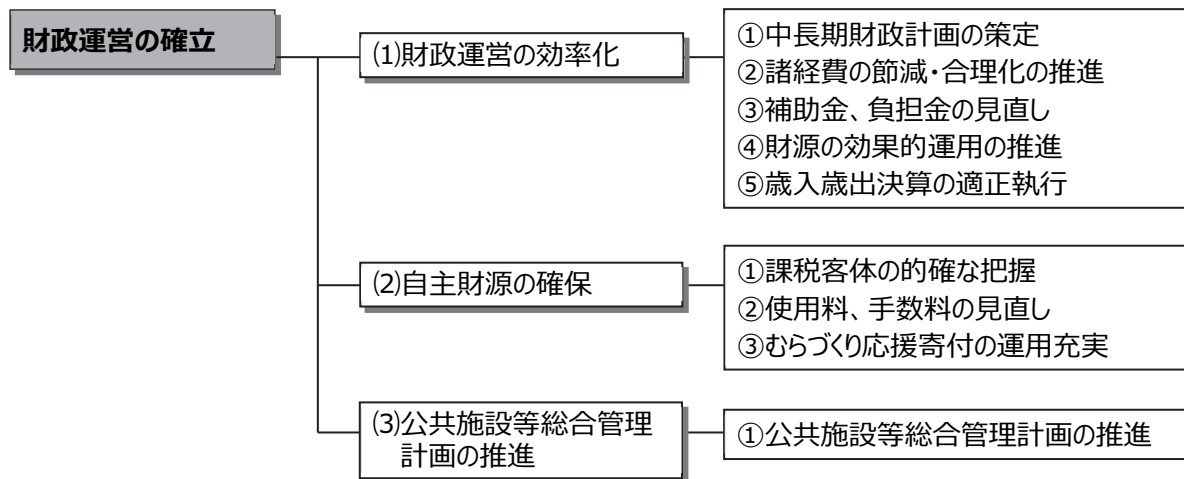
1. 安定的な財政運営に資するため、人口規模や高齢化率、経済情勢、地理的条件等を考慮した歳入・歳出の効率化を進める。
2. 村税等の自主財源の確保に努め、中長期的な視点に立った健全で持続可能な財政基盤の確立に努める。
3. 公共施設等総合管理計画に基づいて、公共施設の適切な維持管理を進める。

### 《重要目標達成指標 KGI》

数値目標	基準値	目標値	備考
財政力指数	0.39 (2019年)	0.42 (2025年)	平均値



＜施策の体系＞



＜基本施策＞

(1) 財政運営の効率化

「中長期財政計画」を策定し、事務・機構の簡素化による諸経費の節減・合理化を推進するとともに、村内補助団体の実地把握を行い補助金、負担金の見直しを図る。また、国庫支出金等の制度資金の活用、事業等の適正配分による財源の効果的運用を図る。

① 中長期財政計画の策定

より実行性の高い事業を対象に盛り込むなど毎年度の財政計画の精度を高め、予算編成とも連動させ、より長いスパンで財政状況及び推移を把握するよう努める。

② 諸経費の節減・合理化の推進

物件費等の経費抑制の意識啓発を庁内で徹底し、経費節減に努める。

③ 補助金、負担金の見直し

引き続き、補助金等審査委員会を開催し申請される案件の審査及び査定を行うとともに、事業の必要性や成果の検証精度を上げるために評価基準や評価シートなどを作成し、全事業を対象に見直しを行うことを推進する。

④ 財源の効果的運用の推進

自主財源が脆弱な本村にとっては、事業を行う際には、緊急性・住民ニーズの把握を的確に行いながら、国・県等の補助事業を優先的に活用し、事業に係る一般財源分については、過疎対策事業債など交付税措置のある地方債を優先的に活用していく。また、施設毎の行政コストを分析するため、施設別財務諸表を作成し、コストの見える化を図る。

⑤ 歳入歳出決算の適正執行

例月出納検査での指摘や予算執行時にミスが起きやすい事項を整理し、引き続き勉強会を継続的に開催して、職員の理解及び意識向上につなげる。

(2) 自主財源の確保

税負担の公平性等の観点から課税客体的確に把握するとともに、滞納者の実態把握と滞納整理事務の強化を行い、徴収率を向上させて自主財源の確保に努めていく。また、公共施設等の使用料、手数料の見直しを行うとともに、「大宜味村むらづくり応援寄附」（ふるさと納税）

の運用充実を図る。

**①課税客体的確な把握**

検証のために必要な航空写真の最新版へ更新するとともに、引き続き基幹システムと登記地目の突き合わせを行うなどして未評価家屋を洗い出し、適正な課税事務に努める。

**②使用料、手数料の見直し**

自主財源確保の観点から今後も検討を進める。

**③むらづくり応援寄付の運用充実【総合戦略】**

様々なふるさと納税の制度の活用、運用充実を図る。

**(3)公共施設等総合管理計画の推進**

公共施設等の現状及び将来の見通しを踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理と健全な財政運営を図る。

**①公共施設等総合管理計画の推進**

平成 29 年 3 月に「大宜味村公共施設等総合管理計画」を作成しており、計画に則った維持管理を進めるとともに、財政状況や社会情勢等に応じ、適宜見直しをしていく。

## 2 広域行政の推進



### ＜現況と課題＞

#### 【現況】

本村は北部広域市町村圏事務組合に属し、広域的な地域振興事業を推進する一方、消防・救急業務やごみ処理においては国頭地区行政事務組合（国頭村、東村、大宜味村で構成）による広域事業として、また介護保険事業は沖縄県介護保険広域連合において実施している。また、国立公園や世界自然遺産関係で、国頭村、東村との協働機会も増えている。

近年では近隣自治体だけでなく、ICTの発達などにより遠隔自治体との広域連携も試みられている。このように多様な選択肢から最も適した事務処理の仕組みを市町村自らが選択することは、住民の日常生活や経済活動の範囲が拡大していることを背景に、今後ますます重要性を増していくと予想される。

#### 【課題】

広域行政に関して、複数の市町村間で責任の所在が不明確になることや、関係市町村との連絡調整に時間や労力を要するなどの課題の指摘があるが、連携の精度を高め、広域化によるメリットを十分に享受できる仕組みへと改善していく必要がある。

北部地域が全体として発展していけるように、今後とも広域的な行政課題への取組を拡大・強化していくことが重要である。例えば、人口減少の課題は近隣自治体も同様に抱えており、広域連携での移住の推進なども今後の連携・協力が求められる。

### ＜計画の方針＞

1. 広域行政の積極的な検討を進め、行財政基盤の強化を図る。

### ＜施策の体系＞

広域行政の推進

(1)広域的連携の推進

- ①村民意識の高揚促進
- ②構成市町村等との連携強化、役割分担の明確化

### ＜基本施策＞

#### (1)広域的連携の推進

広域行政に対する村民意識の高揚を促進するとともに、北部広域市町村圏事務組合等及び構成市町村等との連携強化、市町村相互の役割分担の明確化を図る。

##### ①村民意識の高揚促進

広域行政等に関する情報提供を進める。

##### ②構成市町村等との連携強化、役割分担の明確化

どのような広域連携が最良かを判断するため、関係省庁や機関から適宜必要な助言や情報提供を受け、制度の選択と役割分担の明確化を進める。

## 3 村民参加による村政の推進



### ＜現況と課題＞

#### 【現況】

村民参加による村政の推進に当たっては、村民と行政が互いの信頼関係を深め、村民の村づくりへの参画意識を高めるとともに、行政からの的確な情報提供が必要である。本村では、情報公開条例及び個人情報保護条例を制定し、広報やホームページを活用し情報発信を行っている。また、村民の意向把握については、施策説明会（地域懇談会）、各計画策定時におけるアンケート調査により実施している。

地域による自主的な地域イベントの運営が継続されており、事業の拡大につながるなど村民主体の村づくりの進展がみられる。また、観光振興においては、観光協会の設立に伴いリーダーとなる組織が構築されたことも前期基本計画からの前進である。

#### 【課題】

今後とも積極的な施政情報公開に努めるとともに、大型プロジェクト等の推進にあたっては説明会等を実施し、村民の意向や提言が村づくりに十分に反映できるような体制づくりに努める必要がある。また、体験型観光や環境美化における村民参加の高まりがみられ、こうした活動を行政が積極的に支援することにより、村づくりの機運を高めていくことが必要である。

地方行政においても、SDGs（Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標）を積極的に推進し、サステイナブルなまちづくりを目指すケースが増えている。本村においてもSDGsをきっかけに、村民の知恵や行動力を行政運営に注入する方向へと舵を切りたい。

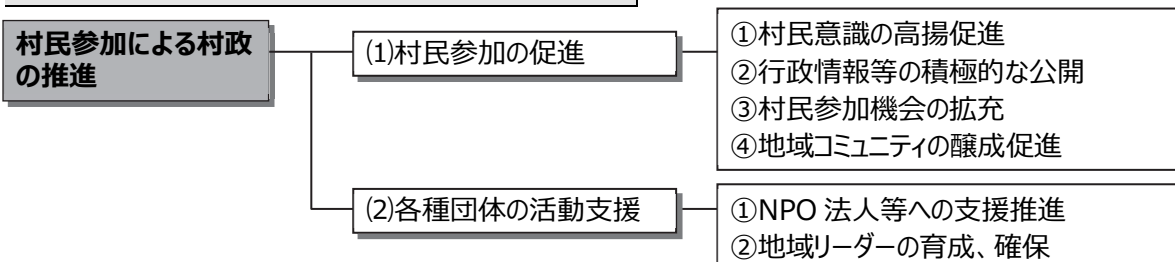
### ＜計画の方針＞

1. 積極的に行政情報を公開し、村民の意見・提言が村づくりに反映できる体制づくりを推進する。
2. 地域の各種団体の活動を支援することにより村民の村づくりに対する機運の醸成に努める。

### ＜重要目標達成指標 KGI＞

数値目標	基準値	目標値	備考
村民アンケート「各種団体の活動支援」への満足度（満足・やや満足）の割合	59.8% (2020年度)	70.0% (2025年度)	最終値

### ＜施策の体系＞



**〈基本施策〉****(1) 村民参加の促進**

村づくりへの参加を促進するため、村民意識の高揚を図るとともに、行政情報等の積極的な公開を図る。また、村民参加の機会と場づくりを進め、地域コミュニティの醸成に努める。

**① 村民意識の高揚促進**

引き続き、施策説明会等を実施し、村の財政課題や振興課題とその対策について情報提供することで、村民の主体性高揚を促進する。

**② 行政情報等の積極的な公開**

現行の村広報誌、ホームページ、その他機関誌等の媒体による情報提供を継続する。

**③ 村民参加機会の拡充**

各種行政計画の策定に際し、村民アンケート等による意向把握を積極的に行うとともに、ワークショップ等による意見やアイデアを把握・反映する機会、行政計画に対しパブリックコメントを募集する機会等を広げる。

**④ 地域コミュニティの醸成促進**

引き続き、地域主体のイベントを支援するとともに、人口減少対策を的確に実施することで集落自治の維持・継承に努める。

**(2) 各種団体の活動支援**

村民の自主的な村づくり活動を促進するため、ボランティア団体や NPO 法人等の各種団体活動を積極的に支援するとともに、各種活動のリーダーとなる人材の育成・確保に努める。

**① NPO 法人等への支援推進**

NPO 法人等の団体の意見・提案を各種行政計画の策定やそれに基づく事業実施の際に反映させており、その取組を今後も継続する。

**② 地域リーダーの育成、確保**

地域リーダーの資質向上につながる情報や研修等の機会等を積極的に提供できるように、該当する補助事業の情報収集、連絡調整等に努める。

第6章  
第2期総合戦略の要点

# ① 総合戦略の位置づけ

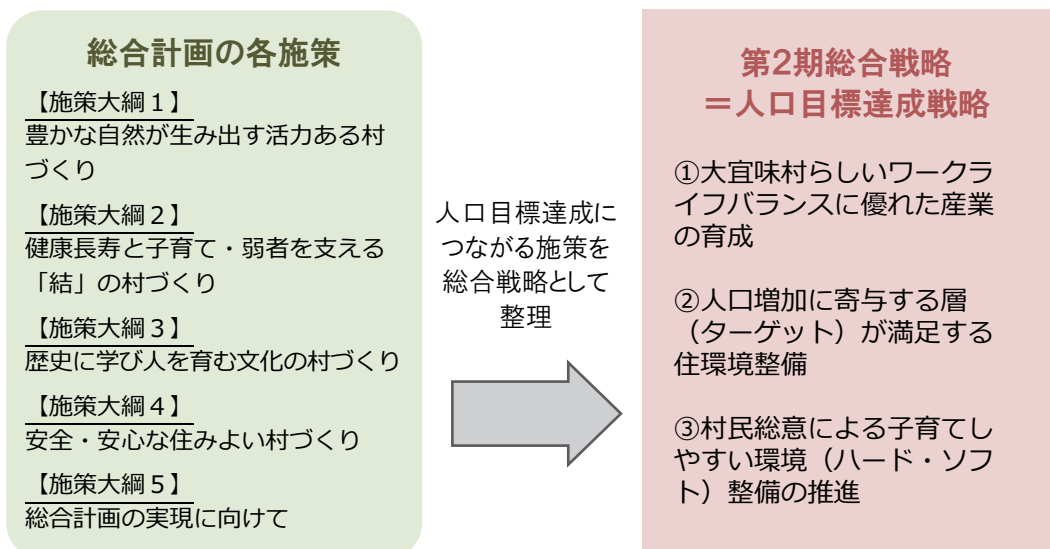
国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、第1期の5年間で進められてきた取組の検証を行い、地方創生の目指すべき将来や、2020年度を初年度とする今後5か年の目標や施策の方向性等について取りまとめたものである。人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保し、「活力ある日本社会」を維持するため、4つの基本目標と2つの横断的な目標が設定されている。

基本目標1	稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする	多様な人材の活躍を推進する	横断的な目標1	新しい時代の流れを力にする	横断的な目標2
基本目標2	地方とのつながりを築き、地方への新しい人の流れをつくる				
基本目標3	結婚・出産・子育ての希望をかなえる				
基本目標4	ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる				

今回、後期基本計画と一体的に策定する「第2期大宜味村まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、国の第2期総合戦略の視点を取り入れつつ、人口目標達成に向けて重点的に取り組む施策を位置づけるものである。

後期基本計画の5つの施策大綱に紐づく各施策のうち、人口目標達成につながる施策を3つの**人口目標達成戦略**に位置付け、「選択と集中」の視点で施策を推進していく。第2期総合戦略の期間は、後期基本計画と同じ令和3（2021）年度から令和7（2025）年度である。

以下では、人口目標の達成を目的とした基本目標と、その具体化となる基本施策を定めている。



## 2 総合戦略の基本目標

人口目標達成戦略

①

### 大宜味村らしいワークライフバランスに優れた産業の育成

【目指す姿】

- ・本村の特性を活かして既存の産業がさらに発展している。
- ・村内や近隣市町村から需要がある産業をつくる。
- ・最新技術を用いて効率性と生産性の高い働き方ができるようになる。
- ・村民がライフスタイルに合わせた自由な働き方ができるようになる。

人口減少の要因として、村内雇用の絶対数が十分でないことや、求職者の希望職種と求人との不一致、また高校卒業後の進学・就職などにより、多くの若者が地域外へ流出してしまうことなどが挙げられる。そこで、本村の雇用を支える産業が更に元気になるための方策、大宜味の特性・強みを活かした産業の振興等を進めることにより新たな雇用を生み出し、生産年齢人口を中心とした層の人口増加の流れを創出する。

一次産業への新技術の導入や製造業と連携した特産品開発、自然環境を活用した事業に取り組む企業の誘致、YVC を拠点とした観光物産ビジネスの展開、地域が持つ資源を活かしたエコ・グリーン・ブルーツーリズムなど、他分野同士が連動し、産業が産業を生む循環を創り出すとともに、村内産業をより効率的で生産性の高いものとし雇用環境を改善することにより、村民の所得向上や地域経済の活性化、働きやすい環境づくりを図り、働き・暮らす場として選ばれる村を目指す。

数値目標 (KGI)	基準値	目標値	備考
村民の就業者数	1,388 人 (2017 年度)	1,410 人 (2025 年度)	人口ビジョンによる 2025 年の人口目標達成時の就業者数

人口目標達成戦略

②

### 人口増加に寄与する層(ターゲット)が満足する住環境整備

【目指す姿】

- ・若い夫婦や子育て世帯のニーズに応じた住宅が整備されている。
- ・多世代がお互いに助け合うコミュニティで村民が生き活きと暮らしている。
- ・防災や防犯面も含め、住環境の安全・安心が確保されている。
- ・快適な移住先として多くの人から選ばれる地域となっている。

本村では、生産年齢人口の減少が特に顕著であり、人口減少及び生産活動の停滞に歯止めをかけるためにも、呼び込むターゲットを明確化する必要がある。また、転出先として名護市の割合が高いことや、村外への従業先・通学先としても名護市と国頭村の割合が高いことをふまえ、近隣市町村で生活する層が満足する住環境を整える必要がある。そこで、北部圏域を生活圏とする若い家族（夫婦共働き世帯）や、進学や就職などで村を離れた出身者に焦点を置きつつ、県内他市町村や県外からの移住者を呼び込むことを目指す。

そのために、新たな住宅地整備や空き家対策などをターゲット層のニーズに合わせた整備を行い、メリットや魅力をわかりやすく表現して情報発信に取り組む。さらには、交通手段の充実や運動公園の整備検討、道路環境・通信基盤整備促進による快適な住環境の整備、防災・防犯徹底による安全安心の確保を進めることで、居住先として選ばれる村を目指す。

数値目標 (KGI)	基準値	目標値	備考
社会増減数 (転入者－転出者)	－61人 (2015～19年)	+250人 (2021～25年)	2025年3,200人の達成に必要な社会増減数

人口目標達成戦略

③

村民総意による子育てしやすい環境(ハード・ソフト)整備の推進

【目指す姿】

- ・村の生活をとおして多様な出会いの機会がある。
- ・充実した子育て支援と子どもの学びの環境がある。
- ・地域も一緒に「大宜味っ子」を育てる。

本村では子ども・子育て支援策や出産祝金制度、不妊治療助成制度など出産や子育てに関する支援に力を入れて推進してきた。一方で、婚姻数の減少や未婚数の増加などがみられ、子どもを育てる土台として、家庭をつくることへの村民の関心を高める必要がある。

そこで、出産や子育ての支援も引き続き行うほか、地域住民と子育て世帯の交流に積極的に取り組むことで、地域で子どもを育てる機運を醸成し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進していく。また、学校施設・設備の充実や特色のある指導により、子ども一人ひとりが輝く人材育成を進める。それにより子育てしやすいむらをアピールし、子育て世代の転入促進を図る。

それと同時に、前頁にあるような雇用や住宅の取り組むことで、村での生活基盤を充実させ、安心して結婚し子育てができるようなむらづくりを進める。

数値目標 (KGI)	基準値	目標値	備考
年少人口 (15歳未満)	339人 (2020年度)	437人 (2025年度)	人口ビジョンによる2025年の人口目標



## ③ 各目標の基本施策と重要業績評価指標(KPI)

### 基本目標1

#### 大宜味村らしいワークライフバランスに優れた産業の育成

##### (1) 一次産業の生産性向上・人材育成・高度化

- ・ シークワサーの生産安定 [第1章-1-1-(2)-①]
- ・ 園芸作物の生産拡大 [第1章-1-1-(2)-②]
- ・ 工芸作物の計画的生産 [第1章-1-1-(2)-③]
- ・ 近代化施設等の整備 [第1章-1-1-(2)-⑤]
- ・ 中核農家の育成 [第1章-1-1-(3)-①]
- ・ 担い手農家の育成 [第1章-1-1-(3)-③]
- ・ 6次産業化の推進 [第1章-1-1-(3)-④]
- ・ 畜産振興の手法検討 [第1章-1-2-(2)-①]
- ・ 特用林産物生産者への支援 [第1章-1-3-(3)-①]
- ・ 漁港環境の整備 [第1章-1-4-(1)-①]
- ・ 種苗供給施設の拡充 [第1章-1-4-(2)-①]
- ・ 藻類、貝類等の漁場整備 [第1章-1-4-(2)-②]
- ・ 加工場用地の整備拡充 [第1章-1-4-(2)-③]
- ・ 情報交換・交流の促進 [第1章-1-4-(4)-①]
- ・ 後継者の育成 [第1章-1-4-(4)-②]

##### (2) 商工業の活性化

- ・ 地域内消費の奨励 [第1章-2-1-(1)-①]
- ・ 商工会組織の強化 [第1章-2-1-(1)-③]
- ・ 新規起業家の支援 [第1章-2-1-(1)-④]
- ・ 新商業施設の立地促進 [第1章-2-1-(2)-①]
- ・ 商業施設の充実強化 [第1章-2-1-(2)-②]
- ・ 加工特産品の開発促進 [第1章-2-2-(1)-①]
- ・ 製造販売体制の確立 [第1章-2-2-(1)-②]
- ・ 展示販売施設等の整備 [第1章-2-2-(2)-①]
- ・ 人材の確保・育成 [第1章-2-2-(2)-③]
- ・ 新商品開発の促進 [第1章-2-2-(2)-④]
- ・ 企業誘致策の検討 [第1章-2-2-(3)-①]
- ・ むらづくり応援寄付の運用充実 [第5章-1-2-(2)-③]

##### (3) 地域資源を活かした観光の拡大

- ・ 観光関連団体の連携強化 [第1章-3-(1)-①]
- ・ 人材の育成・確保 [第1章-3-(1)-②]
- ・ 受け入れ窓口の活用・充実 [第1章-3-(1)-③]

- ・ 宿泊・商業施設等民間施設の立地促進 [第1章-3-(2)-②]
- ・ 特産品展示販売施設等の公的施設の整備 [第1章-3-(2)-③]
- ・ エコ・グリーン・ブルーツーリズムの観光資源の開発 [第1章-3-(3)-①]
- ・ 新規ツーリズム・イベントの開発と観光PR事業の推進 [第1章-3-(3)-②]

業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値	備考
認定新規就農者数	9人 (2015~19年)	10人 (2021~25年)	5年間累計値
企業誘致数	5件 (2015~19年)	5件 (2021~25年)	5年間累計値
村管理施設 (YVC・村活性化センター・学校跡地活用事業者・企業支援賃貸工場・特産品加工施設・その他新規含) の売上額	44,122万円 (2019年度)	+1%以上 (2025年度)	各施設の最終値
芭蕉布産業関連人材の育成・確保者数	- (2020年度)	村民5人 (2025年度)	最終値
観光事業人材の育成・確保者数	- (2020年度)	村民10人 (2025年度)	最終値
観光入込客数	129千人 (2019年度)	240千人 (2025年度)	最終値

## 基本目標2

### 人口増加に寄与する層(ターゲット)が満足する住環境整備

#### (1) 移住・定住促進及び空き家有効活用

- ・ 既存村営住宅の改修検討 [第4章-10-(1)-①]
- ・ 結の浜の有効活用 [第4章-10-(2)-①]
- ・ 新たな住宅地の整備検討 [第4章-10-(2)-②]
- ・ 既存住宅地の情報発信・分譲促進 [第4章-10-(2)-③]
- ・ 空き家対策の推進 [第4章-10-(2)-④]

#### (2) 安全・安心で住みよい村づくり

- ・ 新商業施設の立地促進 [第1章-2-1-(2)-①]
- ・ 交通弱者への支援 [第2章-1-(2)-④]
- ・ 運動公園の整備検討 [第3章-3-(1)-②]
- ・ 道路緑化、バリアフリー化推進 [第4章-1-(3)-①]
- ・ 歩道設置の推進 [第4章-1-(3)-②]
- ・ 大宜味村地域防災計画等の見直し [第4章-9-2-(1)-①]
- ・ 子ども110番の家設置促進、周知徹底 [第4章-9-2-(3)-②]
- ・ 通信基盤施設の整備促進 [第4章-11-(1)-①]

業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値	備考
空き家・空き地を活用した移住・定住者数	- (2020年度)	50人 (2025年度)	最終値 10人/年
民間アパート新設戸数	57戸 (2015~19年)	40戸 (2021~25年)	5年間累計値 (4人×40戸=160人)

業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値	備考
交通環境に関する村民満足度	28.2% (2020年度)	+10% (2025年度)	村民アンケート 満足度
道路整備に関する村民満足度	47.7% (2020年度)	+5% (2025年度)	村民アンケート 満足度

## 基本目標3

### 村民総意による子育てしやすい環境(ハード・ソフト)整備の推進

#### (1)多様な交流により出会いと地域の一体感を生み出す

- みんなで支える地域福祉の推進 [第2章-1-(2)-①]
- 地域福祉の人材と組織の育成 [第2章-1-(2)-②]
- 相談体制の充実 [第2章-1-(2)-③]

#### (2)安心して出産・子育てができる環境づくり

- 多様な保育サービスの実施 [第2章-2-1-(1)-①]
- 子育て支援の充実強化 [第2章-2-1-(1)-②]
- 児童虐待防止対策の充実 [第2章-2-1-(1)-③]
- 子どもの貧困緊急対策の推進 [第2章-2-1-(1)-④]
- 子ども医療費助成の実施 [第2章-2-1-(2)-①]
- 各種福祉資金制度の活用促進 [第2章-2-1-(2)-②]
- 不妊治療費助成の実施 [第2章-2-1-(2)-③]

#### (3)のびのびとしっかり学べる学校教育の推進

- 生きる力の基礎育成 [第3章-1-1-(2)-①]
- 待機児童解消 [第3章-1-1-(2)-⑤]
- 確かな学力の向上 [第3章-1-2-(1)-③]
- 国際化、情報化に対応できる学校教育の推進 [第3章-1-2-(1)-⑤]
- ICT教育の推進 [第3章-1-2-(1)-⑫]

#### (4)多様な主体と連携した教育環境の充実

- 開かれた学校づくりの推進 [第3章-1-2-(1)-⑥]
- 特別支援教育の充実 [第3章-1-2-(1)-⑧]
- 保・幼・小・中・高連携の推進 [第3章-1-2-(1)-⑩]
- 教育行政の充実 [第3章-1-2-(2)-①]

業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値	備考
ICTを活用した授業実施数	1回以上/日 (2020年度)	3回以上/日 (2025年度)	各クラス単位
出生数	100人 (2015~19年)	150人 (2021~25年)	5年間累計
子育て支援センターの活用満足度	- (2020年度)	70%以上 (2025年度)	最終値
教育文化の振興に関する満足度 (教育文化に関する取組項目の平均値)	63% (2020年度)	+5% (2025年度)	村民アンケート 満足度

## 策定関係資料

## ① 策定の経緯

年月日		主な内容	
令和2年	8月 6日	業務委託締結	
	9月	1日	住民意向調査(～10/23)
		18日	第5次総合計画前期計画、第1次総合戦略の検証シート作成依頼(～12/23)
	10月 9日	庁議(人口目標検討)	
	11月 24日	第1回庁内会議 (総合計画・総合戦略一体化手法検討、人口目標達成に向けた課題の確認)	
	12月 8日	各課合同ヒアリング (第5次総合計画前期計画、第1次総合戦略の評価検討)	
令和3年	1月 7日	第2回庁内会議(施策体系検討、人口目標達成戦略検討)	
	2月	1日	第1回大宜味村総合計画審議会(委嘱・諮問・検討)
		17日	第3回庁内会議(施策内容検討)
		24日	第2回大宜味村総合計画審議会(検討)
		26日	第4回庁内会議(施策内容検討)
	3月	4日	第3回大宜味村総合計画審議会(検討・答申)
		11日	庁議(素案の決定)
		22日	議会議決

## 2 大宜味村総合計画策定条例

○大宜味村総合計画策定条例

平成 24 年 3 月 21 日

条例第 1 号

改正 平成 27 年 3 月 20 日条例第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な村政の運営を図るため、本村の総合計画の策定に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来において本村の姿と基本的方向及び指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 村政の最高理念であり、本村の将来像を描き出し、地域づくりの基本理念と基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 村政の基本的な計画であり、将来像及び基本目標を具体化するための基本的施策、手段等を総合的かつ体系的に組み立てるものをいう。
- (4) 実施計画 村政の具体的な計画であり、施策を数量化し、具体的に実現するため実施する事業を示すものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第 3 条 村長は、総合計画を策定するに当たっては、あらかじめ、大宜味村総合計画審議会条例(平成 24 年条例第 3 号)第 1 条に規定する大宜味村総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 4 条 村長は、前条に規定する手続きを経て、基本構想及び基本計画を策定しようとするときは、大宜味村議会の議決すべき事件を定める条例(平成 26 年条例第 24 号)第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を経るものとする。

2 前条及び前項の規定は、基本構想及び基本計画の変更(軽微な変更を除く。「以下同じ」)又は廃止に準用する。

(基本計画及び実施計画の策定)

第 5 条 村長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第 6 条 村長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

第 7 条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年条例第 13 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 3 大宜味村総合計画審議会条例

○大宜味村総合計画審議会条例

平成 24 年 3 月 21 日  
条例第 3 号

(設置)

第 1 条 本村の総合計画について、村長の諮問に応じ、審議するため、大宜味村総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 村内の団体代表
- (4) その他村長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が召集する。

2 会議の議長は、会長をもってあてる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬等)

第 6 条 委員の報酬等は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 47 年条例第 27 号)による。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画観光課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

## ④ 大宜味村総合計画審議会委員名簿

	氏名	備考
会長	林 優子	公立大学法人 名桜大学 教授
副会長	島田 哲夫	大宜味村社会福祉協議会 会長
委員	山本 昌一	大宜味村教育委員会 教育長職務代理者
	仲原 秀作	大宜味村区長会 会長
	山内 典貴	大宜味村農業委員会 会長
	宮城 弘隆	大宜味村商工会 会長
	宮城 広実	大宜味村老人クラブ連合会 会長
	外園 未美	大宜味村婦人連合会 会長
	宮城 福太郎	大宜味村青年団協議会 会長

## 5 諮問書・答申書



### 諮 問 書

大 企 第 1 3 3 1 号  
令和 3 年 1 月 2 5 日

大宜味村総合計画審議会 殿

大宜味村長 宮城 功光



大宜味村第 5 次総合計画後期基本計画及び第 2 次総合戦略について（諮問）

大宜味村総合計画策定条例第 3 条に基づき、次の事項について審議のうえ、提言いただきたく別紙理由書を添えて諮問いたします。

（諮問事項）

大宜味村第 5 次総合計画後期基本計画及び第 2 次総合戦略（案）について



## 諮 問 理 由 書

平成28年6月に大宜味村第5次総合計画が策定され、「教育・歴史文化の輝く健康長寿村」の実現に向けて前期基本計画に基づき実施してきました。本年度は前期基本計画の最終年度となるため、これまでの実施状況の検証と後期基本計画の策定を進めていく必要があります。また、令和2年度を初年度とする5か年の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）が閣議決定されたことを受け、本村としましても、総合戦略に基づく計画が必要となります。

そこで、総合計画と総合戦略については、密接に関係していく計画であることから、後期基本計画と総合戦略をあわせた第5次総合計画後期基本計画を策定し本村の地域課題の総合的解決と魅力あふれる村を実現するため、今後5か年の実行計画となる第5次総合計画後期基本計画の策定を行うこととしております。

本計画については、本村の施策の方向性を定める重要な位置付けとなってくることから、様々な分野で活躍されている方々の意見を反映させながら策定する必要がありますので、貴会において大宜味村第5次総合計画後期基本計画及び第2次総合戦略（案）について提言いただきたく諮問いたします。

## 答 申 書

令和3年3月5日

大宜味村長 宮城 功光 殿

大宜味村総合計画審議会  
会長 林 優子大宜味村第5次総合計画後期基本計画及び  
第2期大宜味村まち・ひと・しごと創生総合戦略について（答申）

令和3年1月25日付で村長から諮問をうけた「大宜味村第5次総合計画後期基本計画及び第2期大宜味村まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、大宜味村総合計画策定条例第3条の規定に基づき、本審議会において慎重に審議した結果、適切であると認められるので答申します。

なお、本計画の推進においては、下記の点に十分に配慮されることを要望します。

## 記

- 1 前期基本計画の検証や住民アンケート結果を真摯に受け止め、将来像である「教育・歴史文化の輝く健康長寿村」実現に向け、構想内容を広く村民に周知徹底し、村民の理解と協力、参加のもとに、本構想の実現に向けて後期計画に取り組むよう努められたい。
- 2 第1期大宜味村まち・ひと・しごと創生総合戦略期間の人口動態の検証や住民アンケート結果を基に、人口ビジョンにおける5年後の人口目標3,200名に向けて、3つの人口目標達成戦略に位置づけた各施策を計画的に展開するとともに、住環境の整備については重点課題として取り組むよう努められたい。
- 3 総合計画と総合戦略の一体化する趣旨を踏まえ、村全体の課題解決に向けた効果的な事業実施を図り、目指すべき方向・目標となるKGI・KPIを意識した施策の実施に取り組むよう努められたい。

## 〔6〕村民アンケート結果概要

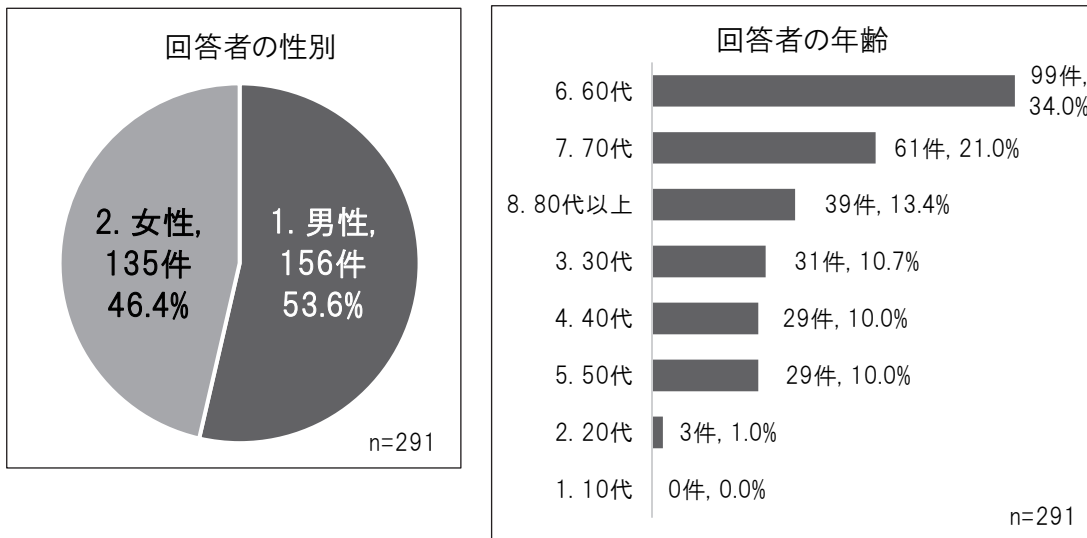
大宜味村第5次総合計画後期計画及び第2期総合戦略の施策検討の参考にするため、村民が日頃から感じている大宜味村での生活に対する満足度やむらづくりへの意向・要望についてアンケート調査を実施した。

項目	内容
対象者	全世帯 1,670 件配布。一世帯につき回答者 1 人とした。
調査期間	令和2年9月1日～10月23日
調査方法	調査票を全世帯配布し、返送用封筒による回収を行った。
回収数／回収率	294 件 / 17.6%

### (1)性別・年齢

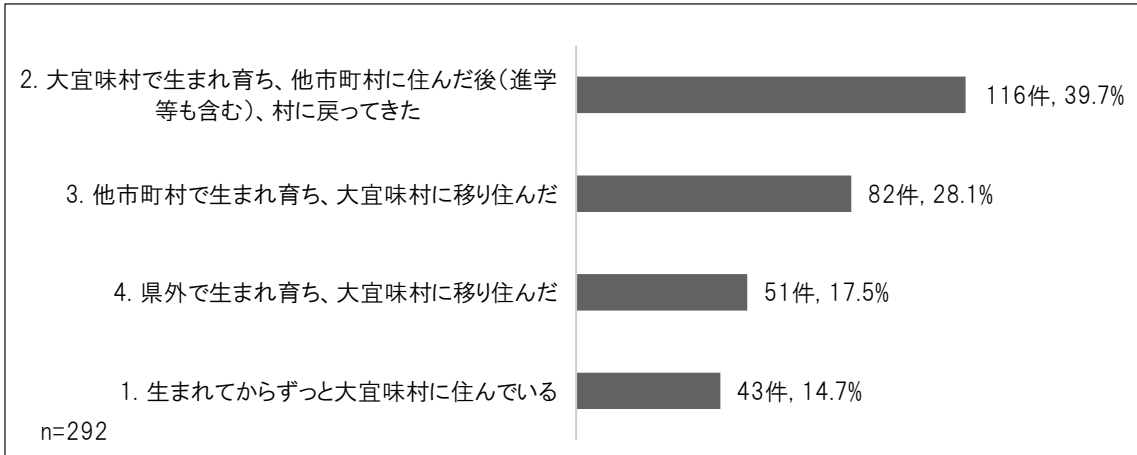
回答者の性別は、「1.男性」156件（53.6%）、「2.女性」135件（46.4%）と男性の割合が多くなっている。

回答者の年齢は、「6.60代」99件（34.0%）が最も多く、次いで「7.70代」61件（21.0%）、「8.80代以上」39件（13.4%）と高齢者の回答が中心となった。世帯主が代表して回答した世帯が多かったと推測されるが、本村の高齢社会化が進行していることも大きな要因と考えられる。



### (2)居住歴

回答者の居住歴は、「2.大宜味村で生まれ育ち、他市町村に住んだ後（進学等も含む）、村に戻ってきた」116件（39.7%）が最も多く、次いで「3.他市町村で生まれ育ち、大宜味村に移り住んだ」82件（28.1%）、「4.県外で生まれ育ち、大宜味村に移り住んだ」51件（17.5%）となっている。回答者の85%以上が他市町村での居住を経て、現在は本村に住んでいるということになる。

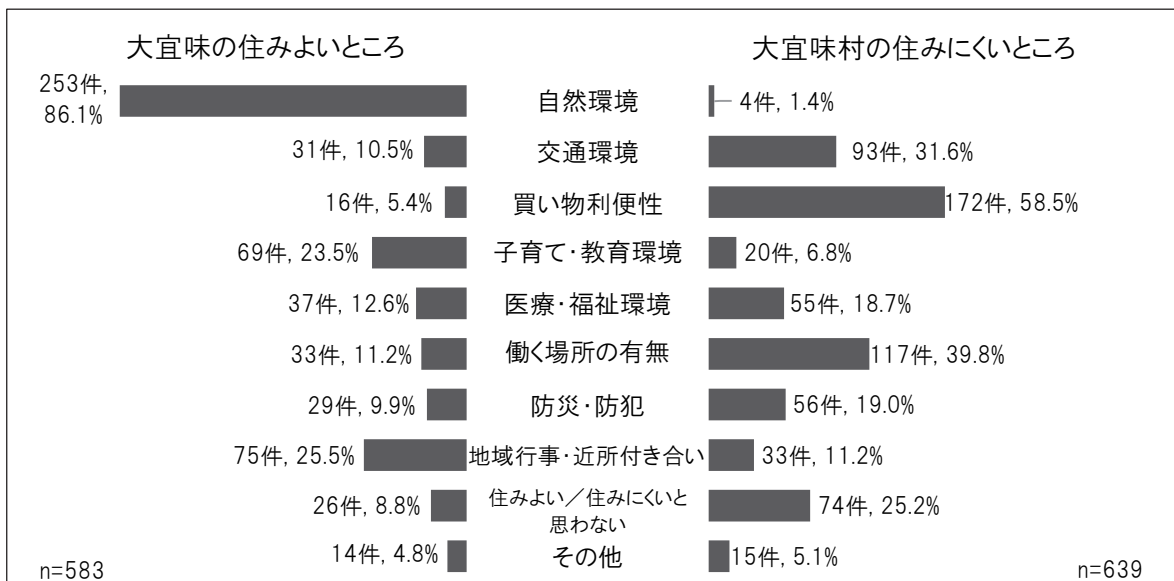
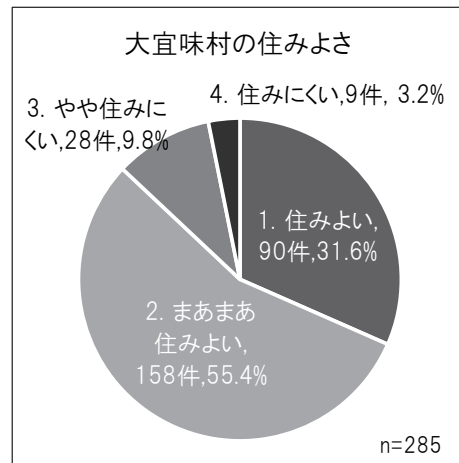


### (3)大宜味村の住みよいところ、住みにくいところ、住みよさについて

大宜味村の住みよいところは、「1.自然環境がよい」253件(86.1%)が最も多く、次いで「8.地域行事・近所付き合いが充実」75件(25.5%)、「4.子育て・教育環境がよい」69件(23.5%)となっている。本村の自然環境や、地域や住民同士のつながり、支え合いの風土が住みよいところとして評価されている。

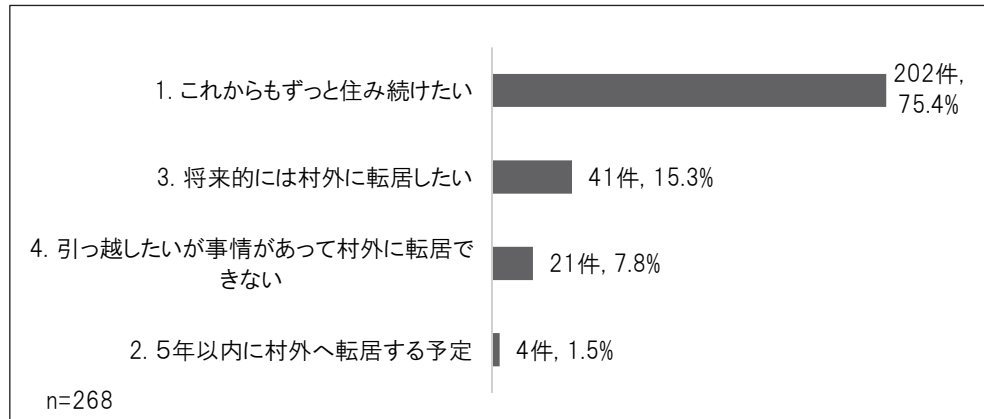
一方、大宜味村の住みにくいところは、「3.日常の買い物が不便」172件(58.5%)が最も多く、次いで「6.働く場所が少ない」117件(39.8%)、「2.交通環境が悪い」93件(31.6%)となっている。暮らすうえでの利便性や経済活動に関する項目が住みにくいところとして評価されている。

大宜味村の住みよさについては、「2.まあまあ住みよい」158件(55.4%)が最も多く、次いで「1.住みよい」90件(31.6%)、「3.やや住みにくい」28件(9.8%)、「4.住みにくい」9件(3.2%)となっている。「1.住みよい」「2.まあまあ住みよい」をあわせると87%となる。



#### (4)定住意向について

定住意向については、「1.これからもずっと住み続けたい」202件（75.4%）が最も多く、次いで「3.将来的には村外に転居したい」41件（15.3%）、「4.引っ越したいが事情があって村外に転居できない」21件（7.8%）、「2.5年以内に村外へ転居する予定」4件（1.5%）となっている。



#### (5)大宜味村の取組に対する満足度・重要度について

大宜味村の村づくりにおける46項目に対し、これまでの取組に対する「満足度」と、もっと住みよい村にするための取組に対する「重要度」について、4段階で評価を行う設問を設けた。右表にあるように得られた満足度・重要度を点数化し、各項目における平均点を算出した満足度の平均値は2.47ポイント、重要度の平均値は3.41ポイントとなった。

満足度	重要度	点数
満足している	重要である	4点
まあまあ満足している	まあまあ重要である	3点
やや不満である	あまり重要ではない	2点
不満である	重要ではない	1点

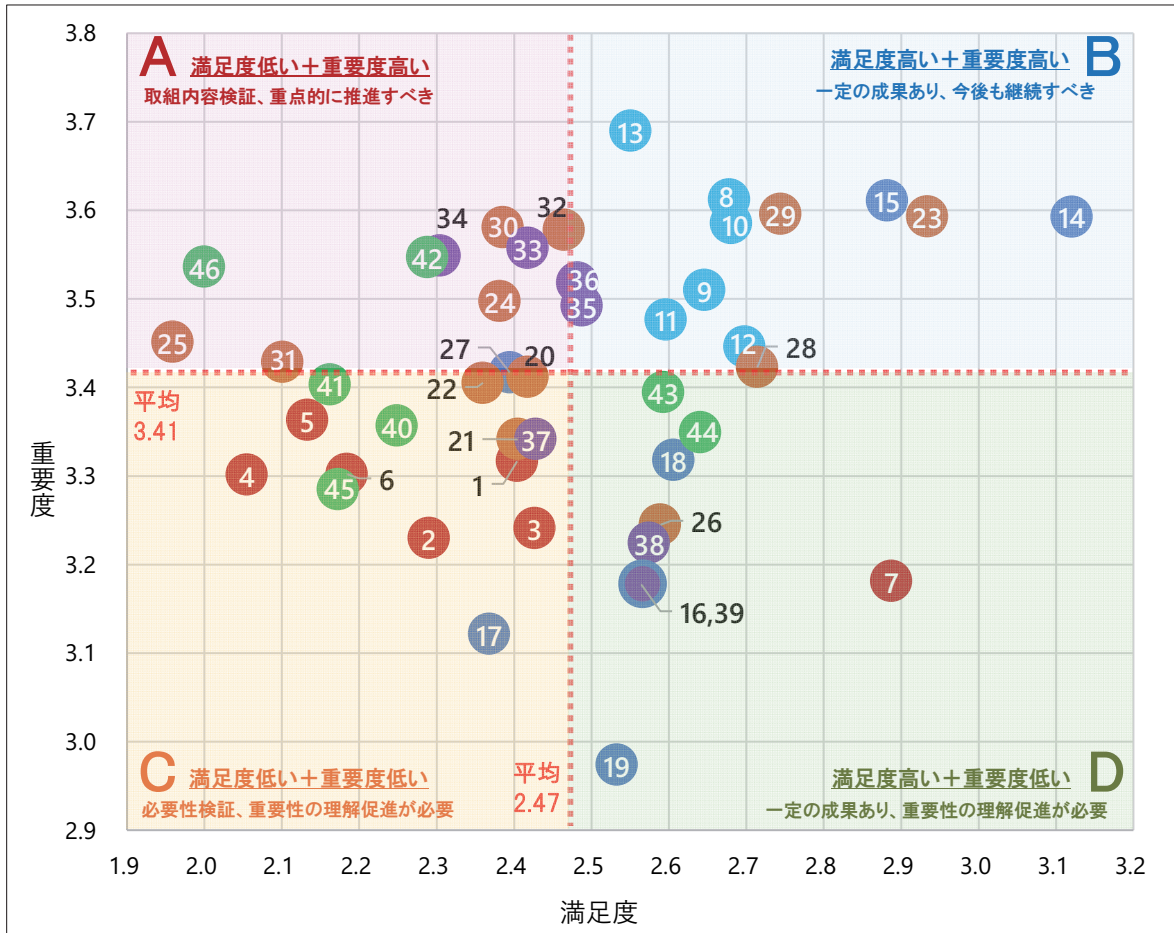
さらに各項目のポイントを散布図で表現し、満足度、重要度の平均値で4つの境界に分けて分析を行った。次頁に散布図を掲載する。

領域Aは満足度が低く、重要度が高い領域であり、取組内容を検証し、重点的に推進すべき部分だと分析できる。主に基盤整備や生活環境に関わる取組が分類されている。

領域Bは満足度も重要度も高い領域であり、一定の成果があるため今後も継続すべき部分だと分析できる。主に社会福祉・保健・医療に関わる取組が分類されている。

領域Cは満足度も重要度も低い領域であり、必要性の検証や重要性の理解を促すべき部分だと分析できる。主に産業に関わる取組が分類されている。

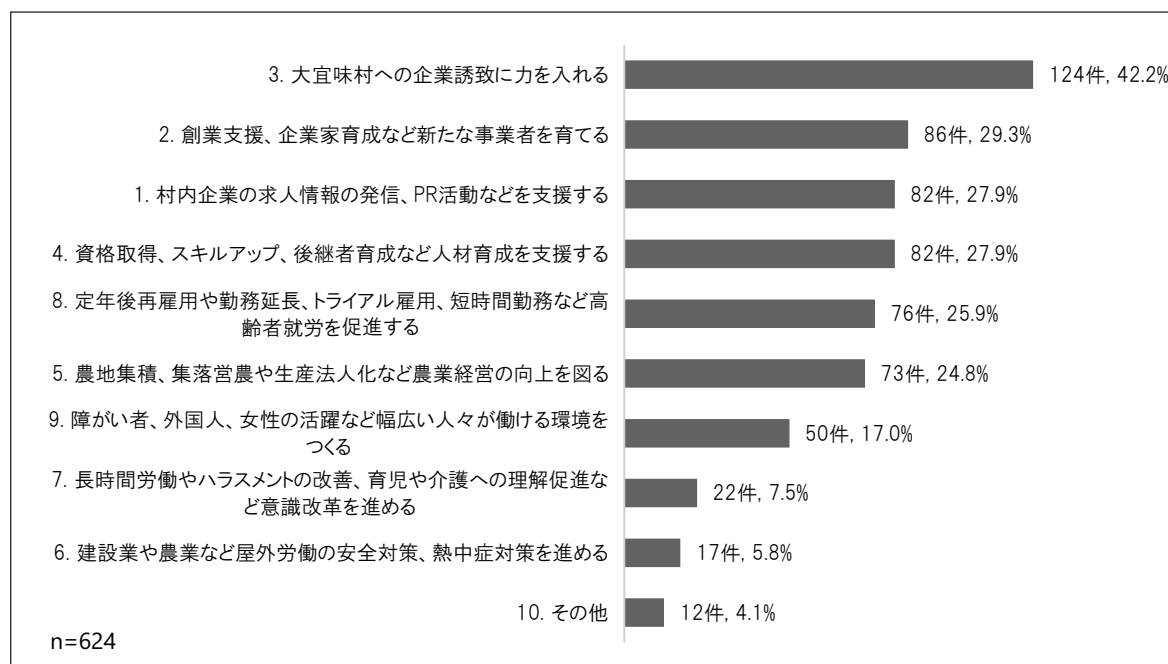
領域Dは満足度が高く、重要度が低い領域であり、一定の成果は出ているため、今後も継続しつつ、重要性の理解も促す必要がある部分である。イベントの充実や芭蕉布産業活性化などの産業関連、生涯学習振興、文化財の保全・活用、地域文化継承などの教育・文化関連、公園・緑地整備、北部市町村や各種団体との連携、地域住民の交流支援などが分類されている。



No	項目	領域	No	項目	領域
1	農業・畜産業の振興	C	24	下水道、集落排水路の整備	A
2	水産業・林業の振興	C	25	住宅地整備、空き家対策・有効活用の推進	A
3	建設業・工業・ものづくりの振興	C	26	公園・緑地の整備	D
4	商業・サービス業の振興	C	27	情報通信基盤の整備	A
5	観光の振興	C	28	し尿・ごみ処理の推進、火葬場の整備	B
6	産業支援制度の充実	C	29	消防・救急、交通安全、防犯の推進	B
7	各種イベントの充実	D	30	防災対策の推進	A
8	児童福祉の充実	B	31	交通・移動の利便性の向上	A
9	障がい者福祉の充実	B	32	山や海などの自然環境の保全	A
10	高齢者福祉の充実	B	33	行政対応の早さ・質	A
11	ひとり親世帯の福祉の充実	B	34	行政への村民意見の反映	A
12	健康づくり・保健事業の推進	B	35	行政の情報発信・情報公開	B
13	医療機関の充実	B	36	財政運営の健全化	B
14	保育・幼稚園教育の充実	B	37	公共施設の管理	C
15	義務教育の充実	B	38	北部市町村との広域的連携	D
16	生涯学習の振興	D	39	各種団体の活動支援	D
17	スポーツの振興	C	40	新規事業者の支援	C
18	文化財の保全・活用、地域文化の継承	D	41	公共施設跡地等の利活用	C
19	国際交流の推進	D	42	特産品の開発	A
20	道路の整備	A	43	芭蕉布産業の活性化	D
21	港湾、海岸の整備	C	44	地域住民の交流・支え合いの支援	D
22	河川の整備	A	45	移住・定住の促進	C
23	水道の整備	B	46	若者の地域定着の推進	A

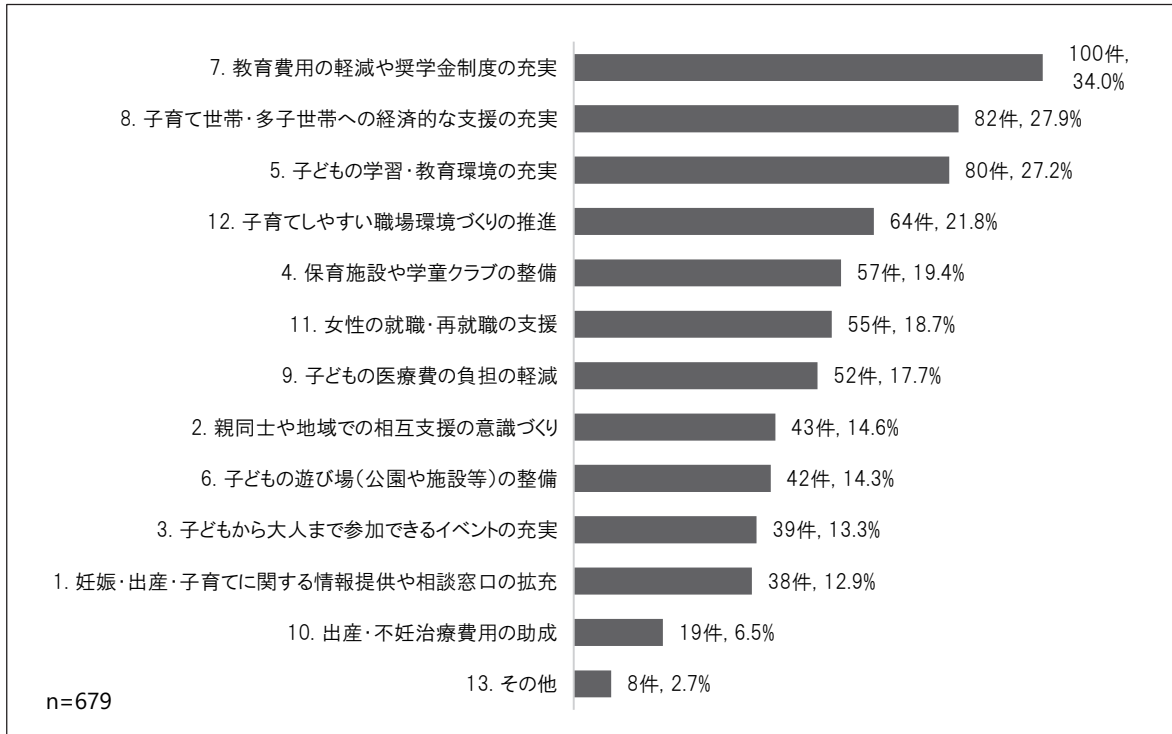
## (6) 村内の働く環境をよくするために効果的な取組について

村内の働く環境をよくするために効果的な取組については、「3.大宜味村への企業誘致に力を入れる」124件（42.2%）が最も多く、次いで「2.創業支援、企業家育成など新たな事業者を育てる」86件（29.3%）、「1.村内企業の求人情報の発信、PR活動などを支援する」「4.資格取得、スキルアップ、後継者育成など人材育成を支援する」82件（27.9%）、となっている。村内の雇用拡充が求められていると推測される。



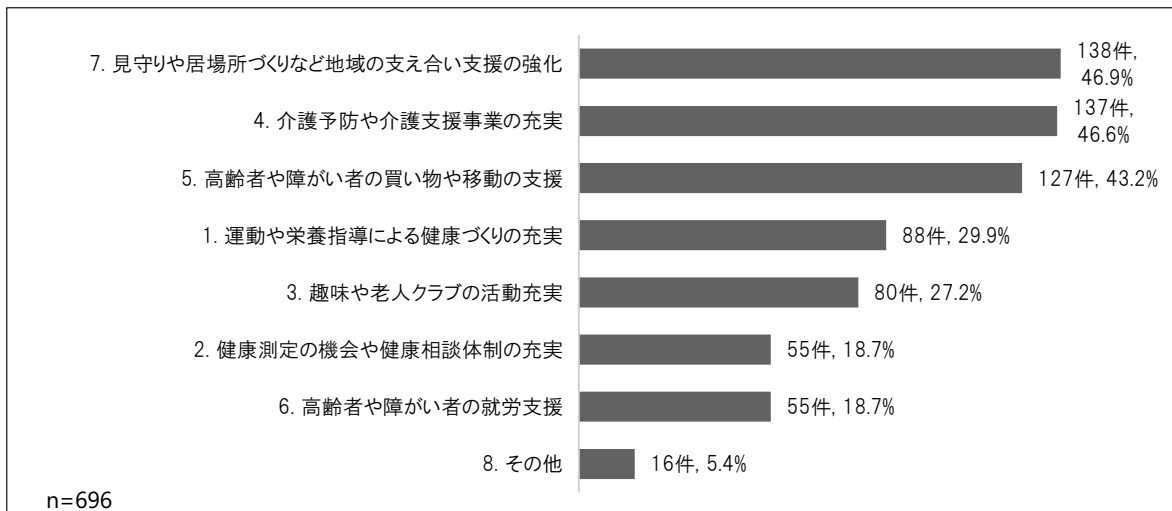
## (7) よりよい子育て環境を確保するために効果的な取組

よりよい子育て環境を確保するために効果的な取組については、「7.教育費用の軽減や奨学金制度の充実」100件（34.0%）が最も多く、次いで「8.子育て世帯・多子世帯への経済的な支援の充実」82件（27.9%）、「5.子どもの学習・教育環境の充実」80件（27.2%）、となっている。子育てに関する経済支援が上位に来ている。



### (8)健康長寿に暮らすために力を入れてほしい取組

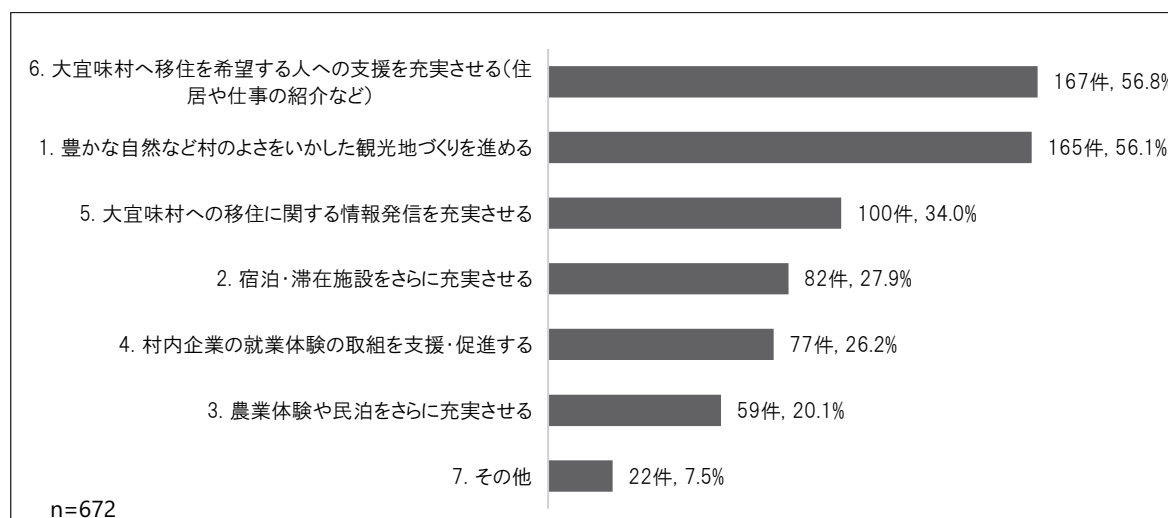
健康長寿に暮らすために力を入れてほしい取組については、「7.見守りや居場所づくりなど地域の支え合い支援の強化」138件(46.9%)が最も多く、次いで「4.介護予防や介護支援事業の充実」137件(46.6%)、「5.高齢者や障がい者の買い物や移動の支援」127件(43.2%)、となっている。高齢者支援に関する項目が上位だが、将来的な医療費や介護費の高騰を抑えるためには若い世代の健康づくりにもアプローチする必要がある。





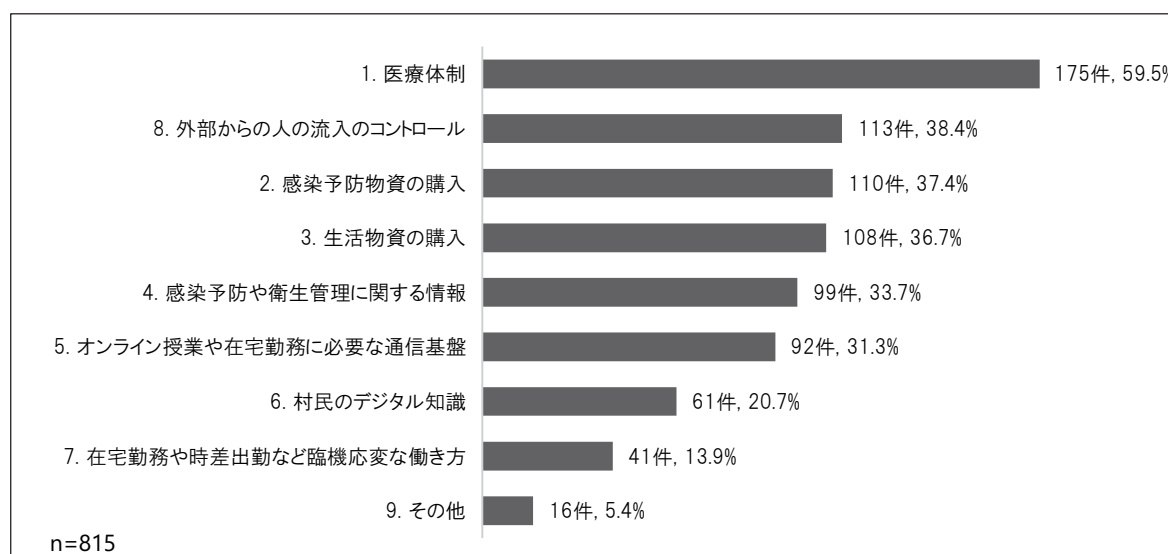
### (9)観光客、移住者、Uターンを増やすために効果的な取組

人口減少社会に備えて、本村の魅力を伝え、観光客、移住者、Uターンを増やすために効果的な取組については、「6.大宜味村へ移住を希望する人への支援を充実させる（住居や仕事の紹介など）」167件（56.8%）が最も多く、次いで「1.豊かな自然など村のよさをいかした観光地づくりを進める」165件（56.1%）、「5.大宜味村への移住に関する情報発信を充実させる」100件（34.0%）となっている。移住希望者への支援の充実と、村のよさを活かした観光地づくりが上位となっている。



### (10)新型コロナ危機で大宜味村で不足すると感じたもの

新型コロナ危機で大宜味村で不足すると感じたものについては、「1.医療体制」175件（59.5%）が最も多く、次いで「8.外部からの人の流入のコントロール」113件（38.4%）、「2.感染予防物資の購入」110件（37.4%）、となっている。その他の意見では、正確な情報発信・共有を求める声が多かった。



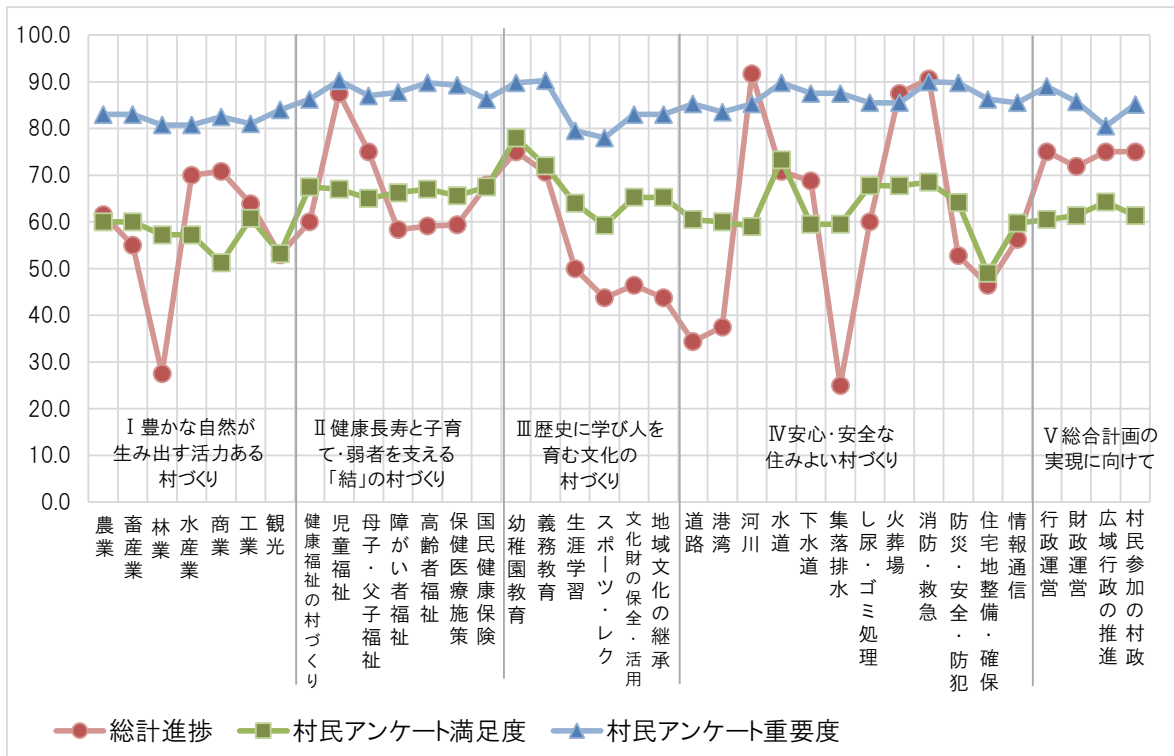
## 7 前計画の評価

「大宜味村第5次総合計画（前期基本計画）」と「大宜味村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の評価にあたっては、各課で施策小項目の進捗状況の5段階評価（順調：100点／概ね順調：75点／やや遅れ：50点／遅れ：25点／未実施：0点）を行い、評価結果を統計処理して施策中項目、施策大項目の評価を算出した。

また、村民アンケートにおいて、村の取組に対する満足度・重要度の4段階評価を100点満点に換算して、施策体系ごとに整理した。

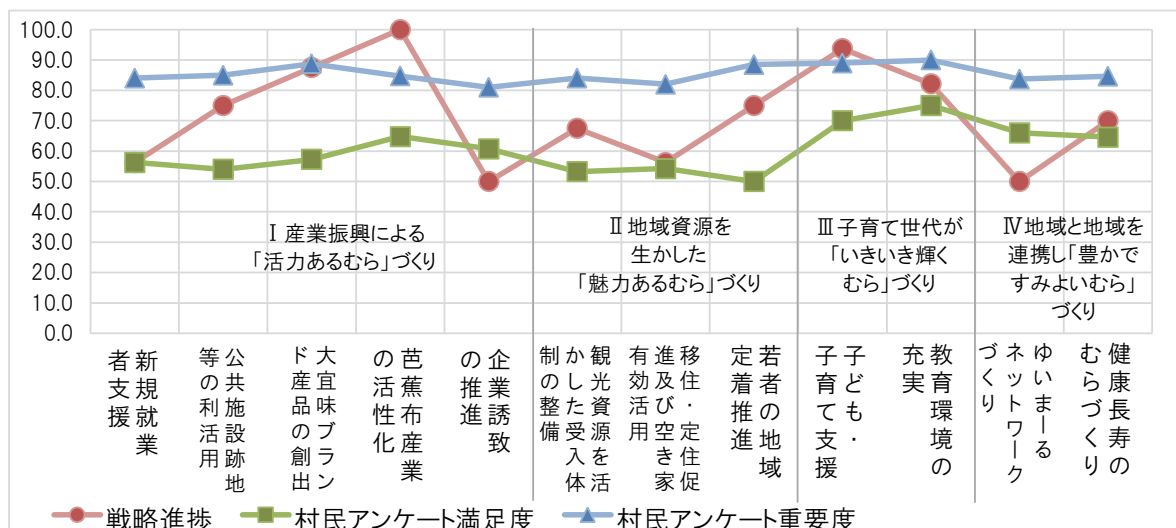
### （1）大宜味村第5次総合計画（前期基本計画）〈平成28年度～令和2年度〉

施策大綱	施策大項目・大体系		進捗	村民アンケート	
				満足度	重要度
Ⅰ 豊かな自然が生み出す活力ある村づくり	1-1	農業の振興	61.5	60.0	83.0
	1-2	畜産業の振興	55.0	60.0	83.0
	1-3	林業の振興	27.5	57.3	80.8
	1-4	水産業の振興	70.0	57.3	80.8
	2-1	商業の振興	70.8	51.3	82.5
	2-2	工業の振興	63.9	60.8	81.0
	3	観光の振興	52.9	53.3	84.0
Ⅱ 健康長寿と子育て・弱者を支える「結」の村づくり	1	健康福祉の村づくりの推進	60.0	67.5	86.3
	2-1	児童福祉の充実	87.5	67.0	90.3
	2-2	母子・父子福祉の充実	75.0	65.0	87.0
	3	障がい者福祉の充実	58.3	66.3	87.8
	4	高齢者福祉の充実	59.1	67.0	89.8
	5	保健医療施策の充実	59.4	65.6	89.3
Ⅲ 歴史に学び人を育む文化の村づくり	6	国民健康保険の充実	67.9	67.5	86.3
	1-1	幼稚園教育の振興	75.0	78.0	89.8
	1-2	義務教育の振興	70.6	72.0	90.3
	2	生涯学習の振興	50.0	64.0	79.5
	3	スポーツ・レクリエーションの振興	43.8	59.3	78.0
	4-1	文化財の保全・活用	46.4	65.3	83.0
Ⅳ 安心・安全な住みよい村づくり	4-2	地域文化の継承	43.8	65.3	83.0
	1	道路の整備	34.4	60.5	85.3
	2	港湾の整備	37.5	60.0	83.5
	3	河川の整備	91.7	59.0	85.3
	4	水道の整備	70.8	73.3	89.8
	5	下水道の整備	68.8	59.5	87.5
	6	集落排水路の整備	25.0	59.5	87.5
	7	し尿・ごみ処理の推進	60.0	67.8	85.5
	8	火葬場の整備	87.5	67.8	85.5
	9-1	消防・救急の推進	90.6	68.5	90.0
	9-2	防災・交通安全・防犯対策の推進	52.8	64.1	89.8
Ⅴ 総合計画の実現に向けて	10	住宅地の整備・確保	46.4	49.0	86.3
	11	情報通信の整備	56.3	59.8	85.5
	1-1	行政運営の確立	75.0	60.5	89.0
	1-2	財政運営の確立	71.9	61.4	85.8
	2	広域行政の推進	75.0	64.3	80.5
	3	村民参加による村政の推進	75.0	61.3	85.2



(2)大宜味村まち・ひと・しごと創生総合戦略〈平成27年度～令和2年度〉

基本目標	基本的方向大項目		点数	村民アンケート	
				満足度	重要度
I 産業振興による「活力あるむら」づくり	(1)	新規就業者支援	56.3	56.25	84.00
	(2)	公共施設跡地等の利活用	75.0	54.00	85.00
	(3)	大宜味ブランド製品の創出	87.5	57.25	88.75
	(4)	芭蕉布産業の活性化	100.0	64.75	84.75
	(5)	企業誘致の推進	50.0	60.75	81.00
II 地域資源を生かした「魅力あるむら」づくり	(1)	観光資源を活かした受入体制の整備	67.5	53.25	84.00
	(2)	移住・定住促進及び空き家有効活用	56.3	54.25	82.00
	(3)	若者の地域定着推進	75.0	50.00	88.50
III 子育て世代が「いきいき輝くむら」づくり	(1)	子ども・子育て支援	93.8	70.00	89.00
	(2)	教育環境の充実	82.1	75.00	90.00
IV 地域と地域を連携し「豊かですみよいむら」づくり	(1)	ゆいまーるネットワークづくり	50.0	66.00	83.75
	(2)	健康長寿のむらづくり	70.0	64.58	84.67



## 8 SDGs 一覧

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、平成 27 (2015) 年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた目標であり、17 のゴールと 169 のターゲットが示されている。経済、社会、環境の課題を統合的に解決するため、国際社会全体がそれぞれの責任と役割において行動していくための「道しるべ」として定められたものである。その基本理念には、世界中の誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の形成が掲げられている。

国においても、SDGs の実施を推進するため、平成 28 (2016) 年 12 月に「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施方針」を策定して国家戦略としての取組を進めるとともに、地方自治体の積極的な貢献に対する期待を示している。

本村では、大宜味村第 5 次総合計画後期計画・第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略の各施策分野に SDGs の目指す 17 の目標を関連付けることで、総合計画、地方創生、SDGs を一体的に推進していく。

SDGs の 17 の目標

 1 貧困をなくそう	 2 飢餓をゼロに
 3 すべての人に健康と福祉を	 4 質の高い教育をみんなに
 5 ジェンダー平等を実現しよう	 6 安全な水とトイレを世界中に
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	 8 働きがいも経済成長も
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	 10 人や国の不平等をなくそう
 11 住み続けられるまちづくりを	 12 つくる責任つかう責任
 13 気候変動に具体的な対策を	 14 海の豊かさを守ろう
 15 陸の豊かさを守ろう	 16 平和と公正をすべての人に
 17 パートナーシップで目標を達成しよう	



**大宜味村第5次総合計画**  
**【後期基本計画】**  
**大宜味村まち・ひと・しごと創生総合戦略**  
**【第2期】**

---

令和3年3月

編集・発行 沖縄県大宜味村字大兼久 157 番地  
大宜味村企画観光課  
電話番号：0980-44-3007

---



## 大宜味村民憲章

平成30年6月1日(大宜味村告示第29号)

わたしたちの村、大宜味村は、やんばると呼ばれ山・川・海などの豊かな自然に恵まれ、地域資源と共存し、村是である「人材を以って資源と為す」を精神的支柱として発展してきた誇り高い歴史と文化があります。

わたしたちは、先人から受け継がれてきたこの貴重な精神を財産にして、互いに支え合い、ふるさとに誇りをもち、平和の村をつくっていく決意を示すものとして、ここに大宜味村民憲章を定めます。

わたしたち大宜味村民は

- 一 先人の教えを尊重し豊かな心を育む村をつくります
- 一 豊かな自然に恵まれた歴史文化の薫り高い村をつくります
- 一 思いやり支え合う結いの心で住みよい村をつくります
- 一 身も心も健康で活気みなぎる明るい長寿の村をつくります